

# 東北歴史博物館 研究紀要

## [論 文]

相原 淳一	宮城県における玦状耳飾	1
柳澤 和明	多賀城市田屋場横穴墓群の再検討	13
及川 規	文化財に影響を与える木材揮発成分の効果的な除去方法開発の試みⅡ—ベイスギを対象に—	43
笠原 信男	栗原郡における中世の修驗 —羽黒先達及び熊野先達—	70

## [資料紹介]

佐久間光平	加美町東山官衙遺跡出土のナイフ形石器について	49
-------	------------------------	----

## はじめに

この度、東北歴史博物館研究紀要 11 を発刊することになりました。

当博物館は、宮城県を中心にながらも、東北地方全体の歴史・文化に関わる資料の収集と保存、研究に努めています。また、その成果を広く発信することにより、社会との交流を促進し、国際化時代にふさわしい地域づくりと地域活性化に貢献することを使命としています。

本紀要は、職員の地道な研究活動の一端を発表するものです。今回は考古学から二編、保存科学、民俗の分野から一編ずつの論文に加え、旧石器時代の資料紹介を一編掲載しています。

相原論文は、全体像が明らかとなっていた宮城県の玦状耳飾を集出し、出土状況の検証を経て編年案を提示しました。柳澤論文は、多賀城外郭南辺築地跡の下で検出された田屋場横穴墓群について再検討を行いました。その結果、多賀城創建期の外郭南辺の理解については再考が必要であるという、重大な問題提起を行っています。及川論文は、収蔵庫内装材として多用される樹種の一つであるベイスギを対象に、揮発成分の効果的な除去方法について考察しています。笠原論文は、宮城県内の修驗の動向を検証する作業の一環として、室町時代の栗原郡を拠点に活動していた熊野先達・「秋法」について検討しました。佐久間報告は、当館所蔵の未発表資料である加美町東山官衙遺跡のナイフ形石器を紹介しています。

今後とも一層の研鑽に努めてまいりますので、忌憚のない御批判や御意見をいただければ幸いです。

平成 22 年 3 月 26 日

東北歴史博物館長 進 藤 秋 輝

## 宮城県における玦状耳飾

相 原 淳 一 (東北歴史博物館)

1 はじめに	(4) 縄文時代中期初頭～
2 宮城県の玦状耳飾	(5) 小結
(1) 縄文時代早期末葉	3 出土状況と用途
(2) 縄文時代前期前葉	4 おわりに
(3) 縄文時代前期中葉～末葉	

## 1 はじめに

宮城県における玦状耳飾はその研究史初期段階で、毛利総七郎・遠藤源七の沼津貝塚や山中樵の三神峯遺跡収集によるものなどが知られている。

昭和18(1933)年には、樋口清之による集成が『考古学雑誌』に発表され、県内では「山口仁道氏所蔵」資料ほかが公表された。宮城県内の遺跡では、沼津貝塚・大木圓貝塚・塙釜(遺跡名不詳)の5点が図示され、このほかに三神峯遺跡・多賀城からの出土を報告している。

戦後、いち早く上川名貝塚を調査した加藤孝は、上部貝層のシジミ層中から玦状耳飾1点を発見し、報告している。数少ない層位に基づく出土例であり、現在でも重要な基準資料の一つとなっている。昭和27(1952)年からは、宮戸島里浜貝塚の調査が開始され、粘板岩質の玦状耳飾が1点報告された。昭和40年代以降、こうした発掘調査のほかに、佐藤庄吉による白石・刈田郡の踏査、興野義一による登米・玉造・遠田郡の踏査による成果が、順次公表されていった。昭和43(1968)年に設立された宮城教育大学考古学研究会の記念すべき『宮教考古』第1号には、白鳥良一の「玦状耳飾の新資料について」が巻頭論文として掲載され、地道な調査研究活動の様子を伝えている。

また、昭和40年代は、開発に伴う緊急発掘調査が激増し、それに伴い、文化財保護の体制も徐々に

整備されていった時期に相当する。玦状耳飾においても、長根貝塚、東北自動車道関係の持長地遺跡・大山遺跡ほかの調査による出土が続いた。現在、開発に伴う発掘調査は減少傾向となっているものの、こうしたいわゆる行政発掘が研究を推し進める姿は大きく異なるものではない。

一方、昭和43(1968)年には、大木圓貝塚がその学術的な意義によって、史跡として指定告示され、昭和47(1972)年から昭和53(1978)年には、七ヶ浜町教育委員会による史跡の環境整備を目的とした調査が行われ、玦状耳飾に関する重要な知見が得られている。

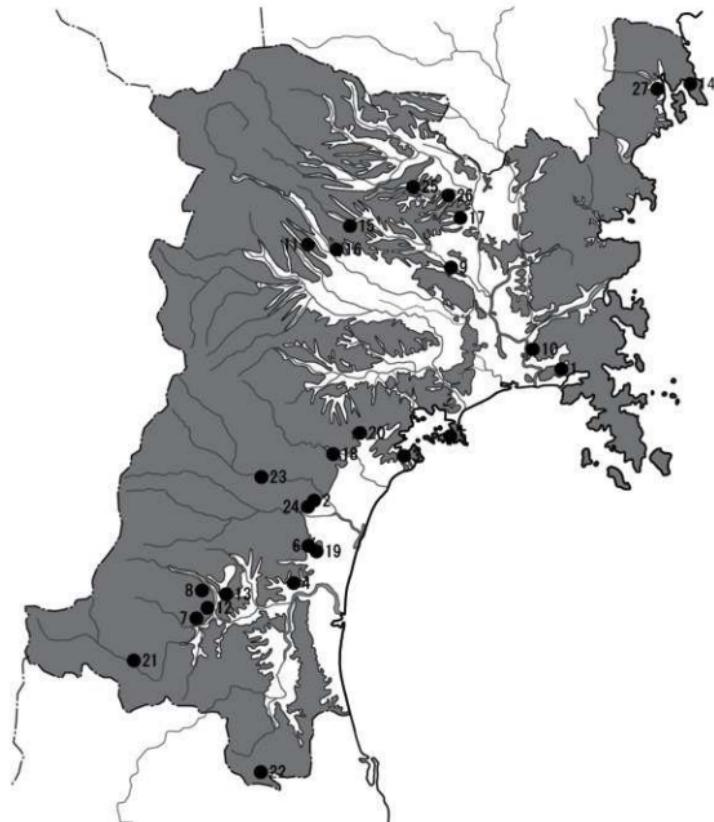
ところで、東北大大学の芹沢長介は、昭和40(1965)年刊行の『日本の考古学』IIの「周辺文化との関連」において、玦状耳飾も取り上げ、当時、日本の玦状耳飾が並行関係にあるとされた中国の青蓮岡文化との比較検討に関しては、年代差があり、「大陸からの影響を性急に説くまえに縄文文化の内容をもっとくわしく研究しなくてはならないだろう」と警鐘を鳴らした。その後、芹沢の下にも留学経験を持つ香港中文大学の鄧聰は、玦状耳飾製作の技術的な側面から、東アジアの玦飾には2系統あり、日本の玦状耳飾はその北方系に属するものとの分析成果を発表(鄧2003、Tang 2006・2008)している。

現状では、玦状耳飾の大陸渡來說と日本列島自生説とは拮抗したままとなっており、新たな分析視点

からの研究も提出されるようになってきている。しかししながら、そのような最新の研究においても、宮城県内の块状耳飾は数点が把握されているにすぎないものであったり、時期の認定に誤りがあつたり、研究の土台そのものがまだ充分に完成していない感が強い。本稿が块状耳飾研究の一助となれば、幸い

である。

本稿を草するにあたり、東北大大学院文学研究科考古学研究室・仙台市教育委員会・後藤勝彦・須藤隆・原河英二の各氏、および当館職員からは種々のご教授を賜った。記して、感謝の意を表するものである。



番号	遺跡名	番号	遺跡名	番号	遺跡名	番号	遺跡名
1	沼津貝塚	8	銀治沢遺跡	15	上前田西遺跡	22	下南山遺跡
2	三神峯遺跡	9	長根貝塚	16	北馬場壙遺跡	23	北原街道B遺跡
3	大木岡貝塚	10	南境貝塚	17	青島貝塚	24	山田上ノ台遺跡
4	上川名貝塚	11	木戸脇裏B遺跡	18	長袖遺跡	25	嘉倉貝塚
5	里浜(台岡)貝塚	12	持長地遺跡	19	宇賀崎貝塚・1号墳	26	糠塚貝塚
6	泉遺跡	13	大山遺跡	20	六田遺跡	27	内の脇1号貝塚
7	上高野遺跡	14	長浜遺跡	21	小梁川遺跡		

第1図 宮城県における块状耳飾出土遺跡

## 2 宮城県の玦状耳飾

宮城県内で玦状耳飾ないしは、玦状耳飾の可能性のある資料が出土しているのは、27遺跡52点である。玦状耳飾は破片で出土するものが多く、玦状耳飾と特定の難しい資料も多い。ここでは、こうした玦状耳飾とその周辺の資料も含めて幅広く検討の俎上に載せていく。また、今回図を掲載したもののほかにも、発見や出土のことが報告されている遺跡が数遺跡・数点<sup>(注1)</sup>ある。

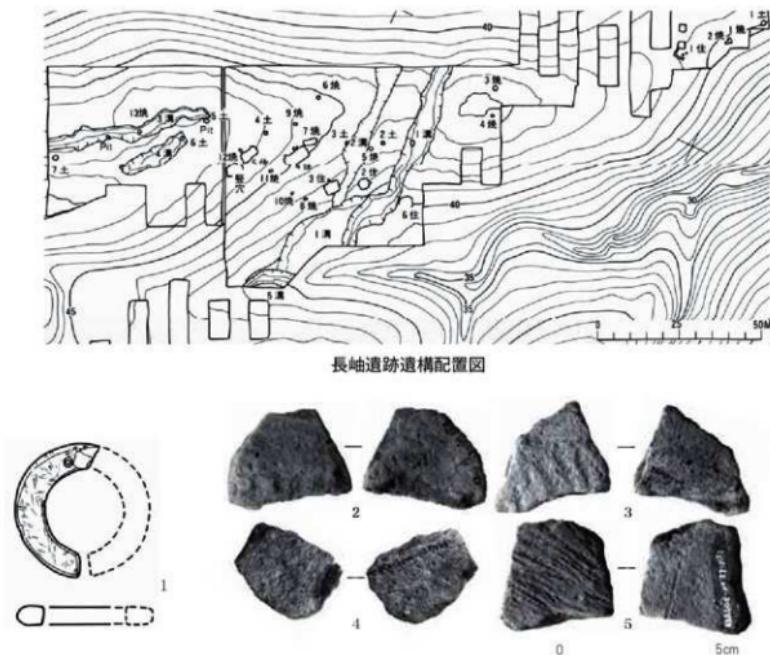
共伴資料の検討から時期がほぼ特定できる資料を基準として、その他の資料の型式学的な検討も加え、年代順にその概要を記していく。

### (1) 繩文時代早期末葉（第2図）

宮城県内で縄文時代早期にさかのぼる玦状耳飾<sup>ながくさ</sup>は、仙台市長崎遺跡から1点（1）出土している。

玦状耳飾とともに出土した土器は3点（2～4）である。2は頸部隆帶上に綾位の連続刺突文が施され、内外面ともに条痕文が施される土器である。胎土には纖維を含んでいる。3は上部の口縁部側に条痕文、胴部にRL単節（0段3条）斜行縦文、内面ナデ調整の土器である。条痕帯と縦文を画する隆帶はない。胎土には纖維を含んでいる。4は全体に磨滅しているものの、上部の口縁部側に条痕文、胴部にRL単節綾走縦文、内面ナデ調整の土器である。2と同様に条痕帯と縦文を画する隆帶ではなく、胎土には纖維を含んでいる。2は吉田浜下層土器（後藤1968）、3・4は「梨木畠式」（林1965、古田ほか2009）の縄文時代早期後葉の土器である。

この3点の土器のほかに、同じ「5号溝」堆積層1層からは、隣接グリッドで第2図5の外面斜走縫糸文R・内面ナデ調整の土器が出土している。胎



第2図 長崎遺跡遺構配置図と埋没谷（5号溝）出土遺物（仙台市教育委員会所蔵）

土には繩文を含んでいる。これは縄文時代早期末葉の吉田浜上層土器（後藤 1968）に位置づけられるものである。

以上、「5号溝」とされた自然の埋没谷<sup>(註1)</sup>中には、縄文時代早期の土器のみが出土していることを確認することができた。いずれも小破片であり、ここでは縄文時代早期末葉を下限とする块状耳飾としてとらえておく。また、今回の実物資料の再検討で、あわせて、「5号溝」の直上にある「豊穴遺構」から出土している38点の土器も「すべて胎土に多量の繩文を含むもの」「地文は内外面に条痕文の施されるもの、内面に条痕文の施されるもの、外側が繩文あるいは撚糸文のもの等」、すべて縄文時代早期に属する土器であることを確認している<sup>(註2)</sup>。

埋没谷から出土した块状耳飾（第2図1）はやや褐色を帯びた乳白色の滑石製で、中央孔の広いドーナツ形を呈している。現在、最古の块状耳飾とされる一群（川崎 2003）の特徴とも一致している。

## （2）縄文時代前期前葉（第4図2～15）

縄文時代前期初頭から前葉に位置づけられる块状耳飾は、上川名上層式の上川名貝塚（第3図、第4図2）、上川名上層式後半宇賀崎段階の宇賀崎貝塚（3）、上川名上層式後半の下南山遺跡（4）、大木1式の三神峯遺跡（5）、大木2a式の泉遺跡（8・9）がある。

上川名貝塚出土のいわゆる金環状をなす块状耳飾の系譜は、宇賀崎貝塚－三神峯遺跡－泉遺跡へと連なるものと考えられる。鍛冶沢遺跡のもの（10）も上川名貝塚のものに類似する形態をしている。大木2a式の泉遺跡のものはとともに土製であり、土製



第3図 上川名貝塚出土块状耳飾（1:1）  
（東北大大学院文学研究科所蔵）

块状耳飾の中では現状では最古のものであり、吉田泰幸のいう土製块状耳飾C類（吉田 2006）の起源が、直接いわゆる金環状の石製块状耳飾に求められる証左となるものであろう。

下南山遺跡出土の隅丸長方形を呈し、ほぼ中央に孔を穿つ形のものは、南九州の鹿児島県上野原遺跡出土のヒスイ製块状耳飾に類似している。上野原遺跡のものはアカホヤ火山灰下位の可能性が指摘されており、縄文時代早期末葉に位置づけられている（上田・廣田 2003）。下南山遺跡の块状耳飾の石材も滑石片岩の可能性もありとされながらも、ヒスイ製とされている。上高野遺跡（12）、木戸脇裏B遺跡（13）、大山遺跡（14）、上前田遺跡（15）は下南山遺跡の块状耳飾と類似する形状をしている。

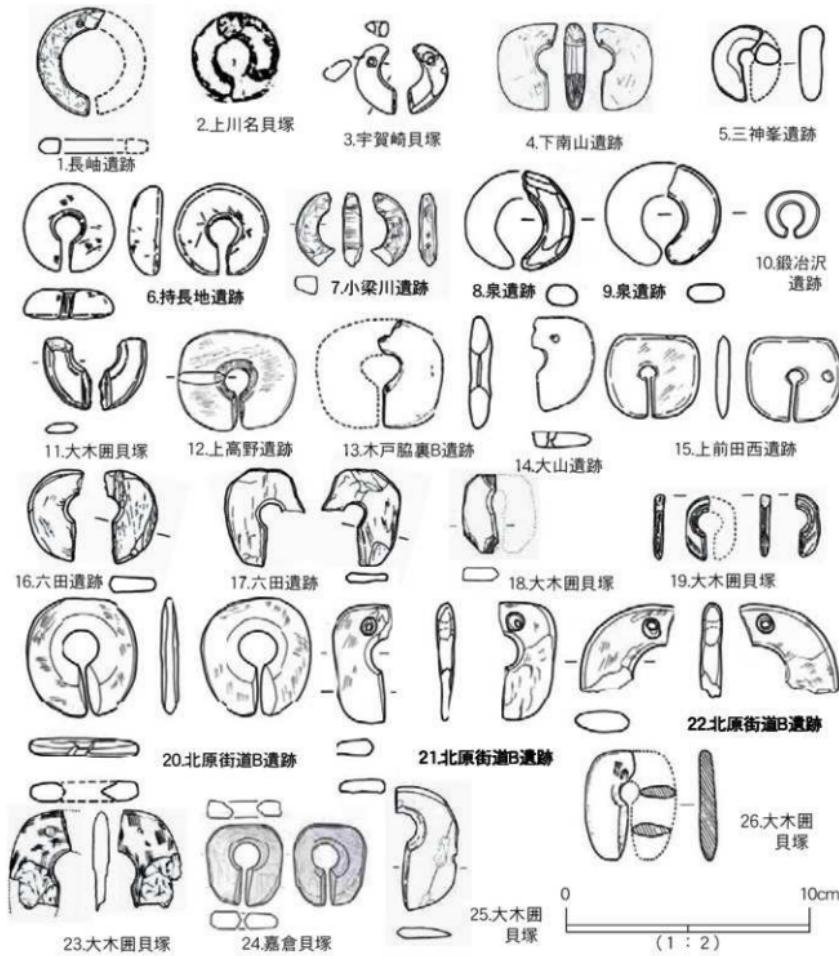
小梁川遺跡（7）や大木園遺跡（11）は縄文時代早期末葉の長岫遺跡のドーナツ形のものによく似ている。小梁川遺跡の块状耳飾は遺跡の東側遺物包含層から出土している。東側遺物包含層自体は縄文時代前期末葉から中期前葉の形成時期であり、混入品とみられる。この東側遺物包含層が所在する小梁川遺跡板沢地区には、縄文早期末葉の土器は確認されず、縄文時代前期の組紐回転文やループ状文を特徴とする大木1式土器が確認されるのみである。以上の所見から、小梁川遺跡の块状耳飾は縄文時代前期前葉の大木1式に伴った可能性が考えられる。縄文時代早期末葉土器が確認されない大木園貝塚の状況も同じで、縄文時代前期前葉の所産と考えられよう。消極的な根拠しか見当たらないものの、長岫タイプのものは前期前葉まで残存する可能性が高い。

## （3）縄文時代前期中葉～末葉

### （第4図16～第5図17）

縄文時代前期中葉から末葉に位置づけられる块状耳飾は、大木2b～3式ころの六田遺跡（第4図16・17）、大木4式の大木園貝塚（18）、大木5式の北原街道B遺跡（21）、大木5b式の大木園貝塚（23）がある。

六田遺跡の楕円形状を呈する粘板岩製块状耳飾は、1層（表土及び耕作土）出土のものであるが、全体の土器の出土状況から判断して、概ね大木2b



都 市	町 村	遺跡名	材質(色調)	計量面(c.m.)	重 量	備考	文獻	都 市	町 村	遺跡名	材質(色調)	計量面(c.m.)	重 量	備考	文獻
仙台市	青葉区	伊達城(中野城)	土器(白)	42.4	4.8	(A)1000年 伊達城(中野城)	仙台市 1985	14	仙台市	大通城	土器(白色)	38.0	0.8	赤堀城出土	宮城県 1970-1980
仙台市	七番町	石城	35.5			土器・シマヨシ地山古墳 昭和25年1951		15	仙台市	七番町	土器(白色)	33.7	0.8	赤堀城出土	宮城県 1970-1980
名取市	宇摩里町	御所	27.105			土器(白) - 7.7 城壁 昭和30年1955	名取市 1980a	16	利府町	六郎原遺跡	粘土製(黑色)	28.8	0.8	利府城 昭和19年 利府町 1987	宮城県 1970-1980
久喜市	三輪山遺跡	ヒヌレ城(御所)	83.24			土器(白) - 4.9 城壁 昭和35年1960	久喜市 1985	17	仙台市	六田遺跡	粘土製(黄色)	32.0	0.8	利府城 昭和19年 利府町 1987	宮城県 1970-1980
仙台市	三井町	高森城(白山城)	29.8			土器(白)	仙台市 1985	18	七ヶ浜町	大根畠遺跡	粘土製(白色)	29.0		西田城	七ヶ浜町 1980
尾花沢市	鶴来地遺跡	森谷山古墳(西谷)	3.8	3.8	12.20B	IGC粘土製出土	宮城県 1973-1980	19	七ヶ浜町	大根畠遺跡	砂岩製	23.0	0.35	C-5.7城壁出土 C-5.7城壁出土 七ヶ浜町 1980	
七ヶ浜町	小川原遺跡	三輪軸	2.9			IGC粘土製出土 C-5.7城壁出土 七ヶ浜町 1980	七ヶ浜町 1980	20	仙台市	白河城遺跡	砂岩製	46.4	0.7	21A 砂岩製 七ヶ浜町 1984	宮城県 1970-1980
名取市	荒井郷	土器	4.7	4.0		IGC粘土製出土 七ヶ浜町 1980	名取市 1980	21	仙台市	白河城遺跡	砂岩製	47.8	0.7	21B 砂岩製 七ヶ浜町 1984	宮城県 1970-1980
名取市	荒井郷	土器	4.0			IGC粘土製出土 七ヶ浜町 1980	名取市 1980	22	仙台市	白河城遺跡	砂岩製	43.0	0.75	21C 砂岩製 七ヶ浜町 1984	宮城県 1970-1980
栗原市	栗北山遺跡	石城				表面磨光 栗北山古墳 昭和20年1975	栗原市 1975	23	七ヶ浜町	大根畠遺跡	砂岩製 栗北山(栗原市)	28.0	0.3	C-5.7城壁 C-5.7城壁 七ヶ浜町 1980	
七ヶ浜町	大根畠遺跡	石城(オリーブ 色)	4.0			表面磨光 栗北山古墳 昭和20年1975	七ヶ浜町 1975	24	桑折村	桑折城	土器(白)	3.2	0.06	赤堀城出土 赤堀城出土 七ヶ浜町 1980	宮城県 2002
白石市	上野新野郷	石城	4.0			表面磨光 栗北山古墳 昭和20年1975	七ヶ浜町 1975	25	七ヶ浜町	大根畠遺跡	砂岩製片	2.8		赤堀城出土 赤堀城出土 七ヶ浜町 1980	宮城県 1970-1980
大崎市	白石新野郷	石城				表面磨光 栗北山古墳 昭和20年1975	七ヶ浜町 1975	26	七ヶ浜町	大根畠遺跡	田端(褐色)	45.0		赤堀城出土	宮城県 1970-1980

#### 第4図 繩文時代早期末葉～前期後葉

～3式ころに位置づけられるものである。遺跡の周辺には粘板岩は分布しておらず、北上山地や阿武隈山地<sup>(注4)</sup>からの搬入によるものであろう。黒色を呈する块状耳飾は初出である。類似する块状耳飾は大木團貝塚（18）にもある。

大木團貝塚の獸骨製块状耳飾（19）は、小型ながら橢円形状を呈し、形態的には前出の六田遺跡のものに類している。材質の獸骨は初出となる。層位から大木4式と特定される。

北原街道B遺跡の3点の块状耳飾のうち、21は大木5式の遺物包含層から出土しており、大木5式に特定される。上端と下端が直線的に仕上げられており、全体的に隅丸長方形状を呈している。20は「二次的な堆積層」、22は「土取り工事の影響」の見られる個所からの出土で、大木5式には特定されない。北原街道B遺跡では大木2a式から大木9式、晩期の土器も出土しており、大木2a式以降のものととらえておくべきものであろう。形態的には、上川名貝塚（第4図2）の系列に連なるものであり、全体的に大型化している。

23の大木團貝塚出土の縁泥片岩製块状耳飾は、層位から大木5b式に特定されるものである。形態的には、21の北原街道B遺跡のものと同様の隅丸長方形状を呈するものであろう。

嘉倉貝塚出土の滑石製块状耳飾（24）は大木4～7b式土器を含む基本層序2層からの出土であり、時期は特定できない。やや寸詰まりの隅丸長方形状をなしていることから21の北原街道B遺跡例の周辺に位置づけられるものである。大木團貝塚出土の縁泥片岩製块状耳飾（25）・玢岩製块状耳飾（26）も形状や材質、色調からこの時期の周辺に位置づけられるものであろう。

第5図1～17に掲げた块状耳飾も、出土層位や伴出土器からは時期の特定の困難な資料である。宇賀崎1号墳（1）では前期初頭・前期末～中期初頭などの縄文土器、青島貝塚（2）では大木2b式以降の土器が混在している。糠塚貝塚（4～6）は前期後葉の土器が主体をなすものの、大木1～8b式・南境式の土器を幅広く含んでおり、時期の厳密な特定は困難である。概ね、5・6の土製块状耳飾

は、時期的には大木2a式の泉遺跡（第4図8・9）と大木7a式の長根貝塚（第6図5）の間を埋める資料となる可能性があり、重要である。ともに円盤状の形状をなし、5は明瞭な中央孔は作られておらず、切り込みとほぼ一体化している。6の切り込み部分にはケズリの痕跡が残されており、ある程度乾燥してから、工具を用いて切り込まれたものである。

里浜（台圓）貝塚（7）と大木團貝塚（8）はともに粘板岩製の黒色の块状耳飾である。材質的には大木2b～3式ころの六田遺跡の系譜を引き、形態的には大木5式の北原街道B遺跡（第4図21）の周辺に位置づけられる前期後葉のものであろう。9～13も形態から概ねこの時期の周辺に位置づけられよう。14～17に掲げた块状耳飾は、形態的には糠塚貝塚の土製块状耳飾（6）に類する円盤状を呈しており、やはり前期後葉の周辺に位置づけられるものであろう。

#### （4）縄文時代中期初頭～（第6図）

縄文時代中期初頭から前葉に位置づけられる块状耳飾は、大木7a～7b式ころの小梁川遺跡（1）、大木7a式ころの長根貝塚（5）がある。

小梁川遺跡の蛇紋岩製块状耳飾は第161号フラスコ状土壤1層中から出土している。自然流入の同堆積層には大木7a～7b式破片を含んでおり、大木7a～7b式ころに位置づけられよう。大木5式の北原街道B遺跡（第4図21）の系譜上に位置づけられる資料と考えられ、下端は直線的に仕上げられるものの、上端はやや丸みを帯び、ややすぼむ形状となっている。

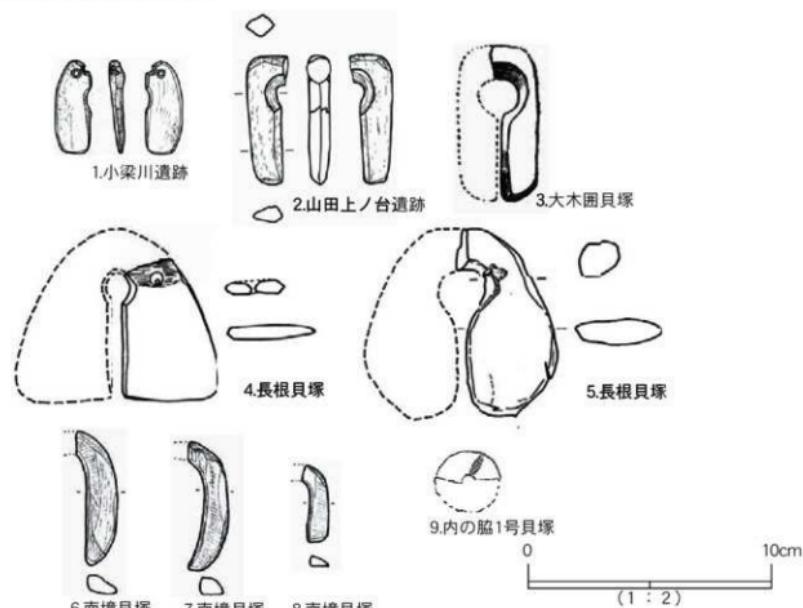
山田上ノ台遺跡の長方形をなす块状耳飾（2）は遺物包含層からの出土で、伴出土器は大木10式～宮戸1b式土器である。遺跡全体でみると、大木7a式土器が出土しており、大木7a式に位置づけられる可能性がある。同様の形状のものは大木團貝塚（3）でも出土している。

長根貝塚の石製块状耳飾（4）は第IVトレチ出土のもので出土層位の記述がなく詳細不明であるが、「下部には大木7式の、上部には大木9式の土器破片が若干出土した」との記述があり、大木7式



番	市町	遺跡名	材質(色)	計測値(cm)	重 量 g	備考	文獻	番	市町	遺跡名	材質(色)	計測値(cm)	重 量 g	備考	文獻	
1	村田町	伊勢原遺跡	石製	1.0	—	—	—	10	村田町	大木田遺跡	石製	—	—	—	—	—
2	村田町	宇摩原遺跡	石製	3.65	0.68	1.15(重複)・1.15(重複)・1.15(重複)	1985年 発見	11	七ヶ浜町	大木田遺跡	石製	—	—	—	—	—
3	七ヶ浜町	青島貝塚	石製	—	—	—	—	12	七ヶ浜町	大木田遺跡	石製	—	—	—	—	—
4	七ヶ浜町	不規	石製	—	—	—	—	13	七ヶ浜町	大木田遺跡	石製	—	—	—	—	—
5	七ヶ浜町	大木田(通称 大木田古墳)	石製	0.4	0.005	出土地	1985年 発見	14	七ヶ浜町	大木田遺跡	石製	—	—	—	—	—
6	七ヶ浜町	鹽釜(通称 大木田古墳)	土製	4.2	1.1	「メガ」のモーリング	1985年 発見	15	七ヶ浜町	大木田遺跡	石製	4.3	4.8	重複	重複	—
7	七ヶ浜町	鹽釜	土製	4.2	0.8	20世紀下葉中山式	(同上)	16	大木田町	盐场周围遺跡	石製	—	—	—	—	—
8	七ヶ浜町	鹽釜(通称)遺跡	粘板岩製	—	—	第三種土器と七ヶ浜土	1985年 発見	17	七ヶ浜町	大木田遺跡	石製	5.5	1.5	0.9	表面磨	白鳥真・1989
9	七ヶ浜町	鹽釜(通称)遺跡	粘板岩製	—	—	トレンチ・断面不規	七ヶ浜1974	18	七ヶ浜町	大木田遺跡	石製	4.8	3.0	1.0	Wの横溝	1974-1985
10	七ヶ浜町	鹽釜(通称)遺跡	粘板岩製	—	—	表面不規	七ヶ浜1973	19	七ヶ浜町	大木田遺跡	石製	—	—	—	—	—

第5図 繩文時代前期中葉～後葉



第6図 繩文時代中期初頭～

と考えてよいものであろう。全体が闊丸三角形に整えられた形状の玦状耳飾は、県内ではこの1点のみである。

長根貝塚の土製玦状耳飾(5)は出土層位の記述はないものの、「主として第三群土器に伴つたもの」との記載があり、第三群土器の大木7a式ころに位置づけられる。脚部が大きく膨らむ形状をしており、このような土製玦状耳飾に関しては今のところ、県内ではこの1点の出土にとどまっている。

その他、縄文時代中期後葉～後期前葉のヘアピン状をなす鹿角製玦状耳飾の半欠品とされる資料(6～8)が南境貝塚で報告(後藤2008b)されている。類似する形状に、同貝塚の釣針第1類無鉤(後藤2008a)中の基部加工の施されていないものがある。この種の釣針には、玦状耳飾とされたもののように

断面がやや扁平で、端部が弧状ないしは平坦になるものはなく、後藤が分類するように玦状耳飾となる可能性(註5)は残ろう。ただし、3点ともに半欠品であり、完形品を通してさらに検討する必要があり、類例の出現を待ちたい。

内の脇1号貝塚の環状の骨角製品(9)は、縄文時代後期前葉～中葉の土器とともに出土したとされている。切り込み部の有無が不明で、玦状耳飾になるか否かも不明である。形状はほぼ正円で中央に穿孔が施されており、首飾の玉の可能性も考えられよう。

#### (5) 小結

以上、検討してきたことから、宮城県における玦状耳飾の編年は第7図のようにまとめることができよう。

7.000年前calBP

5.470年前calBP

		前期			中期	
		前葉	中葉	後葉	初頭	
	末葉					
石 製	長崎					
土 製						
骨 角 製						

遺跡名ゴシック表記は層位に基づくもの。縮尺1:4

第7図 宮城県における玦状耳飾の編年

宮城県内での玦状耳飾の大きな流れとしては、石製のものが縄文時代早期末葉に出現（ドーナツ状・長崎遺跡）し、縄文時代前期初頭にはいわゆる金環状（上川名貝塚）、やや横長の隅丸長方形状（下南山遺跡）、前期中葉には楕円形状（六田遺跡）、前期後葉にはやや縱長の隅丸長方形状（北原街道B遺跡）のものへと変遷をたどる。明確ではなかったが、円盤状のものも前期後葉ころに位置づけられよう。中期初頭には上端のややすぼむ形状（小梁川遺跡）、長方形状（山田上ノ台遺跡）、隅丸三角形状（長根貝塚）と分化し、終末を迎える。

土製玦状耳飾は前期前葉には金環状（泉遺跡）のものが出現し、前期後葉には円盤状（糸塚貝塚）、中期初頭には脚部が大きく膨らむ形状（長根貝塚）が現れる。型式変遷の流れとしては、石製玦状耳飾同様に大型化をたり、中期初頭には終末を迎える。

参考までに、山形県吹浦遺跡（山形県教育

委員会 1988）では、中期初頭の土製玦状耳飾で外縁が滑車状をなす全面赤彩のもの（第8図）がある。糸塚タイプの円盤状のものからの変遷と見られ、玦状耳飾としても栓状耳飾としても使用可能なものである。以後、土製栓状耳飾が耳飾の中では独自の発展を遂げ、晩期まで継続する。

骨角製玦状耳飾は前期中葉に出現する。形状を変え、後期まで存続する可能性があるが、いずれも完形品としては確認されておらず、今後の類例の増加を待ちたい。

材質的には、縄文時代早期末葉に滑石製が出現し、前期前葉には滑石片岩製・ヒスイ（滑石片岩の可能性）製、中葉以降には粘板岩製・蛇紋岩製・玢岩製・綠泥片岩製と種類が増える。宮城県の場合、明確に玦状耳飾未製品と判断されるような資料ではなく、玦状耳飾製作遺跡や母材の原産地遺跡については不明である。土製玦状耳飾は前期前葉大木2a式以降、中期初頭まで製作されたものと考えられる。骨角製玦状耳飾は大木4式で出現し、後期まで続く可能性があるが、詳細は不明である。



第8図 山形県吹浦遺跡

### 3 出土状況と用途

宮城県における块状耳飾の出土状況は、墓壙と見られる土壤からの出土は今のところ確認されておらず、基本的には「生者の装い」として用いられた装身具と考えられる。稀少ながら、人骨に伴う例は古くは大阪府国府遺跡（大野 1919）すでに確認されているとおりで、墓壙や人骨に伴う块状耳飾を分析した吉田泰幸（2006）は、耳たぶに穿孔し、块状耳飾の切り込みを下にして用いた可能性が強いとしている。

块状耳飾は、生者から生者への贈与や伝世、破損、補修、あるいは装着者死亡の折の意図的な破壊（？）の後は、垂玉として再加工されるものが確認される。

### 4 おわりに

宮城県における块状耳飾について、可能な限り、出土状況に帰って、検討を重ねてきた。かつて筆者が土偶研究においても指摘したように、一口に層位に基づく検討といっても、そこには層の認識から始まり、資料の取り上げ方、記録の残し方など多くの課題があり、特に小品の場合、遺物自体の二次堆積や木の根や小動物による搅乱混入の問題が避けがたく存在しており、その遺物が原位置を保っているものなのか否かの現場におけるより厳密な検討が必要である。块状耳飾の研究を深めていくためにも、今後ともこうしたより精度の高い発掘調査が強く望まれる。

今回の集成を通して、縄文時代早期の块状耳飾を層位学的な根拠に基づき検出することができた意義も大きい。従来、北陸や南九州といった块状耳飾の大陵起源説を想起させる地域での研究が先行してきたが、少なくともそうした地域で現在最古形と考えられている形状のものが同一時期に宮城県内にも存在することが確認され、仮に大陸起源説をとるにしても、縄文時代早期末葉にはすでに日本列島全体に広がっていた可能性を明らかにすることができた。弥生時代の稻作研究がたどったように、さらに古い、形状の块状耳飾が日本列島の端部となる地域で発見されることになるのか、今後も研究の行方を注意深く見守っていきたい。

また、今回は紙幅の関係で掲載することができなかった垂玉・管玉等の首飾類、貝輪等の腕輪類、玉斧類等の装身の全体像については、いずれ機会を改めたい。こうした装身のあり方は縄文時代における階層性（渡辺 1990）を含めた社会構造を反映しているものと考えられ、今後も縄文時代研究の主要な研究課題の一つに位置づけられよう。

かつて芹沢長介（1965）は块状耳飾の中国からの伝播説を批判する際に、中国の青蓮岡文化は農耕文化であり、块状耳飾のみが日本に伝わったと考えられるであろうか、と問題提起を行っている。この点に関しても、現在、縄文土器における炭化米・米圧痕の検出、層位的な炭化米の検出、あるいは植物珪酸体（プラントオパール）の分析研究が行われており、こうした研究では 2005 年岡山県彦崎貝塚の縄文時代前期彦崎 Z1 式（BC4,000 年前後）の「純貝層に近い」土壤 1g に 2,000 ~ 3,000 個ものイネ植物珪酸体が検出され、「貝塚内での脱稃作業」の可能性が指摘（高橋・田嶋・小林 2005）された。彦崎貝塚に見られるような縄文時代におけるイネ植物珪酸体の検出は、関西以西においては炭化米・土器圧痕とともに、現在少なからぬ遺跡で検出されつつある。しかしながら、こうした資料群の一部については、年代測定によって混入であることが確定したもの（遠部ほか 2007）もあり、試料採取の方法も含めて、よりいっそ慎重な方法が模索されている。

縄文時代早期後葉以降、中期に至る時期は現在以上に温暖化が進んだ時期に相当しており、気候的には最も稲作を受容しやすい環境にあったものと考えられる。現在、最古の稲作遺跡と考えられている浙江省河姆渡遺跡（BC5,000 ~ 4,000 年）においても块状耳飾は出土しており、芹沢が指摘する块状耳飾と稲作伝播の問題は、縄文文化や社会を考える上で、今後も重要な課題であろう。

**(註 1)** 块状耳飾の出土が報じられているのは、気仙沼市南最知貝塚（気仙沼市史編さん委員会 1988）・石巻市粗岸堤貝塚（東北歴史資料館 1989）がある。また、長者原貝塚・沼津貝塚では未公表の块状耳飾を確認しているが、今回の公表は見送る。

(註2) 報告書中の註において、発掘区域から検出された「溝」について「地すべり等によって生じた自然地形」と考えられるとしており、ここでは埋没谷として認識しておく。精査したところ、「1号溝」は上部に灰白色火山灰層の堆積、「3号溝」縄文一弥生土器片、「5号溝」は縄文早期土器が確認され、それぞれ形成時期や埋没時期は異なることが判明した。

(註3) 報告書では、織維土器全体の評価が「縄文前期」に傾いているが、明らかな縄文前期初頭の第3類土器(原頭第II群土器)は「溝1」からさらに東側の1号土壙~1号住の周辺で断片的に出土しているのみで、南斜面では確認できない。

(註4) 阿武隈山地の块状耳飾の諸相を論じた大竹憲治は、乳白色的蛇紋岩系と黒茶褐色の滑石片岩系の2系統があると指摘(大竹2009)しており、阿武隈山中では粘板岩を産するものの、块状耳飾の素材としては用いられなかつたものらしい。阿武隈山地・北上山地とともに、块状耳飾の原産地遺跡は未発見であり、今後の課題である。

(註5) 縄文時代中期初頭には石製块状耳飾・土製块状耳飾ともに終焉を迎えており、一方、耳飾自体は土製の栓状耳飾・滑車形耳飾として、晚期まで存続している。南境貝塚のヘアピン状をなす「块状耳飾」は断面積も小さく、耳たぶへの穿孔後のごく初期段階のみに用いられるいわゆる「ファースト・ピアス」や「セカンド・ピアス」に相当する可能性も考えられよう。

**引用・参考文献** (因附表の略称表記は、正式表記で掲載)  
相原淳一 1990 「東北地方における縄文時代早期後半から前期前葉にかけての土器編年-仙台湾周辺の文層発掘資料を中心に-」『考古学雑誌』第76卷第1号 1~65頁 日本考古学会

石川県埋蔵文化財センター 2007 「縄文時代の装身具-漆製品、石製品を中心として-」『石川県埋蔵文化財情報』第17号 17~49頁

泉州市教育委員会 1985 「長袖遺跡」泉州市文化財調査報告書第4集

稻畠航平 2008 「块状耳飾の受容と変質」『史葉』第2号 1~16頁 加藤建設株式会社

岩出山町史編さん委員会 1970 『岩出山町史』上巻

上田耕・廣田晶子 2003 「南九州の初源期の块状耳飾」『環日本海の玉文化の始源と展開』

大竹憲治 2009 「阿武隈高地における块状耳飾検出土坑をめぐる諸相-館遺跡と廣谷地B遺跡の土坑事例を中心に-」『常総台地』16 72~77頁 常総台地研究会

大野雲外 1911 「志摩発見の石環に就て」『人類学雑誌』第27卷第5号 281~283頁 東京人類学会

大野雲外 1919 「河内国府の発見耳飾石環に就て」『民族と歴史』第2卷第2号 日本国術普及会

岡山市教育委員会 2006 『彦崎貝塚』

岡山市教育委員会 2007 『彦崎貝塚2』

岡山市教育委員会 2008 『彦崎貝塚3』

長田友也 2009 「東北地方における縄文時代前期の儀器と精

神文化」『日本考古学協会 2009年度山形大会研究発表資料集』289~310頁

小畠弘己 2008 「極東先史古代の穀物」3 熊本大学

遠部慎・宮田佳樹・小林謙一・松崎浩之・田嶋正憲 2007 「炭素14年代測定に関するサンプリングの実践と課題」岡山県彦崎貝塚出土炭化材の炭素14年代測定』『国立歴史民俗博物館研究報告』137 339~364頁

加藤孝 1951 「宮城県上川名貝塚の研究」『宮城学院女子大学研究論集』I

川崎保 1994 「縄文時代前期の玉と墓」『考古学と信仰』同志社大学考古学シリーズIV 367~380頁

川崎保 2003 「块状耳飾系統・起源論概観」『環日本海の玉文化の始源と展開』29~37頁

清野謙次 1968 「陸前国宮城郡七ヶ浜村大字要害字木目貝塚」『日本貝塚の研究』岩波書店

気仙沼高等学校 1964 『内の船貝塚発掘調査報告書』

気仙沼市史編さん委員会 1988 『先史編』『気仙沼市史』II 1~170頁

後藤勝彦 1956 「宮城県里浜台貝塚の研究」『田邊一郎先生還暦記念論文集 宮城県の地理と歴史』191~202頁 地域社会研究会

後藤勝彦 1968 「宮城県七ヶ浜町吉田浜貝塚【I】」「仙台湾周辺の考古学的研究」1~20 真宮城教育大学歴史研究会

後藤勝彦 2008a 「宮城県石巻市南境貝塚の骨角・牙・貝製品について【II】-釣針-」『藏王東麓の郷土誌-中橋彰吾先生追悼論文集-』中橋彰吾先生追悼論文集刊行会

後藤勝彦 2008b 「宮城県石巻市南境貝塚の骨角・牙・貝製品について【IV】-垂飾品-」『秋田考古学』第52号

小林謙一 2008 「縄文土器の年代(東日本)」『総覧 縄文土器』896~903頁 UM Promotion

七ヶ浜町教育委員会 1973 「史跡「大木闕貝塚」環境整備調査報告書I 七ヶ浜町文化財調査報告書第1集

七ヶ浜町教育委員会 1974 「史跡「大木闕貝塚」環境整備調査報告書II 七ヶ浜町文化財調査報告書第2集

七ヶ浜町教育委員会 1975 「大木闕貝塚-昭和49年度環境整備調査報告-」七ヶ浜町文化財調査報告書第3集

七ヶ浜町教育委員会 1979 「大木闕貝塚-昭和52年度環境整備調査報告-」七ヶ浜町文化財調査報告書第4集

七ヶ浜町教育委員会 1980 「大木闕貝塚-昭和53年度環境整備調査報告-」七ヶ浜町文化財調査報告書第5集

柴田常惠 1917 「块様の石製品に就て」『人類学雑誌』第23卷第12号 371~375頁 東京人類学会

白鳥良一 1969 「块状耳飾の新資料について」『宮教考古』第1号 宮城教育大学考古学研究会

白石市教育委員会 1968 「白石市周辺の遺跡遺物目録」白石市文化財調査報告書第7号

白石市教育委員会 1976 「白石市史」考古資料篇

芹沢長介 1965 「周辺文化との関連」『日本の考古学』II 418~442頁 河出書房新社

仙台市教育委員会 1987 「山田上ノ台遺跡-昭和55年度発掘調査報告書-」仙台市文化財調査報告書第100集

仙台市教育委員会 1994 「北原街道B遺跡-仙台市宮城地区-」仙台市文化財調査報告書第181集

- 仙台市史編さん委員会 1995『仙台市史 特別編2 考古資料』
- 高橋護・田嶋正憲・小林博昭 2005『岡山県瀬崎町彦崎貝塚の発掘調査』『考古学ジャーナル』No.527 28~31頁
- 鄧聰 2003『東アジアの珠飾の起源と拡散』『環日本海の玉文化の始源と展開』
- 東北歴史資料館 1989『宮城県の貝塚』東北歴史資料館資料集 25
- 「土偶とその情報」研究会 1992「土偶とその情報」『国立歴史民俗博物館研究報告』第37集 国立歴史民俗博物館
- 名取市教育委員会 1998『宮城県名取市泉遺跡』名取市文化財調査報告書第39集
- 林謙作 1965『縄文文化の発展と地域性 東北』『日本の考古学』II 64~96頁 河出書房新社
- 樋口清之 1933『块状耳飾考』『考古学雑誌』第23卷第1号 36~50頁、第23卷第2号 39~47頁 日本考古学会
- 古川市教育委員会 1980『郷土資料目録』
- 古川市史編さん委員会 1968『古代史』『古川市史』上巻 117~173頁
- 古川市史編さん委員会 2006『上前田遺跡』『古川市史』第6巻 資料1考古 64頁
- 古田和誠ほか 2009『石巻市梨木森貝塚出土資料』東北文化資料叢書第4集 東北大大学大学院文学研究科東北文化研究室
- 南方町史編さん委員会 1975『宮城県登米郡南方町青島貝塚発掘調査報告』『南方町史』
- 宮城県 1981『宮城県史』34
- 宮城県教育委員会 1969『埋蔵文化財緊急発掘調査概報—長根貝塚』宮城県文化財調査報告書第19集
- 宮城県教育委員会 1971a『持長地遺跡』『東北自動車道関係遺跡発掘調査概報(刈田郡藏王町地区)』宮城県文化財調査報告書第24集
- 宮城県教育委員会 1971b『大山遺跡』『東北自動車道関係遺跡発掘調査概報(刈田郡藏王町地区)』宮城県文化財調査報告書第24集
- 宮城県教育委員会 1980a『宇賀崎貝塚』宮城県文化財調査報告書第67集
- 宮城県教育委員会 1980b『宇賀崎1号墳』宮城県文化財調査報告書第67集
- 宮城県教育委員会 1980c『持長地遺跡』『東北自動車道遺跡調査報告書IV』宮城県文化財調査報告書第71集 242~288頁
- 宮城県教育委員会 1980d『大山遺跡』『東北自動車道遺跡調査報告書IV』宮城県文化財調査報告書第71集 427~433頁(宮城県教育委員会 1971の再録)
- 宮城県教育委員会 1988『小梁川遺跡・遺構編II』『七ヶ宿ダム閘門遺跡調査報告書IV 大梁川遺跡・小梁川遺跡(石器編)』宮城県文化財報告書第126集
- 宮城県教育委員会 1993『下南山遺跡』宮城県文化財報告書第155集
- 宮城県教育委員会 2003『嘉倉貝塚』宮城県文化財報告書第192集
- 毛利聰七郎・遠藤源七 1940『陸前沼田貝塚骨器図録』
- 山形県教育委員会 1988『吹浦遺跡 第3~4次緊急発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財調査報告書第120集
- 吉田泰幸 2006『块状耳飾の装着方法』『日本考古学』22号 109~126頁 日本考古学協会
- 利府町教育委員会 1987『菅谷六田遺跡—縄文時代前期中葉集落跡の発掘調査報告—』利府町文化財調査報告書第3集
- 渡辺 仁 1990『縄文式階層化社会』人類史叢書 11 六興出版
- Tang Chung 2006 Technological Wears on the Prehistoric Jades in East Asia, Bulletin of the Tohoku University Museum No.5
- Tang Chung 2008 Observations on the Earliest Slit Rings in North China,『芹沢長介先生追悼 考古・民族・歴史学論叢』六一書房

## 多賀城市田屋場横穴墓群の再検討

柳澤和明（東北歴史博物館）

- 
1. はじめに
  2. 仙台平野における田屋場横穴墓群の位置
  3. 田屋場横穴墓の形態
  4. 多賀城跡 SF202 外郭南辺築地壙の造営に際しての田屋場横穴墓群の取り扱い
    - (1) 調査状況
    - (2) 都城における造営工事中発見の横穴墓の取り扱い
    - (3) 墓と造営工事等に関する法的規定
    - (4) 田屋場横穴墓群の遺物出土状況についての解釈変更
  5. 田屋場横穴墓群出土土器の再検討
    - (1) SP2661 横穴墓出土土器の検討
    - (2) SP1560 横穴墓出土平瓶の検討
    - (3) SP1559・1560 横穴墓出土土師器壺・塼の検討
    - (4) 田屋場横穴墓群の年代的位置付け
  6. 田屋場横穴墓群からみた多賀城跡 SF202 外郭南辺築地壙の造営年代
  - 7.まとめ
- 

### 1. はじめに

田屋場横穴墓群は宮城県多賀城市田屋場に所在し、第2次陸奥国府跡である特別史跡多賀城跡のSB201外郭南門跡の西側約35mに位置する（第2・3図）。

この田屋場横穴墓群は、宮城県多賀城跡調査研究所が昭和60年度（1985）に実施した多賀城跡外郭南門地区を対象とした多賀城跡第48次発掘調査で、3基の横穴墓（SP1559・1560・1561）を検出したことにより初めて発見された（宮城県多賀城跡調査研究所、1986）。次いで、同研究所が平成13年度（2001）に同地区を対象とした多賀城跡第72次調査で、この西隣で2基の横穴墓（SP2660・2661）が検出された（宮城県多賀城跡調査研究所、2002）。

検出された5基の横穴墓群は、多賀城跡SB201外郭南門跡の位置する東西約160m、南北約150mの独立小丘陵の西側縁辺、標高6m前後に立地している（第2図、第3図右下）。いずれも南西に開口し、横に

並んで連続するSP1559・1560・1561横穴墓とその西側のSP2660・2661横穴墓との間は、1～2基の横穴墓が営まれる程の間隔が空いている（第3図下段）。地形と検出された横穴墓の配置関係からみて、多賀城跡SF202外郭南辺築地壙造営時のSX1562基礎地盤下や第72次調査区の北西にさらに複数の横穴墓が埋没していると推定されている（宮城県多賀城跡調査研究所、2002）。

多賀城跡第48次調査では、検出された3基のSP1559・1560・1561横穴墓について、多賀城政府第1期のうちに造営された多賀城跡SF1556外郭南辺築地壙跡（第72次調査でSF202築地壙跡と訂正）のSX1562築地基礎地業の下層で検出されたこと（第4・6図）、出土土器（第5図）の検討結果から、7世紀後葉～8世紀前葉頃に位置付けられて報告されている（宮城県多賀城跡調査研究所、1986）。

多賀城跡第72次調査では、検出されたSP2661横

穴墓の玄室内出土の須恵器堤瓶（第6図3-1）を、肩部に付された吊り手が鉤手状をなす特徴から、大阪府陶邑窯跡群の田辺編年のTK43～209型式に比定し、6世紀後葉～7世紀前葉頃に年代的に位置付けている（宮城県多賀城跡調査研究所、2002）。そして、第48次調査で検出された3基のSP1559・1560・1561横穴墓の年代的位置付けについてはこれを追認し、田屋場横穴墓群の上限年代を6世紀後葉～7世紀前葉頃、下限年代を7世紀後葉～8世紀前葉頃としている。

筆者は、平成19年度の市川橋遺跡の発掘調査を担当し、平成20年度に平成18・19年度に実施した市川橋遺跡発掘調査の報告書刊行業務に従事し、同年度末に発掘調査報告書が刊行された（宮城県教育委員会、2009）。平成18・19年度の市川橋遺跡発掘調査では、古墳時代後期（栗圓式期）の集落跡の区画溝や廃棄大土壠、豊穴住居跡などから、多量の須恵器を含む当該期の良好な土器群が検出された。この発掘調査報告書の中で当該期の土器を中心に詳細に検討し、多数出土した須恵器を大阪府陶邑窯跡群の田辺編年（田辺昭三、1966・1981）のTK209型式～TK217型式、佐藤隆編年（佐藤隆、2003・2007）の陶邑IV古段階～陶邑IV新段階に対比させた。そして、山王・市川橋遺跡の古墳時代後期（栗圓式期）の集落跡の存続年代を6世紀末～7世紀中頃でもやや新しい頃（660年代末頃）に位置付けた（柳澤和明、2009a）。

また、発掘調査報告書刊行直後にこれと関連して山王・市川橋遺跡の古墳時代後期（栗圓式期）の集落跡について、宮城県考古学会の研究発表会で口頭発表する機会があった（柳澤和明、2009b）。

発掘調査報告書刊行から口頭発表の過程で、田屋場横穴墓群から出土した土器の年代的位置付けを再検討した結果、7世紀後葉～8世紀前葉頃と当初位置付けられた年代観（宮城県多賀城跡調査研究所、1986）に疑問を感じるようになった。この時の再検討は時間的な制約もあり、不十分で予備的なものであった。

また、田屋場横穴墓群は、山王・市川橋遺跡の古墳時代後期（栗圓式期）の集落跡が7世紀後半頃まで存続したかどうかという問題のみならず、多賀城跡SF202外郭南辺築地壠跡の造営年代とも絡む重要な遺構である。こうした問題意識のもとに、田屋場横穴

墓群における土器の出土状況の理解や出土土器の年代的位置付けを中心に再検討する。

## 2. 仙台平野における田屋場横穴墓の位置

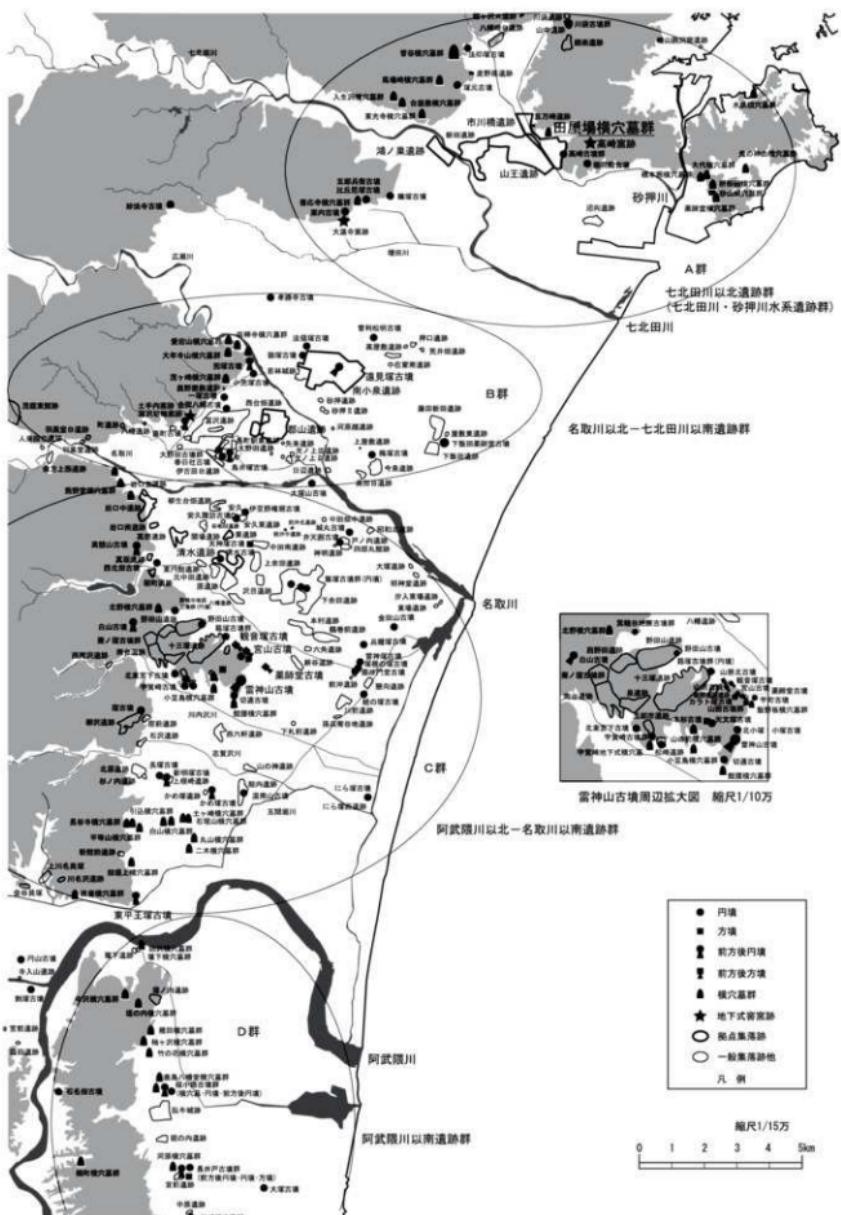
仙台平野は太平洋に面した南北約50km、東西10～20kmの南北に細長い沖積平野で、その範囲は北が仙台市－利府町－塩釜市－七ヶ浜町を結ぶ松島丘陵、西が仙台市西部の青葉山など丘陵地帯、南が宮城県・福島県境付近までである（仙台市史編さん委員会、1994；松本秀明、1991；第1図）。

仙台平野における古墳時代の遺跡分布を『宮城県遺跡地図』（宮城県教育委員会、1998）より抽出してみると、北より以下の4つのグループに分けて考えることができる（図1）。

**A群：**松島丘陵以南、七北田川・砂押川流域の遺跡群。遺跡数はそれ程多くない。ほぼ中央部に仙台市鴻ノ巣遺跡、多賀城市新田遺跡、多賀城市山王・市川橋遺跡という拠点的集落跡が古墳時代前期～後期にかけて継続的に營まれ、拠点的集落は次第に西から東に移動している。そして、これら拠点的集落の周縁の丘陵裾部には小規模な古墳と横穴墓群がセットをなすように分布している。首長墓クラスの古墳である前方後円墳、前方後方墳、方墳は分布していない。田屋場横穴墓群はこの群に属する。

**B群：**七北田川・七北田川支流増田川以南、名取川以北の遺跡群。遺跡数は比較的多く、C群に次ぐ。古墳時代前期の首長墓である遠見塚古墳（前方後円墳）がほぼ中央にあり、他にも古墳時代中期の前方後円墳である裏町・烏井塚古墳や帆立貝形の兜塚古墳がある。前方後方墳や方墳は分布していない。中小規模の円墳もやや多く分布し、横穴墓群と分布域がほぼ重なるように、広瀬川右岸の大年寺山から三神峯丘陵の裾部に集中している。古墳時代中期を中心とする南小泉遺跡などの拠点的集落も継続的に營まれている。

7世紀前半には初期城柵兼名取評家とみられる郡山遺跡I期官衙、7世紀後葉～神亀元年（724）には初期城柵兼第1次陸奥国府である郡山遺跡II期官衙が營まれ、その周辺にはこれと関連する西台畠・長町東遺跡などの拠点的集落が營まれている。そし



第1図 仙台平野における古墳時代遺跡の分布と田屋場横穴墓群の位置

て、それまでの中心ブロックであったC群に取って代わって仙台平野の中心ブロックとなる。

**C群：**名取川以南、阿武隈川以北の名取平野に位置する遺跡群。仙台平野の中で最も古墳時代遺跡の多い中核地域で、各種形態の古墳が多数分布するのも特徴の一つ。東北最大規模の古墳時代前期の首長墓である雷神山古墳（前方後円墳）が名取丘陵東端部に築かれ、その周囲には前方後円墳、前方後方墳、方墳、円墳が多数造営されている。小規模な円墳は海岸線と平行する浜堤列上にも多く築かれている。横穴墓群はこの地域南部の志賀沢川以南、五間堀川以北の低地に集中している。古墳の集中する名取丘陵東側の低地に清水・下余田遺跡など拠点的集落が継続的に営まれている。

**D群：**阿武隈川以南、宮城県・福島県境以北、阿武隈山地西側の直理平野に位置する遺跡群。小規模な前方後円墳、方墳、円墳や横穴墓群が阿武隈山地西縁に面した低地奥部にやや多く分布している。その一方、集落跡の数はやや少ない。

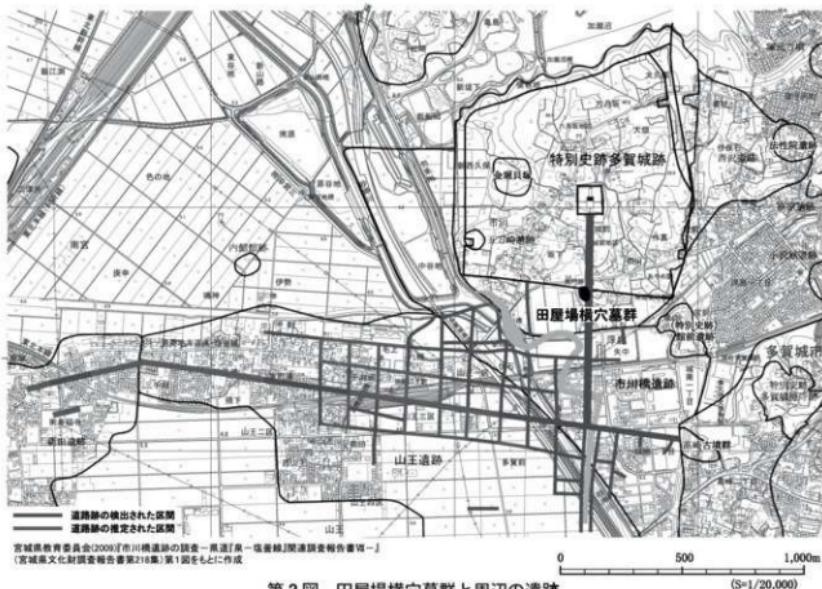
田屋場横穴墓群はA群に属するが、周辺には他の

横穴墓群はない。位置関係からみても、田屋場横穴墓群の造営集団は、多賀城跡第72次調査の報告（宮城県多賀城跡調査研究所、2002）で指摘されているように、西に隣接する山王・市川橋遺跡の居住集団とみられる<sup>(注2)</sup>。その場合、山王・市川橋遺跡の古墳時代後期（栗門式期）の集落跡の存続年代を6世紀後半～7世紀中頃でもやや新しい頃（660年代末頃）に位置付けたこと（柳澤和明、2009a・2010）と関連し、田屋場横穴墓群の上限年代を6世紀後葉～7世紀前葉頃、下限年代を7世紀後葉～8世紀前葉頃とする宮城県多賀城跡調査研究所の見解（宮城県多賀城跡調査研究所、2002）を再検討する必要が生じる。このことが本稿執筆の動機のひとつとなっている。

### 3. 田屋場横穴墓の形態

玄室奥壁の一部のみ残存して、玄室形態の不明なSP1561 横穴墓を除く4基の横穴墓は、玄室の平面形態、玄室・玄門の立面（天井）形態より以下の3タイプに分類される。

**1類：SP1560 横穴墓（第4図3）。**玄室の平面形が



第2図 田屋場横穴墓群と周辺の遺跡

ほぼ正方形で、玄室・玄門の立面形がアーチ形のもの。

**2類：SP2661 横穴墓（第6図1）。**玄室の平面形が扇形のもの。天井が崩落しているため、立面形は不明確である。玄室床面の壁際には排水溝が巡らされ、玄室中央から玄門にかけての中軸線上にも排水溝が設けられている。

**3類：SP1559・2660 横穴墓（第4図4、第6図2）。**玄室の平面形が奥行きの長い長方形で、玄室・玄門の立面形が台形に近いアーチ形のもの。玄門と前庭部とは40～60cm程の段差となっている。SP2660 横穴墓の玄室から玄門までの壁際、玄室前半から玄門にかけての中軸線上には排水溝が設けられている。

宮城県内の横穴墓については、古川一明氏が集成し、21類型（A類～U類）に形態分類してその地域性、年代的位置付けを詳細に検討されている（古川一明、1996）。古川一明氏の横穴墓分類にしたがえば、1類はD類、2類はP類、3類はR類に相当する。古川一明氏の集成によれば、D類（1類）は田屋場横穴墓群も属する七北田川流域に特に多く認められる類型で、7世紀前半～8世紀前半までばらつきがあるとされている。また、P類（2類）は七北田川流域にはあまり多くない類型で、8世紀初頭以降に使用年代の一端があるとされている。R類（3類）も七北田川流域にはあまり多くない類型で、6世紀後半～7世紀前半頃のものとされている。

#### 4. 多賀城跡 SF202 外郭南辺築地壙の造営に際しての田屋場横穴墓群の取り扱い

##### （1）調査状況

検出された5基の横穴墓（SP1559・1560・1561・2660・2661）は、多賀城跡 SF202 外郭南辺築地壙の造営に際して、その直前に行われたSX1562 築地基礎地業に覆われている（第3・4・6図）。いずれも多賀城跡 SF202 外郭南辺築地壙の造営に際して玄門上部から羨道上部、前庭部にかけて大きく削平され、さらにSX1562 築地基礎地業で埋め戻されており、遺存状態はあまりよくない。

なお、多賀城跡 SF202 外郭南辺築地壙の造営に際

して行われた SX1562 基礎地業より多賀城跡政府第I期〔神亀元年（724）～天平宝字6年（762）〕の平瓦・丸瓦（第5図31～33）が出土したことから、当初の多賀城跡 SF202 外郭南辺築地壙は「政府第I期の造営より遅れて構築されたものと思われる」（宮城県多賀城跡調査研究所、1985）と位置付けられている。また、多賀城跡 SF202 外郭南辺築地壙跡、SB201 外郭南門跡は、宝亀11年に起きた伊治公告麻呂の乱による火災で焼失して再建されている（宮城県多賀城跡調査研究所、1985）。このことから多賀城跡政府第II期〔天平宝字6年（762）～宝亀11年（780）〕に多賀城跡 SF202 外郭南辺築地壙跡、SB201 外郭南門跡が存在していたことは確実であり、その造営年代を多賀城跡政府第I期～政府第II期の間、すなわち神亀元年（724）～天平宝字6年（762）の間に位置付けることができる。

##### 【SP1559・1560・1561 横穴墓】

SP1559・1560・1561 横穴墓は玄室の天井部が残存していたが（第4図）、玄室内部には遺骸・副葬品が残されていなかった（宮城県多賀城跡調査研究所、1986）。

SP1559 横穴墓では、羨道前方に部分的に堆積するごく薄い炭化物層である6層上面から土師器壺・塊（第5図5～13）、及び6層の分布しない箇所の7層から鉄鏃（第5図14～28）が出土した（第4図2・4）。7層出土の鉄鏃は、方向が不定で整然と並ばないところから、横穴墓から掻き出されたものと解釈されている（宮城県多賀城跡調査研究所、1986）。

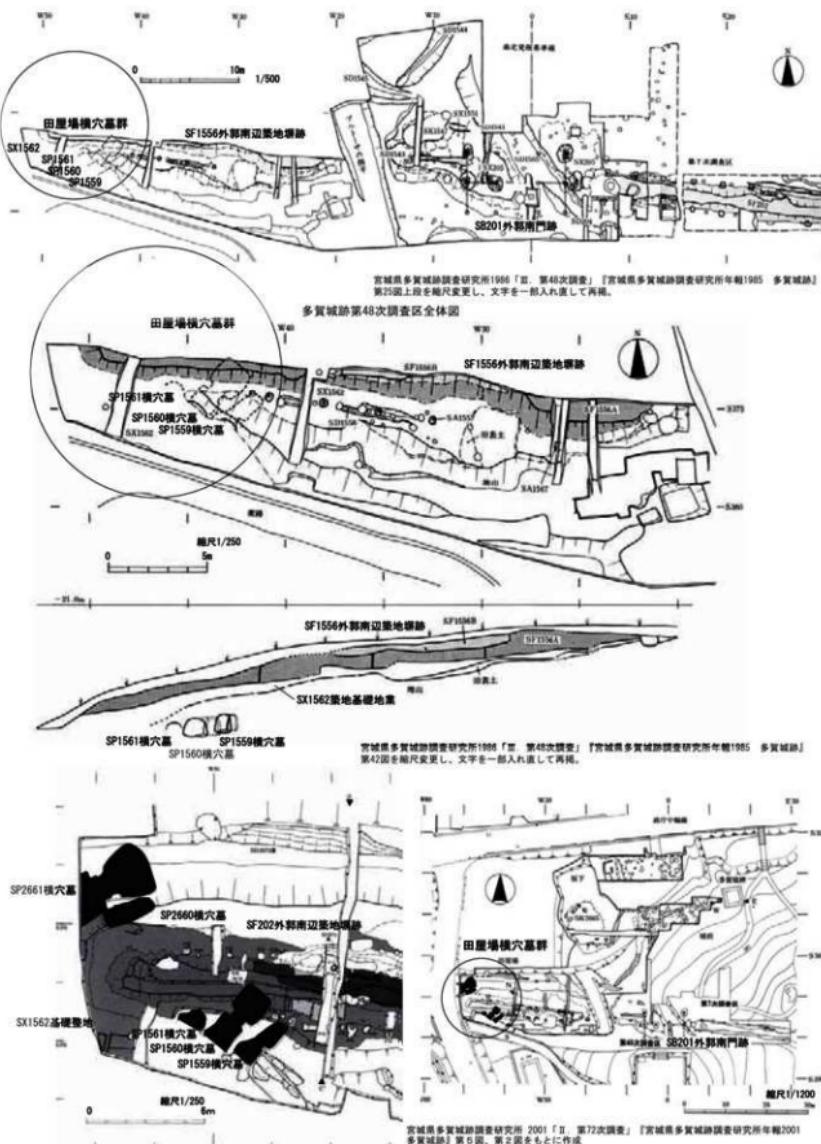
SP1560 横穴墓では羨道中央の6層上面、及び6層の分布していない玄門前の床面より土師器壺（第5図1・2）、須恵器平瓶（第5図4）、横穴墓構築以前の第8層より土師器壺（第5図3）が出土した（第4図2・3）。

SP1559・1560 横穴墓羨道前方・中央の6層上面及び羨道床面の出土土器は、ある段階での一連の地表面上に置かれた遺物とみなせる。また、SP1560 横穴墓羨道前方の6層の分布しない箇所の7層から出土した鉄鏃もこれらと同時期の可能性が高い。

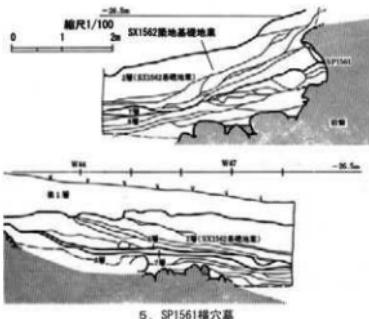
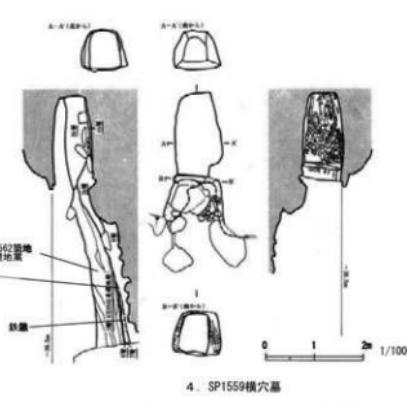
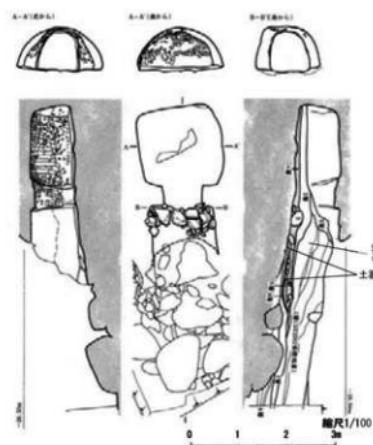
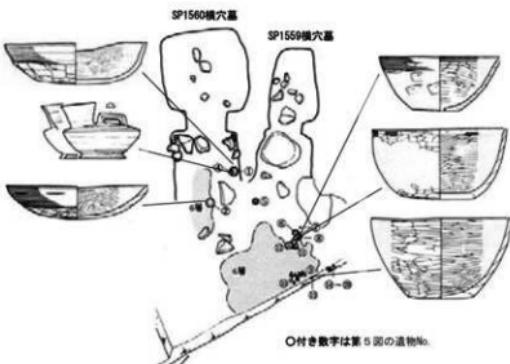
SP1561 横穴墓からは遺物が出土しなかった。

##### 【SP2660・2661 横穴墓】

新旧関係からみて SP2660 横穴墓が SP2661 横穴墓より後に造営されたことが判明している（宮城県多

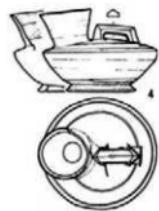
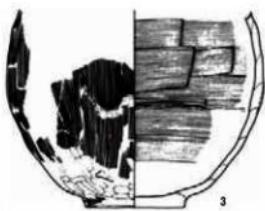
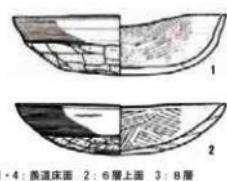


第3図 田屋場横穴墓群と多賀城跡外郭南辺築地堀跡

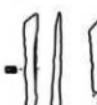
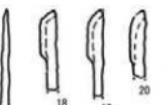
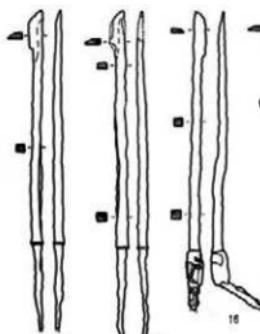


第4図 田屋場 SP1559・1560・1561 横穴墓平面図・断面図

SP1560横穴墓

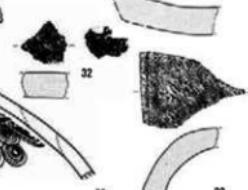
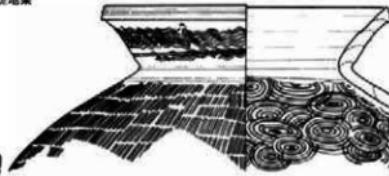
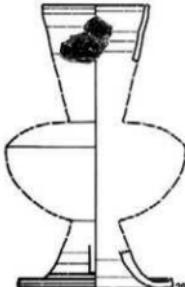


SP1559横穴墓



1~13: 上面 (Upper Surface)  
14~28: 7層 (Layer 7)

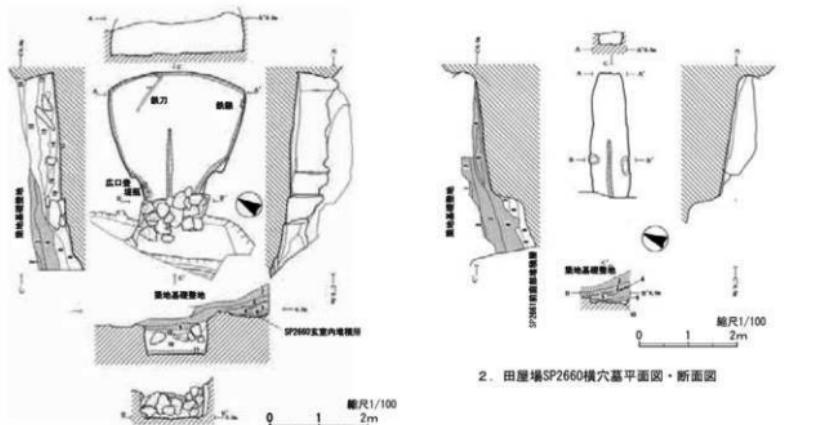
SX1562多賀城跡外郭南辺築地業基礎地業



0 5 10cm 比尺 1/4

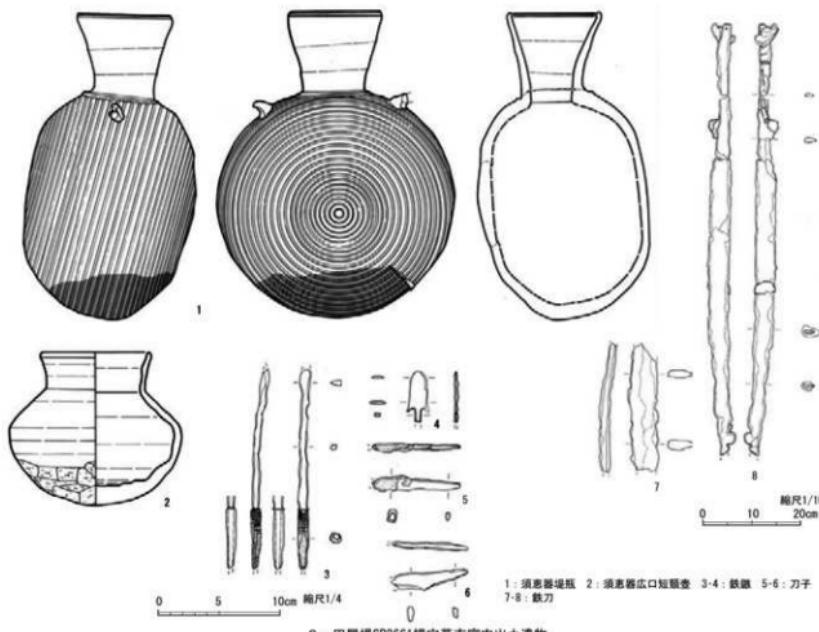
1~2~5~10: 非口クロ土器器  
3: 非口クロ土器器  
4: 漢器平瓶  
11~13: 非口クロ土器器  
14~25: 鉄臘 I 類  
26~27: 鉄臘 II 類  
28: 鉄臘 III 類  
29: 漢器脚付長瓶  
30: 漢器  
31: 平瓦 (多賀城分類) B 類、桶巻き作り、政令第 I 期  
32: 平瓦 (多賀城分類) A 類、桶巻き作り、政令第 I 期  
33: 丸瓦 (粘土板巻き作り、政令第 I 期)

第 5 図 田屋場 SP1559・1560 横穴墓、SX1562 築地業基礎地業出土遺物



1. 田屋場SP2661横穴墓平面図・断面図

2. 田屋場SP2660横穴墓平面図・断面図



3. 田屋場SP2661横穴墓玄室内出土遺物

宮城県多賀城跡調査研究所 2002「II. 第72次調査」『宮城県多賀城跡調査研究所年報2001』第12~15回より引用・編集

第6図 田屋場 SP2660・2661 横穴墓平面図・断面図、SP2661 横穴墓出土遺物

賀城跡調査研究所、1986)。

SP2660 横穴墓は玄室の天井部が多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀の造営に際して削平され、玄門と 60cm 程の段差となる前庭部床面上には、20 ~ 40cm の厚さで褐色・黄褐色土が自然堆積し、その上に SX1562 築地基礎地業で埋め戻されていた(第6図2)。多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀の造営時には前庭部がすでに機能していないで、横穴墓の造営活動がすでに停止していたことを示す。

SP2661 横穴墓は、羨道部に人頭大の礫が閉塞石として 2 ~ 3段残り、玄室内部より副葬品とみられる須恵器提瓶・広口壺、鉄刀、鉄鎌が出土したこと(第6図1)から、多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀の造営に際して玄室部はそのままの状態で天井部も残されていたとみられている。ただし、古代のうちに天井部は崩落したとみられ、その窟みの上に 10世紀前葉頃に降灰した灰白色火山灰が堆積していた。また、多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀にかかる玄門上部から前庭部にかけては削平され、SX1562 築地基礎整地で埋め戻されていた(第6図1)。

## (2) 都城における造営工事中発見の横穴墓の取り扱い

藤原京の朱雀大路を対象とした藤原京第45~2次発掘調査では 4基の横穴墓が検出され、遺骸・副葬品が他所に改葬されて丁寧に埋め戻されていた状況が確認されている(奈良国立文化財研究所、1986)。このことについて、藤原京造営時に発見された遺骸を改葬するよう造京司衣縫王等に命じた『日本書紀』持統7年(693)2月己巳(10日)条にみえる詔(「詔\_造京司衣縫王等\_改葬\_所掘戸...」)が忠実に実行された、との概報で指摘されている。

また、『続日本紀』和銅2年(709)10月癸巳(11日)条には、「勅\_造平城京司\_若彼墳塚\_見\_発掘\_者\_隨即埋斂\_勿\_使\_露棄\_、普加\_祭醉\_、以慰\_幽魂\_。」と記され、平城京造営に際して墳塚が発見された場合には、すぐに埋め戻して(遺骸・副葬品を)棄てることを禁じ、遺骸を改葬し、酒を地に注いで祭り、靈魂を慰めるように造平城京司に勅で命じている。

次山淳氏も藤原京朱雀大路上で発見された横穴墓の調査について紹介し、持統7年(693)2月詔が忠実に実行されたこと、その16年後、平城京の造営に際

して出された和銅2年(709)10月癸巳(11日)詔勅に基づき、平城宮内の2基の前方後円墳も墳丘が削平されて平城京の造営工事が進められていった状況を説明している(次山淳、1996)。

また和田翠氏は、①平城京・長岡京・平安京における陵墓と百姓の葬送地が大宝・養老喪葬令9皇都条の規定(大宝喪葬令では「凡皇都及大路近辺並不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>葬理<sub>二</sub>」、養老喪葬令では「凡皇都及道路側近並不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>葬理<sub>二</sub>」)によって規制を受けていたこと、②大宝喪葬令9皇都条の主たる狙いが「天皇の居住する宮都内とその近辺、および外国使節の往還する山陽道の近辺に埋葬することを禁じ、凶穢を避け、天皇と国家の威儀や威信を維持せんとすることがある」こと、③鎌倉時代には、平安京や鎌倉、豊後府中など都市域内には埋葬しないという形で、喪葬令9皇都条が慣習法化していたことなどを明らかにしている(和田翠、1976)。

## (3) 墓と造営工事等に關わる法的規定

墓と造営工事等に關わる法的規定には、①皇都内と官道側溝に死者を埋葬することを禁じた『律令』喪葬令9皇都条の規定の他、②死体を掘り出して放置し、塚墓上で火を焚いて地中の棺櫬や死体を焼損した場合の『律令』賊盜律19穿地条の罰則規定(「凡<sub>レ</sub>残<sub>二</sub>害死屍<sub>二</sub>及棄<sub>二</sub>屍水中<sub>二</sub>者、各減<sub>二</sub>闇殺罪五等<sub>二</sub>。」(以下略)」)、③墳墓を発掘し、内部のものを盗んだ場合の『律令』賊盜律30發塚条の罰則規定(「凡<sub>レ</sub>發<sub>二</sub>塚者、徒三年。已開<sub>二</sub>棺櫬<sub>二</sub>者、遠流。發而未<sub>レ</sub>撤者、徒二年。其塚先穿、及未<sub>レ</sub>殯。而盜<sub>二</sub>屍棺<sub>二</sub>者、徒一年半。盜<sub>二</sub>衣服<sub>二</sub>者、減<sub>二</sub>一等<sub>二</sub>。器物者以盜論<sub>二</sub>。」)がある。

また、『律令』儀制令21凶服不入条には「凡凶服不<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>公門<sub>二</sub>。其遭<sub>レ</sub>喪被<sub>レ</sub>起者。朝參廻亦依<sub>二</sub>位色<sub>二</sub>。在<sub>レ</sub>家依<sub>二</sub>其服制<sub>二</sub>。」と記され、喪服のまま内裏・官衙の門を出入してはならないと規定されていた。多賀城の築地塀・門の法的位置付けは、『律令』衛禁律24越垣及城条の規定によれば、築地塀は兵庫・筑紫城と同じ最上ランク、門も兵庫と同じく最上ランクに位置付けられていた。喪服での公門の出入が(穢れを理由に)禁じられていたのであるから、官衙内部に墓が存在することは認められていなかったとみられる。

多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀に直接かかる田屋場 SP1559・1560・1561 横穴墓の玄室内に遺骸と副

葬品がなく、他所に改葬したことから、これらは規定も多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀の造営に際して発見されたとみられる田屋場横穴墓群の取り扱いに適用されたものと考えられる。

#### (4) 田屋場横穴墓群の遺物出土状況についての解釈変更

前述の SP2660 横穴墓の玄室内の土層堆積状況と後述の提瓶の年代観より、多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀の造営着手以前の 7 世紀中頃にすでに横穴墓の造営活動が停止していたことが知られる。したがって、多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀の造営に際して田屋場横穴墓群が偶然に発見されたものと考えられる。発掘された SP1559・1560・1561 横穴墓の玄室内部には遺骸、副葬品がなかった。藤原京や平城京の造営に際して発見された墳墓の取扱いと同様に、SF202 外郭南辺築地塀本体にかかる SP1559・1560・1561 横穴墓の玄室内に残されていた遺骸と副葬品は、他所に改葬され、玄室上部が削平されて埋め戻され、その上部が SX1562 築地基礎地業で覆われたものとみられる。

多賀城跡第 48 次調査の報告では、①当初の構築→②遺物の掻き出しと炭化物層（6 層）の形成を伴う墓前祭→③玄室内の厚さ 10cm 程の整地（SP1560 横穴墓玄室内 4 層、SP1559 横穴墓玄室内 4b 層で、硬くしまった黄褐色粘土質）→④玄室内から玄門にかけての自然堆積層（SP1560 横穴墓玄室内 3 層、SP1559 横穴墓玄室内 3b 層で、やや軟質の黒褐色土）の堆積→⑤ SX1562 築地基礎地業（2 層）と SF202 外郭南辺築地塀の造営→SX1562 築地基礎地業土の流出による玄室から玄門にかけての自然堆積層（SP1560 横穴墓玄室内 1 層、SP1559 横穴墓玄室内 1b 層）の堆積、という変遷を想定し、遺物は②段階の横穴墓造営・使用期間中の墓前祭に伴うものと解釈している（宮城県多賀城跡調査研究所、1986）。

しかし、遺物の出土した箇所での 6 層・7 層上面の上には SX1562 築地基礎地業が堆積し、部分的な層である 6 层上面と 6 层が分布していない箇所の 7 层上面が、ある段階の一連の地表面とみなせること（第 4 図 2・3・4）、③段階の整地層（4 層）が SX1560 横穴墓では閉塞石の上を覆っていること（第 4 図 3）から、別の解釈も可能である。これら SP1559・1560 横穴墓の玄室外側出土遺物が横穴墓の造営・使

用期間中のものではなく、多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀の造営時のものである、という解釈である。

その場合には、SP1560 横穴墓玄室内 3 層、SP1559 横穴墓玄室内 3b 層を自然堆積層ではなく、4 層、4b 層から 2 層の SX1562 築地基礎地業に続く一連の整地層とみななければならない。

玄室内の整地層 4 層が横穴墓の造営期間中のものであるならば、閉塞石の上を覆うのも、玄室内の 4 層上面で副葬品が残されていないのも不自然である。多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀の造営時に、田屋場横穴墓群が偶然に発見されたため、横穴墓の玄室の遺骸と副葬品を他所に改葬し、横穴墓の玄室を一部埋め戻してから、SX1562 築地基礎地業を行った、と解釈した方が、後述する SP1559・1560 横穴墓出土土器の年代からみて、より妥当性が高いと判断される。

SP1560 横穴墓では羨道ほぼ中央の床面と 6 層上面、SP1559 横穴墓では羨道前方の 6 層上面より上器がまとまって出土した。6 層は羨道床面に堆積する薄い炭化物層で、SX1562 築地基礎整地の直下にあたることから、多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀の造営に伴う SX1562 築地基礎整地が行われた直前の地表面に当たるとみることも可能であり、後述の出土土器の年代観からみて、そのように考えることの方が合理的である。そして、玄室の遺骸と副葬品を他所に改葬するかわりに、当時使われていた土師器食器（第 5 図 1・2・5～13）と猿投窓製品の平瓶（第 5 図 4）を用いて、羨道中央・前方で墓前祭が執り行われたものと考えられる。多賀城跡第 48 次調査で発見された SP1559・1560 横穴墓の出土遺物は、横穴墓の造営期間中に執り行われた墓前祭ではなく、多賀城跡 SF202 外郭南辺築地塀の造営に伴う墓前祭に伴うものと解釈される。

また、SP2661 横穴墓で玄室が閉塞石で塞がれたまま内部の副葬品も改葬されなかったのは、玄室位置が SF202 外郭南辺築地塀北側の犬走外にあり、SF202 外郭南辺築地塀の南側正面に位置していた SP1559・1560・1561 横穴墓よりも目立たないものであり、玄室を SX1562 築地基礎地業で覆うことにより支障ないと判断されか、工事中に玄室の存在に気付かなかつたのではないかと思われる。

## 5. 田屋場横穴墓群出土土器の再検討

### (1) SP2661 横穴墓出土土器の検討

SP2661 横穴墓の玄室内からは、須恵器堤瓶・広口短頸壺各1点、鉄刀・刀子・鉄錐各2点が出土した(第6図)。玄門部を閉塞石で塞いでいたため、この横穴墓の造営・使用期間中の副葬品とみなせる。

年報(宮城県多賀城跡調査研究所、1986)で指摘されているように、鉄製品は鋒により細部の特徴が不明確で年代を検討できない。唯一形状のわかる鉄錐1点(第6図3-4)もあり年代を絞り込めるものではない。須恵器堤瓶・広口壺(第6図3-1・2)が年代を検討する対象となる。

このうち、須恵器堤瓶を古墳時代須恵器の変遷の基準となっている陶邑編年と対照してまず検討する(第7図)。陶邑編年で一般に用いられている田辺編年(田辺昭三、1966・1981)、及び近年詳細に検討されている佐藤隆編年(佐藤隆、2003・2004・2007a・2007b)を用いることにする。

なお、陶邑窯跡群における堤瓶の集成にあたっては、古代の土器研究会編による7世紀の土器集成(古代の土器研究会編、1998)、及び中村浩氏編集の須恵器集成(中村浩編、1995)を活用した。

#### 【陶邑窯跡群における堤瓶の変遷】

堤瓶は「扁平な体部の一側面に口頸部を接合し、肩に吊り手をもった器形」で、「本来水筒のように紐でぶらさげて用いる携帯用の容器であり」、その多くは葬祭供獻用土器とされる(田辺昭三、1981)。

陶邑窯跡群では、堤瓶は田辺編年Ⅱ期(MT15型式～TK209型式)の存続期間中にのみ含まれるとされてきたが(田辺昭三、1966・1981)、陶邑窯跡群高藏寺13号窯跡の1994年発掘調査の結果、田辺編年Ⅰ期の2型式目にあたる5世紀前半頃のTK216型式より出現することが明かとなった(大阪府教育委員会、1995；佐藤隆、2007a)。そして、6世紀第2四半期頃の佐藤隆編年Ⅲ古段階=田辺編年Ⅱ期MT15型式より堤瓶が一般化し、7世紀中頃～7世紀第3四半期頃の佐藤隆編年Ⅳ新段階=田辺編年Ⅲ期TK217型式まで含まれ、これ以降はみられなくなる(佐藤隆、2003・2004・2007a・2007b；第7図)。

この陶邑窯跡群の変遷過程における堤瓶について以

下のように型式分類を行い(第7図)、その変遷過程をみた上で、田屋場SP2661横穴墓出土の堤瓶の年代的位置付けを行うこととする。

**A類：肩部に環状の吊り手のつくもの。**

**A 1類：口頸部が外反し、突帶縁となるもの。**

**A 2類：口頸部が漏斗状となるもの。**

**B類：肩部に鉤形の吊り手のつくもの。**

**B 1類：口頸部が外反し、突帶縁となるもの。**

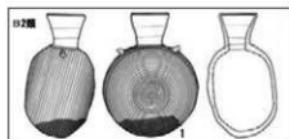
**B 2類：口頸部が漏斗状となるもの。**

堤瓶の出現当初、田辺編年Ⅰ期TK216型式ではA 1類のみだが(第7図4)、堤瓶が一般的となる6世紀第2四半期頃の佐藤隆編年Ⅲ古段階=田辺編年MT15型式から6世紀中葉頃の佐藤隆編年Ⅲ中段階=田辺編年TK10型式では、A 1・B 1類が共存するものの、A 2・B 2類は認められない(第7図5～11)。次の6世紀後葉～末頃の佐藤隆編年Ⅲ新段階=田辺編年TK43(MT85)型式ではA 1・A 2・B 1・B 2類が出現(第7図12～27)、その後の6世紀末～7世紀第1四半期頃の佐藤隆編年Ⅳ古段階=田辺編年TK209型式ではA 1・B 1類が消失し、A 2・B 2類のみとなる(第7図28～34)。最終段階の7世紀中頃～7世紀第3四半期頃の佐藤隆編年Ⅳ新段階=田辺編年TK217型式ではB 2類のみとなる(第7図38)。

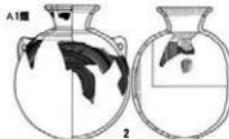
以上のことから、堤瓶はA類が最初に出現し、次いでA・B類が共存する段階からA類が消滅してB類のみとなること、口頸部形態は1類が最初に出現して、2類の出現が後出で、1類・2類の共存する時期を経てから2類のみとなることが窺える。

また、A類の環状の吊り手は斜め上方に大きく張り出し、環の孔径の大きいものから、次第に吊り手が斜め上方ではなく横方向に張り出して環の孔径も小さくなる型式変化も窺える(第7図)。B類の鉤状の吊り手も次第に小さくなり、ボタン状となるものも出現している(第7図37)。

なお、こうした吊り手や口頸部の変化については、すでに田辺昭三氏が「吊り手は、まず鉤形にはじまり、次いで環状となり、その後次第に退化して最終的には円形浮文などの単なる飾りと化すのが一般的である」、「基本的には、外反する口頸部をもつものは古く、漏



田屋場SP2661横穴墓



山王遺跡八幡地区SD0100(SD55)河川跡



山王遺跡八幡地区SD020506河川跡第5層

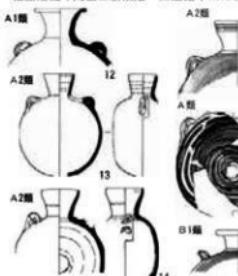
田辺編年I期TK216型式 5世紀前半



佐藤隆編年陶邑Ⅲ古段階=田辺編年MT15型式 6世紀第2四半期墳



佐藤隆編年陶邑Ⅲ新段階=田辺編年TK43(MT85)型式 6世紀後葉～末頃

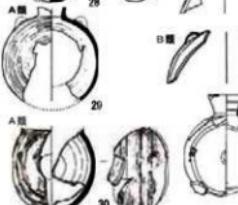


佐藤隆編年陶邑Ⅳ古段階=田辺編年TK209型式 6世紀末～7世紀第1四半期頃

佐藤隆編年陶邑Ⅳ中段階=田辺編年TK217型式 7世紀第1四半期～7世紀中頃



佐藤隆編年陶邑Ⅳ新段階=田辺編年TK217型式 7世紀中頃～7世紀第3四半期頃



佐藤隆編年陶邑Ⅳ中段階=田辺編年TK217型式 7世紀中頃～7世紀第3四半期頃



0 5 10cm 比尺1/10

【陶邑墓跡】4 : TK13号窓跡 5 : TK85号窓跡 6 : MT14号窓跡 7-8 : MT15号窓跡 9 : KM128号窓跡 10 : KM124号窓跡 11 : TK10号窓跡 12-15-17-19-21-23 : TK43-I号窓跡 13-14-26 : TN7号窓跡 16-27 : TK17号窓跡 17 : MT85号窓跡 20 : TK230-II号窓跡 24 : TK41号窓跡 25 : TK312号窓跡 28-34 : TN11号窓跡 30-31 : TN26号窓跡 35-36 : TN27号窓跡 37 : T010-I号窓跡 38 : KM115号窓跡

【出典】：1：宮城県多賀城跡調査研究会 2002「1」、「宮城県多賀城跡調査研究会2001 多賀城跡」；2：宮城県教育委員会 1997「山王遺跡V」（宮城県文化財調査報告書第174号）；3：「山王遺跡八幡地区の調査2—窓—『東—塙塙縁』開達調査報告書V—古墳時代後期SD020506河川跡編」（宮城県文化財調査報告書第186号）；4：大阪府教育委員会 1995「陶邑窓群発掘調査概要『東二どもの城(坂塙縁)建設に伴う高麗寺町13号窓跡の調査』」；5：大阪府教育委員会 1978「陶邑Ⅱ」；9-10-38：大阪府教育委員会 1976「陶邑Ⅰ」；6-8-11-18：田辺昭三 1981「須磨大成」；12-15-17-19-21-24：大阪府教育委員会 1982「陶邑Ⅲ」；13-14-25-28-37：和泉丘陵内遺跡調査会 1992「陶邑古窓址群—各山谷地区の調査—」；16-21：大阪府教育委員会 1994「陶邑Ⅳ」；20-25：大阪府教育委員会 1979「陶邑Ⅴ」；37：大阪府教育委員会 1977「陶邑Ⅵ」

#### 第7図 田屋場SP2661横穴墓、山王遺跡出土の提瓶と陶邑窓跡群出土の提瓶との比較

斗状の単純な口頭部のものは新しい」、「初源期の提瓶は体部の膨らみが大きく、球形に近い。吊り手も鉤状、環状の別なく実用に耐え得る程しっかりしている」と指摘されている(田辺昭三、1981, p.143)。陶邑窯跡群高藏寺13号窯跡の発掘調査の結果、環状の吊り手が古いことが明らかとなつたが(大阪府教育委員会、1995; 佐藤隆、2007a)、その後の吊り手や口頭部の型式変化は田辺昭三氏の指摘の通りである。

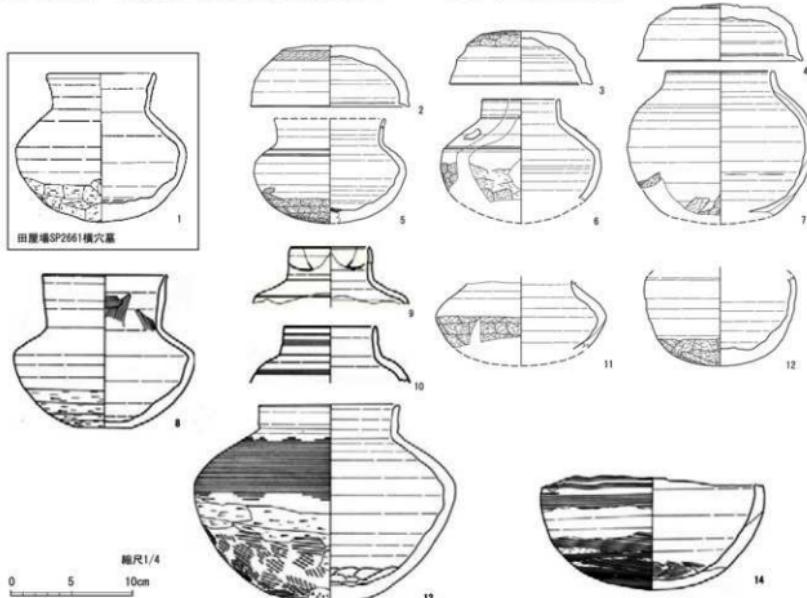
地方窯においては吊り手の退化形態を示す円形浮文すらない同様の器形の提瓶も生産されており、宮城県内でも吊り手のない提瓶も認められる<sup>(註3)</sup>。陶邑窯跡群での提瓶の型式変化からみて、提瓶の変遷過程における末期に位置付けられるものと思われる。

提瓶は吊り手以外には装飾的要素に乏しく、A 2類・B 2類の口頭部に平行沈線が施される例が散見される

(第7図 14・15・22・38)。山王遺跡出土の提瓶 B 2類(第7図3)の口頭部にも平行沈線が施されており、共通性が認められる。

#### 【田屋場 SP2661 横穴墓出土堤瓶の対比】

田屋場 SP2661 横穴墓出土の堤瓶は、鉤状の吊り手が小さい B 2類(第7図1)である。田屋場横穴墓群の造営集団とみられる山王遺跡出土の堤瓶は、環状の孔径が小さい A 1類(第7図2)と鉤状の吊り手が小さい B 2類(第7図3)である。前述の陶邑窯跡群における堤瓶の変遷と山王遺跡出土の堤瓶からみて、田屋場 SP2661 横穴墓出土の堤瓶は、6世紀後葉~末頃の佐藤隆編年Ⅲ新段階=田辺編年 TK43(MT85)型式から7世紀第1四半期~7世紀中頃の佐藤隆編年Ⅳ中段階=田辺編年 TK217型式にかけてのものであるとみなせる<sup>(註4)</sup>。



1-5・7-9-10-13: 須恵器有蓋広口短頸壺 2-4: 須恵器有蓋短頸壺 6: 須恵器広口壺 11-12-14: 須恵器壺 (14は体中央部で打ち欠いて鋸に転用)  
1: 田屋場SP2661横穴墓 2-7-11-12: 市川橋遺跡SD0651区面溝跡 8: 山王遺跡SD100(SD055)河川跡 9: 山王遺跡SD20508河川跡第4層 10: 山王遺跡SD20508河川跡第1層 13: 市川橋遺跡SD0503河川跡 14: 山王遺跡SD1491空穴住居跡

【出典】1: 宮城県多賀城跡調査研究所 2002「I. 第7次調査」『宮城県多賀城跡調査研究所年報2001 多賀城跡』2-7-11-12: 宮城県教育委員会 2009『市川橋遺跡の調査 伏石・八幡地区一帯道「泉一塩釜跡」開発調査報告書第一』『宮城県文化財調査報告書第218集』8-14: 宮城県教育委員会 1997『山王遺跡V』(宮城県文化財調査報告書第174集) 9-10: 宮城県教育委員会 2001『市川橋遺跡の調査一県道「泉一塩釜跡」開発調査報告書IV-古墳時代後期SD20508河川跡編』(宮城県文化財調査報告書第186集) 13: 宮城県教育委員会 2001『市川橋遺跡の調査一県道「泉一塩釜跡」開発調査報告書III』(宮城県文化財調査報告書第184集)

第8図 田屋場 SP2661 横穴墓、山王・市川橋遺跡出土の広口短頸壺の比較

田屋場横穴墓群の造営集団は、西に近接する山王・市川橋遺跡の古墳時代後期（住社式～栗圃式期）の集落跡の居住集団とみられる。この集落跡は須恵器の諸特徴が佐藤隆編年の陶邑IV古段階（TK 209 型式）～陶邑IV中段階（TK 217 型式）に相当するとみられることから、6世紀後半頃～7世紀前半頃に位置付けられる（柳澤和明、2009a・2010）。

田屋場 SP2661 横穴墓出土の須恵器堤瓶の年代幅もこれに近似しており、田屋場横穴墓群の造営集団が山王・市川橋遺跡の居住集団であることを裏付けている。  
【田屋場 SP2661 横穴墓出土の広口短頸壺の対比】

田屋場 SP2661 横穴墓出土の広口短頸壺は、口頸部がやや長いものの、隣接する山王・市川橋遺跡出土の有蓋短頸壺に類例がある（第8図）。

山王・市川橋遺跡出土の有蓋短頸壺は、法量に大（第8図13・14）・中（第8図7）・小（第8図5・6・9・10）の区別があり、いずれも丸底である。

田屋場 SP2661 横穴墓出土の広口壺（第8図1）は、口縁部がやや長く、外に聞く点でやや異なるものの、中型品（第8図7）と法量が近似する。このことも田屋場横穴墓群の造営集団が山王・市川橋遺跡の居住集団であることを裏付けている。

## （2）SP1560 横穴墓出土平瓶の検討

多賀城跡第48次調査の報告では、SP1560 横穴墓出土の平瓶（第5図4）を7世紀後葉～8世紀前葉頃と考え、田屋場横穴墓群の造営年代をこの頃のものとしている（宮城県多賀城跡調査研究所、1986）。

その後、都城土器編年と対比させた猿投窯跡群編年（尾野善裕、2000・2001；金田明大・池田裕英、2000など）もさらに詳細に検討され、都城の基準資料に含まれる平瓶の出土例が増えたこと（古代の土器研究会編、1992など）により、この平瓶についても年代的位置付けをより明確に行えるようになってきた。

### 【猿投・尾北窯跡群、都城出土の平瓶集成】

猿投窯編年については、相対編年には橘崎編年（橘崎彰一、1983）、実年代の比定には齊藤編年（齊藤孝正、1995）、尾野編年（尾野善裕、2000・2001）を用い、都城の編年については古代の土器研究会による編年案（古代の土器研究会編、1992）を用いた。そしてこれをベースとして、都城での猿投窯製品の出土例より都

城土器編年と猿投窯編年を対比された金田明大・池田裕英氏の検討結果（金田明大・池田裕英、2000）を参考しながら、7世紀後葉～9世紀代の猿投・尾北窯跡群、都城出土の主な平瓶について集成・分類し、その変遷を検討した（第9～12図）。

平瓶については、陶邑窯跡群においては田辺編年Ⅱ期最終段階のTK209型式よりわずか出現し、その後、田辺編年Ⅲ・Ⅳ期を通じて含まれるとされてきた（田辺昭三、1966・1981）。最近の佐藤隆編年でも、7世紀第2四半期頃の陶邑IV中段階=TK209型式より堤瓶が減少するとともに平瓶が現れ、次第に増加するとされている（佐藤隆、2003）。

平瓶は猿投窯跡群では7世紀後葉頃の岩崎17号窯式期より出現し、9世紀後半の黒窯90号窯式期まで含まれている（第11図）。

第9・10図に示した平瓶を分類すると、以下のようになる。

**A類：丸底で高台・提梁が付かないもの。**胴部は球胴で、胴部中央から上部にかけて稜となるが、稜線はあまり鋭くない。大型品（A 1類）と小型品（A 2類）がある。

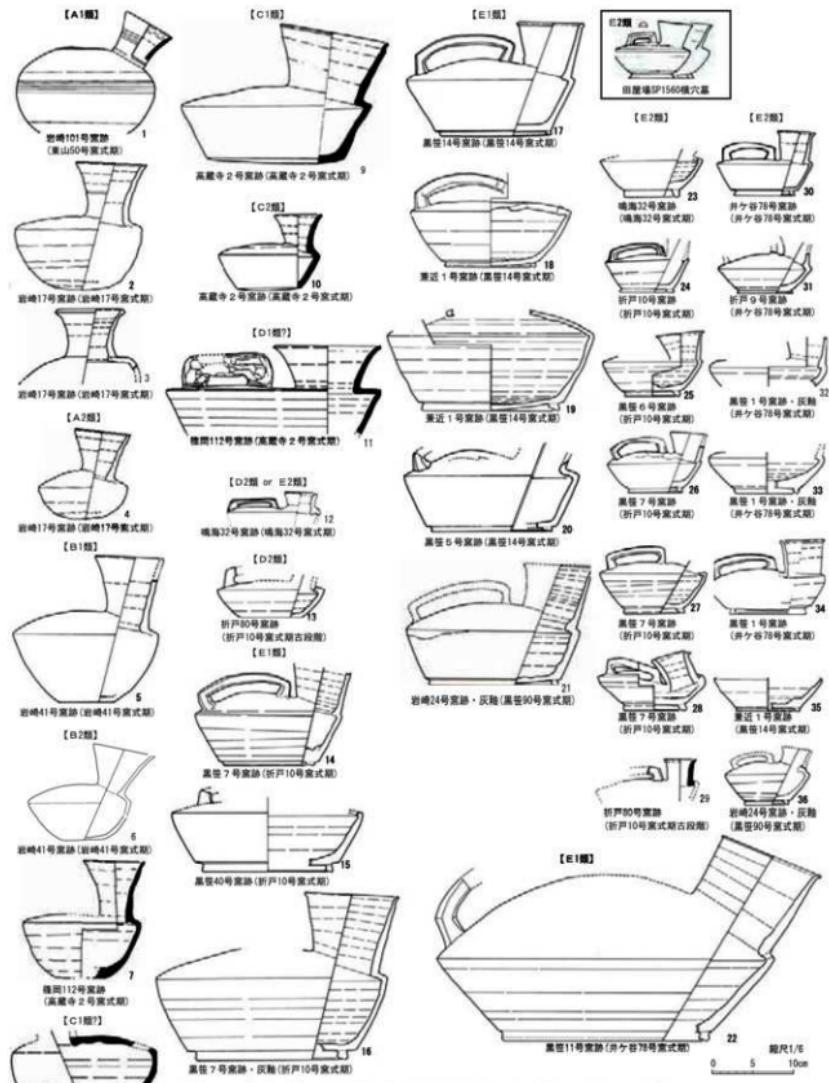
**B類：平底または平底気味で、底径が小さく、高台・提梁の付かないもの。**胴部は膨らむが、湾曲はあまり強くない。胴部中央から上部にかけて鋭い稜となる。大型品（B 1類）と小型品（B 2類）がある。

**C類：平底または平底気味で、底径が大きく、高台・提梁が付かないもの。**胴下部は直線的で、胴上部との境は明瞭な稜線となる。大型品（C 1類）と小型品（C 2類）がある。

**D類：平底または平底気味で、底径が大きく、提梁が付き、高台の付かないもの。**胴下部は直線的で、胴上部との境は明瞭な稜線となる。大型品（D 1類）と小型品（D 2類）がある。

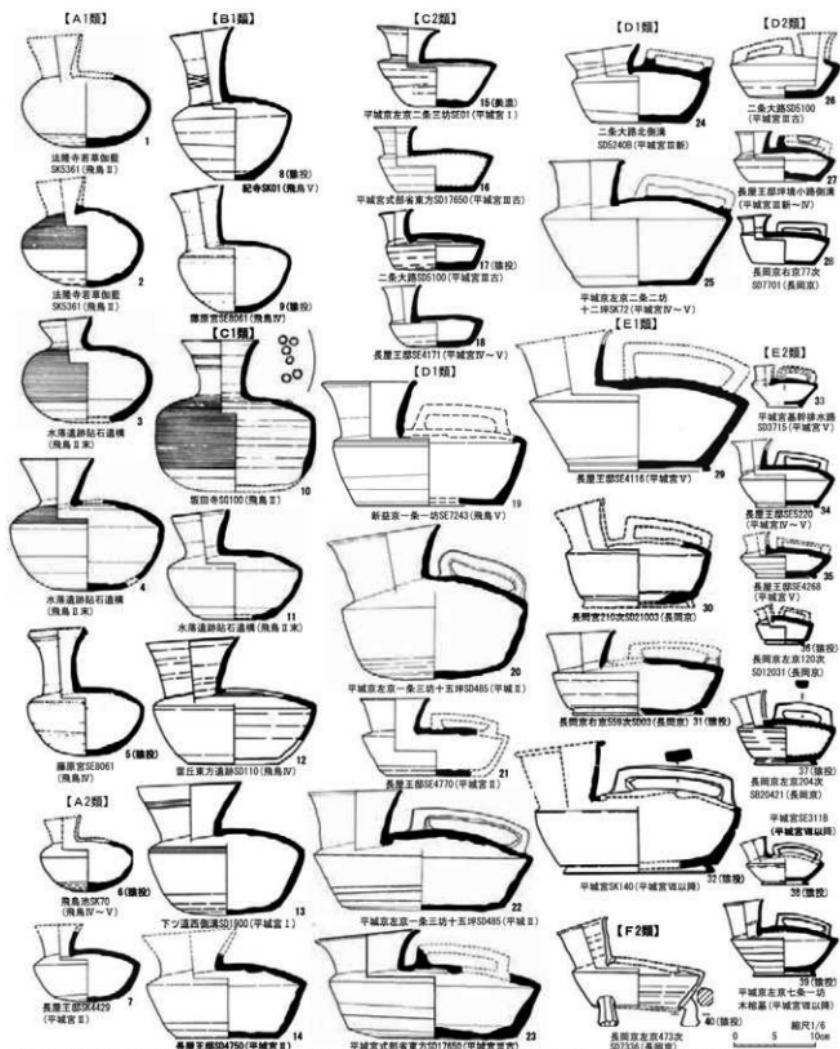
**E類：平底または平底気味で、底径が大きく、提梁と高台が付くもの。**胴下部は直線的で、胴上部との境は明瞭な稜線となる。大型品（E 1類）と小型品（E 2類）がある。

**F類：平底で底径が大きく、提梁と三足脚が付くもの。**胴下部は直線的で、胴上部との境は明瞭な稜線となる。小型品（F 2類）のみがある。



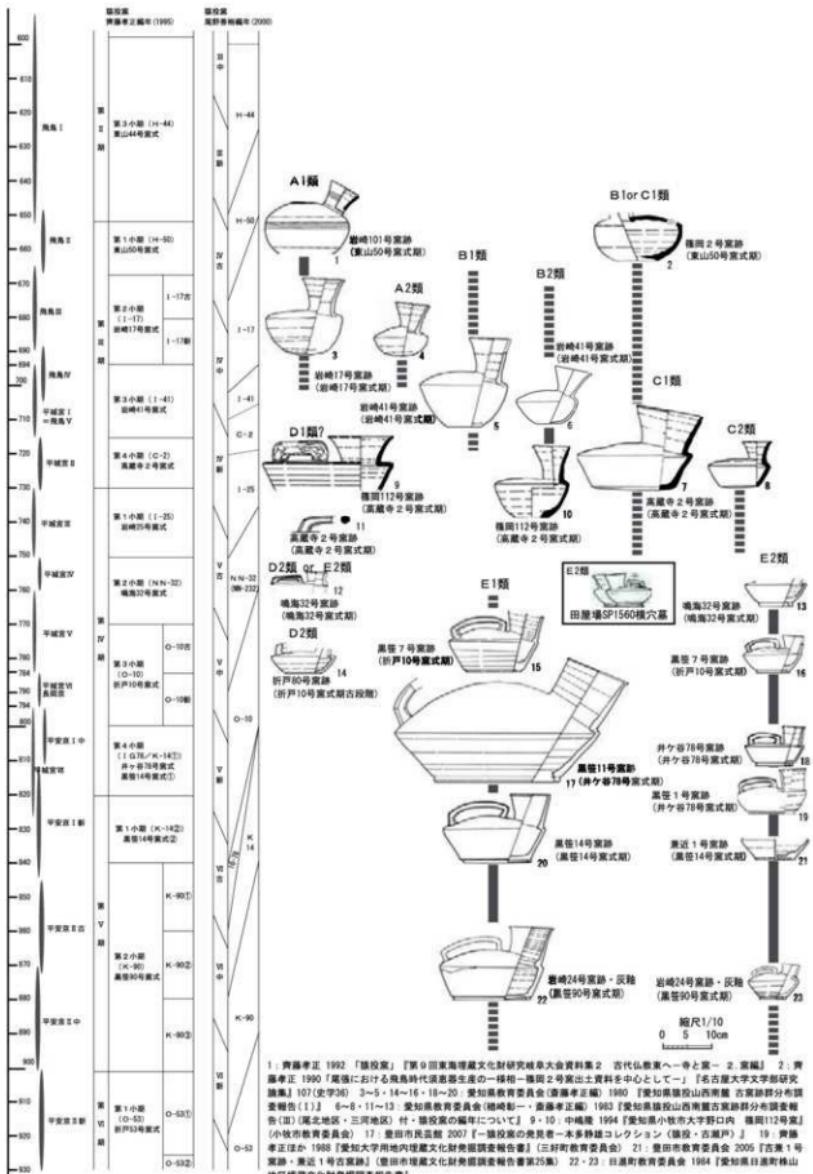
1: 斎藤孝正1992『猿投祭』「第9回東北埋蔵文化財研究会総合大会資料集2 古代仏教東へー寺と墓ー 2. 寺編」 2~6-12-13-15~17-20-22-24-26-29~31-34: 愛知県教育委員会(斎藤孝正1990『愛知県後山西南面古窯跡分布調査報告(1)』 6-9-10-23; 斎藤孝正1994『愛知県小牧市大野口地内 雄鹿112号窓』(小牧市教育委員会) 8: 斎藤孝正1990『尾張における飛鳥時代須恵器生産の一様相―雄鹿2号窓出土資料を中心として―』『名古屋大学文学部研究論集』107(史学)16: 14-25-27-28-32-33; 豊田市民芸術2007『猿投祭の発見者一本多野井2号窓』(猿投・古瀬戸)』 18-19-35; 豊田市教育委員会2005『吉原1号窯跡・黒佐1号窯跡』(豊田市埋蔵文化財発掘調査報告書第25号) 21-36: 日進町教育委員会1984『愛知県日進町桃山地区埋蔵文化財発掘調査報告書』(三好町教育委員会) 34: 斎藤孝正ほか1988『愛知大学山地内埋蔵文化財発掘調査報告書』(三好町教育委員会)

第9図 平瓶集成 (1) - 猿投・尾北窯跡群-

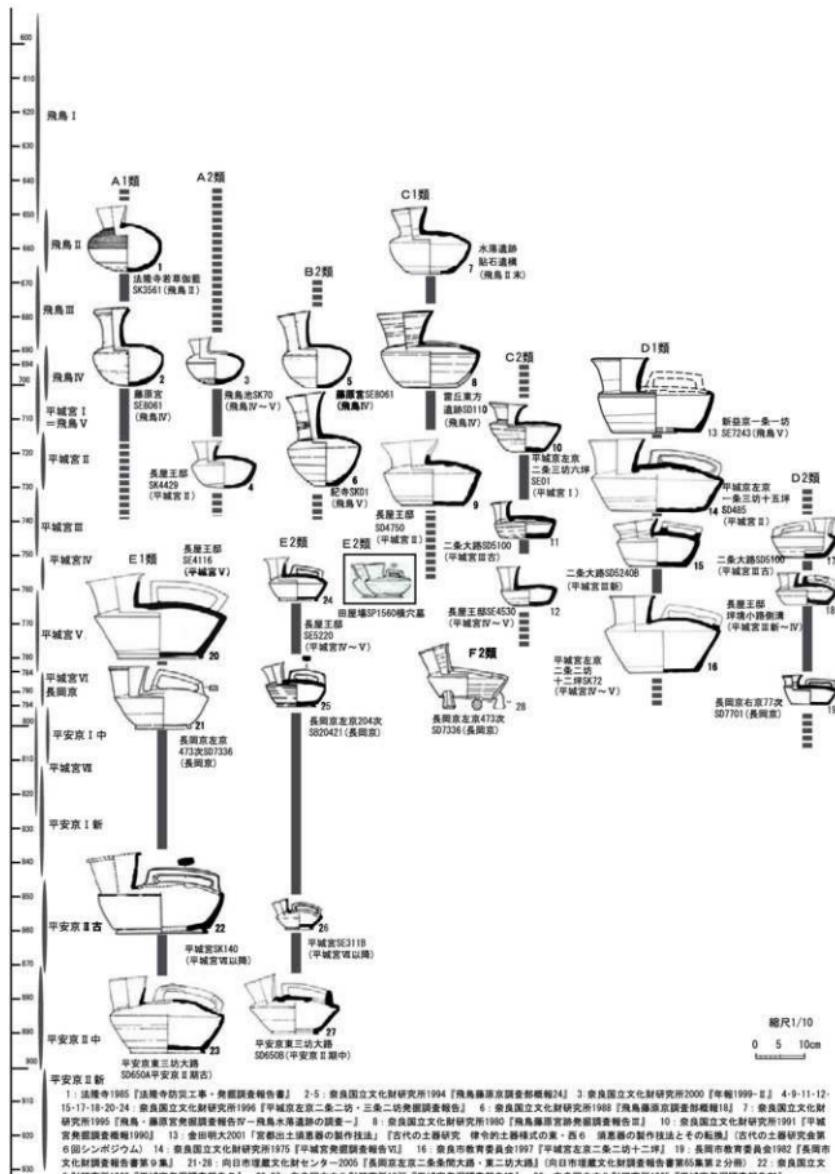


1-2：法隆寺1985「法隆寺防災工事・発掘調査報告書」3-4-11：奈良県立文化財研究所1995「飛鳥・薗原式免掘調査報告書」飛鳥水路跡の調査ノート 5-9：奈良県立文化財研究所1994「飛鳥奈良古墳群の調査報告書」4：奈良県立文化財研究所2000「年報1999-II」7-14-17-18-21-24-26-27-29-34-35：奈良県立文化財研究所1996「平城宮左京二条二坊、三条二坊免掘調査報告書」6：奈良県立文化財研究所1988「飛鳥奈良古墳群調査報告書15」10：奈良県立文化財研究所1973「飛鳥奈良古墳群免掘調査報告書3」12：奈良県立文化財研究所1980「飛鳥奈良古墳群免掘調査報告書3」13：奈良県立文化財研究所1978「平城宮跡免掘調査報告書」15：奈良県立文化財研究所1991「平城宮跡免掘調査報告書」16-23：奈良県立文化財研究所1998「平城宮跡免掘調査報告書」17：金田明大2001「宮都出土埴輪裏の製作技術」『古代の土器』著者による記述 20-22：奈良県立文化財研究所1975「平城宮跡免掘調査報告書」25：奈良市教育委員会1997「平城宮左京二条十二坊」28：長岡市埋蔵文化財調査報告書第25号 31：長岡市埋蔵文化財調査センター1997「(年報)平城宮左京二条十二坊」32：奈良県立文化財研究所1962「平城宮跡免掘調査報告書」33-35：1985「帝國調査部報告書」昭和50年版 36：向日市埋蔵文化財調査報告書第15号 37：金田明大・池田裕美2000「宮都出土埴輪裏の製作技術」『古代の土器』著者による記述 38：奈良県立文化財研究所1985「平城宮跡免掘調査報告書」39：奈良県立文化財研究所1962「平城宮跡免掘調査報告書」40：向日市埋蔵文化センター2005「飛鳥左京二条大路・東二坊大路」(内日本埋蔵文化財調査報告書第65集第2分冊) 巻号の後に付した(括弧)は、金田・池田(2000)に依拠。

第10図 平版集成(2) -都城の基準土器類-



第 11 図 猿投窓跡群における平瓶の変遷



第 12 図 都城の基準土器群に含まれる平瓶の変遷

これら各類の平瓶の変遷を第 11・12 図よりみると、以下のようになる。

①平瓶は 7 世紀中頃に A 類、やや遅れて 7 世紀後葉頃に平底の B・C 類が出現する。提梁の付く無高台の D 類は、都城では 694～715 年頃の飛鳥 V（平城宮 I）より出現し、猿投窯跡群ではこれよりやや遅れた 720 年前後の高藏寺 2 号窯式期に出現する。そして、提梁・高台の付く E 類は、都城では 8 世紀中頃の平城宮 IV（750～760 年代）より出現し、猿投窯跡群ではこれとほぼ同じ頃の鳴海 32 号窯式期より出現する。

なお、西弘海氏は提梁の付く平瓶が平城宮 I より少例出現し、平城宮 IV 以降に一般化すること、高台の付く平瓶が平城宮 IV に出現し、平城宮 V に一般化することを指摘され（西弘海、1976）、巽淳一郎・金田明大氏も同様に指摘されている（巽淳一郎、1991；金田明大、2001）。

②A 類は都城では飛鳥 II～平城宮 II まで、猿投窯跡群では東山 50 号窯式～岩崎 17 号窯式まで存続する。

③B 類は都城では飛鳥 IV～飛鳥 V まで存続する。猿投窯跡群では岩崎 41 号窯式に含まれ、前後の窯式には含まれていない。

④C 類は都城では飛鳥 IV～平城宮 IV・V まで存続する。猿投窯跡群では高藏寺 2 号窯式にのみ含まれ、その後の窯式では提梁の付く D・E 類が主流となるようである。

⑤提梁の付く無高台の D 類は都城では飛鳥 V（平城宮 I）～平城宮 VI（長岡京期）まで存続する。猿投窯跡群では折戸 10 号窯式に含まれている。この前の鳴海 32 号窯式にも含まれる可能性がある。

⑥提梁・高台の付く E 類は都城では平城宮 IV・V～平安京 II 期中まで存続する。猿投窯跡群では鳴海 32 号窯式から黒笹 90 号窯式まで含まれる。

⑦F 類はあまり類例のないタイプで、都城では長岡京期にのみ認められる。掲載報告書では尾野善裕氏の教示により猿投窯製品と認定している（向日市埋蔵文化財センター、2005）。

#### 【宮城県内出土平瓶の集成】

宮城県内出土の平瓶は、管見の及ぶ限りでは実測図表公表 54 点、未公表 1 点、計 55 点ある（第 13・14 図）。

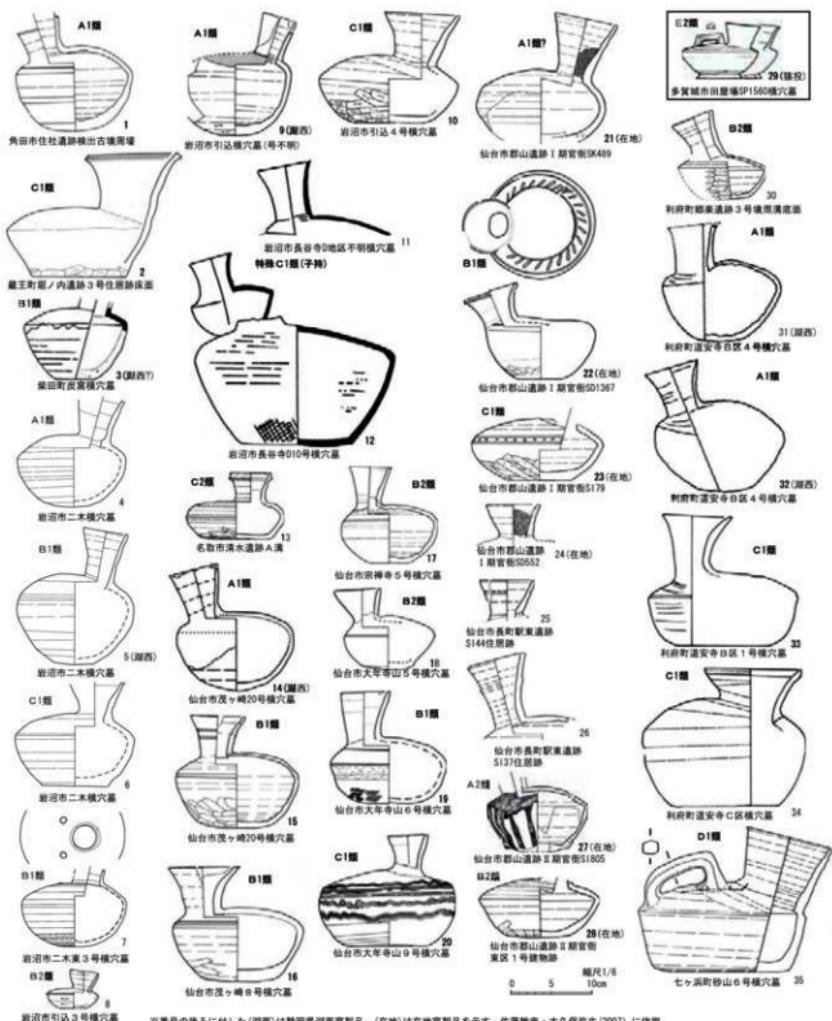
内訳は A 1 類 15 点、A 2 類 1 点、B 1 類 11 点、B 2 類 6 点、C 1 類 12 点、C 2 類 1 点、D 1 類 1 点、D 2 類 2 点、E 2 類 1 点、不明（口頭部～胴上部破片）5 点で、不明を除く 50 点中 B 類が 17 点（34%）、A 類が 16 点（32%）、と主体を占め、次いで C 類が 13 点（26%）とやや多く、D 類が 3 点（6%）、E 類が 1 点（2%）と少ない<sup>(註5)</sup>。

また、55 点中 41 点（74.5%）が横穴墓からの出土で、葬送儀礼用に用いられているのが大きな特徴となっている。それ以外の 14 点は、角田市住社遺跡内古墳周溝が 1 点、利府町郷楽遺跡 3 号墳が 1 点、初期城柵兼名取評家の郡山遺跡 I 期官衙が 4 点、第 1 次陸奥国府兼城柵の郡山遺跡 II 期官衙が 2 点、郡山遺跡に隣接する長町駅東遺跡が 2 点、城柵官衙遺跡の赤井遺跡が 2 点、新田柵跡が 1 点、拠点集落の蔵王町堀ノ内遺跡、名取市清水遺跡が各 1 点である。一般集落からの出土はなく、官衙関連遺跡からの出土が次いで多い。

宮城県内の湖西産須恵器について検討された佐藤敏幸・大久保弥生氏の集成（佐藤敏幸・大久保弥生、2007）では、このうち 27 点が取り上げられている。両氏は湖西窯製品に焦点を当てて検討されたため、実測図より判断して明かに湖西窯製品とは認められない平瓶は除外されている。器形や技法からみて、岩沼市引込 4 号横穴墓出土平瓶（10）、仙台市茂ヶ崎横穴墓群 8・20 号墓出土平瓶（15・16）、仙台市大年寺山 6・9 号横穴墓出土平瓶（19・20）、利府町郷楽遺跡 3 号墳出土平瓶（30）、涌谷町追戸横穴墓出土平瓶（43～45）、大崎市混内山 5 号横穴墓出土平瓶（50）も在地窯製品とみられる。これら 10 点を在地窯製品に加えても、平瓶では湖西製品が 20 点、在地窯製品が 16 点あり、湖西窯製品がやや卓越しているようである。こうした平瓶の出土傾向は関東地方においてもほぼ同様のようである（鶴間正昭、2001）。

#### 【田屋場 SP1560 横穴墓出土の平瓶の位置付け】

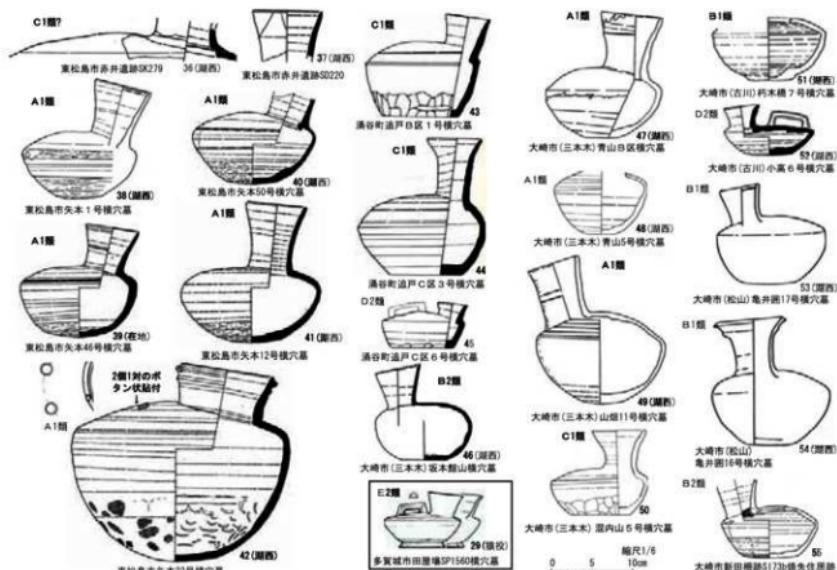
田屋場 SP1560 横穴墓出土の平瓶（第 5 図 4；第 9 図右上；第 13 図 29）は、E 2 類に相当する。宮城県内で出土した E 2 類は本例のみである。大多数の県内出土平瓶が提梁と高台を持たない 7 世紀後半代のものであるのに対し、明らかに後出である。そのあり方は器形や所属年代の点からみて異質である。胎土は織



※番号の後に付した(湖西)は静岡県湖西市製品。(在地)は在地裏製品を示す。佐藤敏生・大久保修生(2007)に依拠。

1：仙台市教育委員会 1991「住吉遺跡、岩沼遺跡、今前遺跡、田代遺跡調査報告書(第7回)」。2：福井県教育委員会 1990「湖西／内道跡」。3：北陸大学大学考古学研究会 1970「放置横穴墓群第一・二次調査報告」(『石鼓』第9号、4-5・11-12)。4：岩沼市文化財調査委員会 1984「岩沼市史(4-6世紀トレー)」。7：宮城県教育委員会 1975「宮城県文化財部調査報告書(昭和60・61年度)」(宮城県文化財調査委員会第4回)。8-10：岩沼市教育委員会 2000「田代横穴墓群第一・二期調査報告書(第1回)」(岩沼市文化財調査報告書第15号)。13：宮城県教育委員会 1981「東北新幹線(体道跡調査報告書)」(宮城県文化財調査報告書第77号)。14-15：仙台市教育委員会 1989「茂ヶ崎横穴墓群」(仙台市文化財調査報告書第130号)。17：仙台市教育委員会 1976「仙台市郡山遺跡(郡山寺跡)」(宮城県文化財調査報告書第21号)。20：宮城県教育委員会 1990「大字牛崎横穴墓」(宮城県文化財調査報告書第136号)。21-24・27-28：仙台市教育委員会 2005「郡山遺跡発掘調査報告書」(仙台市文化財調査報告書第283号)。25-26：仙台市教育委員会 2009「長町駅東遺跡跡1・2・3段調査-1仙台市あすと長町土地地区面整備事業関係発掘調査報告書-」(仙台市文化財調査報告書第324号)。29：宮城県多賀城跡調査研究会 1996「第4、5段跡跡」(多賀城跡)。30：利府町 2007「宮城県教育委員会・利府町教育委員会 1990「利府町郡山遺跡Ⅰ・仙台市郡山遺跡発掘調査報告書-1」(宮城県文化財調査報告書第134集)、利府町文化財調査報告書第6集(5集)。31-34：利府町教育委員会 1978「豊谷郡安寺跡横穴群」(宮城県文化財調査報告書第44集)。35：宮城県教育委員会 1976「砂山横穴古墳群調査報告書」(宮城県文化財調査報告書第44集)。

第13図 宮城県内出土の平瓶集成(1)



第14図 宮城県内出土の平瓶集成(2)

密で、小さな砂粒を少量含む。作りは丁寧で、器壁も薄い。焼成も良好である。胎土・焼成は猿投窯製品と共にし、猿投窯製品の鳴海32号窯式期、折戸10号窯式期の提梁・高台の付く法量の小さなE2類と法量・器形が共通する。

周知のように、7～8・9世紀代に製品を広域に流通させた巨大な窯跡群には、大阪府陶邑窯跡群、岐阜県美濃須衛窯跡群、愛知県猿投窯跡群、静岡県湖西窯跡群が知られている。これらの窯跡群における前述の各類の平瓶の生産状況を概観すると、表1のようになる(註6)。

	A 類	A 2 類	B 類	B 2 類	C 類	C 2 類	D 類	D 2 類	E 類	E 2 類	F 類
陶邑窯跡群	○	○	○		○	○	○	○	○		
美濃須衛 窯跡群					○	○	○				
猿投窯跡群	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湖西窯跡群	○	○					○				

表1 広域流通窯跡群における平瓶生産状況

平瓶各類を生産しているのは猿投窯跡群のみで、湖西窯跡群ではE類は生産されず、田原屋横穴墓群出土と同様のE2類を生産したのは猿投窯跡群のみであることに注目したい。このタイプの平瓶の出土例は宮城県内では本例のみで、在地窯で焼成していたとは考えにくい。8世紀代の須恵器窯は多く調査されているにもかかわらず、宮城県内の窯で平瓶は生産されていないようである(註7)。

以上より、この平瓶は猿投窯製品とみられる。

また、前述の都城と猿投窯跡群での出土例からみて、田原屋 SP 1560 横穴墓出土の平瓶は750年頃よりも古く位置付けることはできない。

- ①田原屋 SP 1560 横穴墓は多賀城跡 SF202 外郭南辺築地堀跡の SX1562 基礎整地に覆われること、
- ②多賀城跡 SX1562 基礎整地に多賀城跡政庁第1期〔神龜元年(724)～天平宝字6年(762)〕の平瓦・丸瓦を含むこと(第5図31～33)、③多賀城跡

SF202 外郭南辺築地跡は宝亀 11 年（780）の伊治公皆麻呂の乱による火災で焼失しており、火災前に一度修復されていること（宮城県多賀城跡調査研究所、1986・2001）から、SP1560 横穴墓出土の平瓶の下限年代を多賀城跡政府第Ⅱ期の開始年代である天平宝字 6 年（762）に位置付けることができる。

以上のことから、この田屋場 SP1560 横穴墓出土の平瓶は、750 年頃～天平宝字 6 年（762）の間、猿投窓跡群の鳴海 32 号窓式期、都城の平城宮IV に位置付けることができる。

### （3）SP1559・1560 横穴墓出土土師器壺・塊の検討

SP1559 横穴墓からは土師器壺が 6 点（第 5 図 5～10）、土師器塊が 3 点（第 5 図 11～13）、SP1560 横穴墓からは土師器壺が 2 点（第 5 図 1・2）出土した。SP1560 横穴墓出土の土師器壺は特徴が SP1559 横穴墓出土のものと類似しているので、以下、一括して検討する（第 15 図）。

土師器壺はいずれも非ロクロ調整で内面がヘラミガキ後に黒色処理された内黒有段丸底壺（1・3・5・6）や内黒丸底壺（2・4・7・8）で、口径 11cm 前後の小型の有段丸底壺（1・3、以下**壺 1a** 類と呼ぶ）、丸底壺（2・4、以下**壺 1b** 類と呼ぶ）と口径 13.5～18.8cm の有段丸底壺（5・6、以下**壺 2a** 類と呼ぶ）、丸底壺（7・8、以下**壺 2b** 類と呼ぶ）がある。体部外側の段や稜のあるものはやや少なく（3・5・6）、ないものの方が多い（1・2・4・7・8）。そして、外側の段や稜のあるものでも内面にはあまり明瞭な段は認められない。また外側の調整は口縁部をヨコナデし、体下半部をヘラケズリした後に粗くヘラミガキするものが多い。

土師器塊は非ロクロ調整の平底のもの、内黒のもの（9・10）と両面がヘラミガキ後に黒色処理された両黒のもの（11）がある。体部から口縁部の立ち上がり方には、体部があまり膨らまずにやや大きく外傾するもの（9）と体部がやや強く膨らんで体上部から口縁部が直立気味に立ち上がるもの（10・11）とがある。内黒塊の外側は口縁部をヨコナデしてからそれ以下をヘラケズリし、さらに軽くヘラミガキしている。

こうした特徴を持ち、器形や法量の類似する土師器壺・塊が含まれ、かつ年代をある程度限定できる土器には、以下のものがある（第 15 図）。

①仙台市郡山遺跡 II A 期官衙 SD35 南辺区画大溝、SI289・964 穫穴住居跡、SD1367・2000 溝出土土器（12～21；仙台市教育委員会、2005）……多賀城創建前の第 1 次陸奥府兼初期城柵。680 年代前半～8 世紀初頭頃。

②多賀城跡第 54 次 SI1791 穫穴住居跡出土土器（第 15 図 24・25・29、第 19 図；宮城県多賀城跡調査研究所、1989）……多賀城跡政府第 I 期〔神龜元年（724）～天平宝字 6 年（762）〕に造営された奈良時代外郭東門の造営直前に埋め戻された 8 世紀前葉頃の竪穴住居跡。

③多賀城市山王遺跡第 10 次 SD180B 区画溝下層出土土器（第 15 図 22・23・31・32、第 16 図；多賀城市教育委員会、1991）……紙背が百濟王敬福関連の第 1 号漆紙文書〔第 17 図、天平 12 年（740）～天平勝宝元年（749）〕と共に<sup>注 8)</sup>。

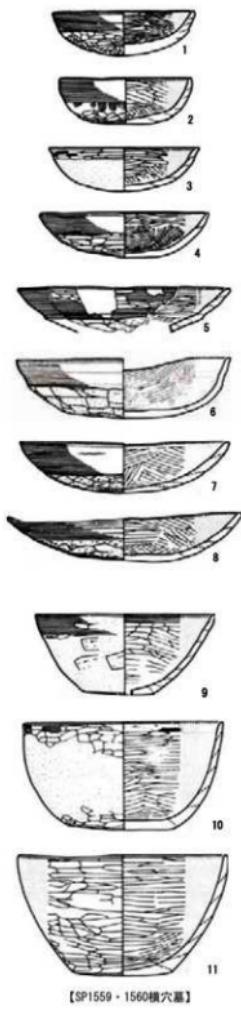
④多賀城市山王遺跡第 12 次 SD180B 区画溝下層出土土器（30；多賀城市教育委員会、1992）……紙背が百濟王敬福関連の第 1 号漆紙文書〔第 17 図、天平 12 年（740）～天平勝宝元年（749）〕と同一層準。

⑤多賀城市山王遺跡第 17 次 SK5422 土壙出土土器（第 15 図 26、第 18 図；多賀城市教育委員会、1995）……表が養老 5 年（721）以前の計帳様文書、紙背が国司借貨制〔天平 10 年（737）廃止〕関連文書の漆紙文書が付着する 8 世紀前葉頃の土器。

これらは、680 年代前半～8 世紀初頭頃の①郡山遺跡 II A 期官衙出土土器と②～⑤の多賀城跡政府第 I 期〔神龜元年（724）～天平宝字 6 年（762）〕にほぼ相当する 8 世紀前半頃の土器に大別され、遺跡や共伴する文字資料からみて前者から後者への変遷が明らかである。

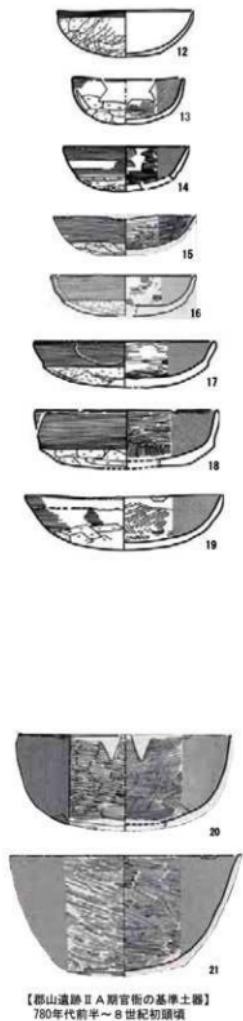
これらのうち、田屋場 SP1559・1560 横穴墓出土土師器壺・塊と類似する土師器壺・塊を抽出し、田屋場 SP1559・1560 横穴墓出土土師器壺・塊と対比させ、第 15 図に図示した。

なお、最近では村田晃一氏が宮城県中部～南部における 6 世紀～8 世紀の土器の変遷を詳細に検討されている（村田晃一、2007）。この村田編年では、①は第 5 段階、栗開式の最終段階、②～⑤は第 6・7 段階、国分寺下層式に位置付けられている。



【SP1559・1560横穴墓】

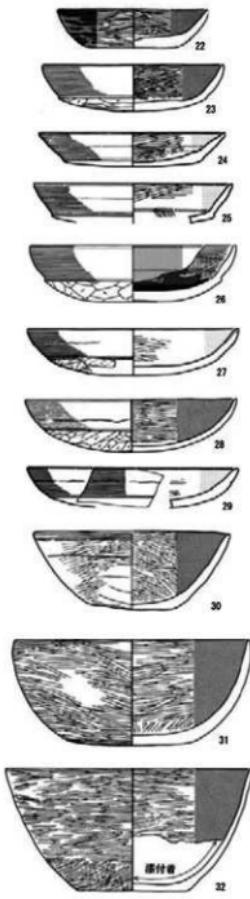
1-3-5-6-14~18-23~26：有段底疣、2-4-7-8-13-19~27～29：丸疣环、9~11-20-21-31-32：瘤、12：腹東系土壠器環、22：平底疣  
1~10、13~19-23~32：內面黑色瘤環、11~20~22：外面黑色瘤環、12：內面非黑色瘤環



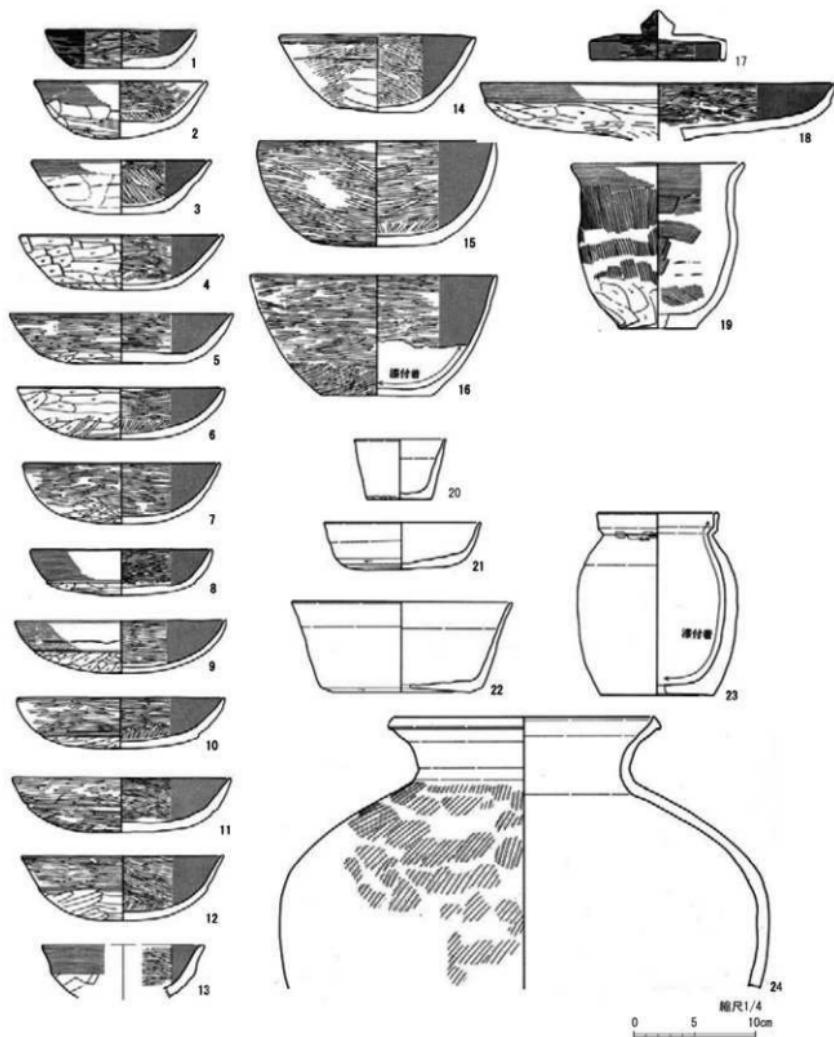
【郡山遺跡Ⅱ A期官衙の基準土器】  
780年代前半～8世紀初頭頃

### 【多賀城跡創建期（8世紀前葉～中頃）の基準土器】

縮尺1/4



第 15 図 田屋場横穴墓群出土の非口クロ土師器壺・塊の比較



※SD180B区画溝跡下層(10次取上2層、12次取上3層)出土の土器群。百濟王敬福開達の第1号漆紙文書〔天平12年(740)～天平勝宝元年(749)〕と共に。

1~12・15~24: 多賀城市教育委員会 1991『山王道路第一回発掘調査報告(仙塩道路建設に伴う八幡地区調査)』第18・19図(多賀城市埋蔵文化財調査報告書第27集)、13・14: 多賀城市教育委員会 1992『山王道路第一回発掘調査報告(仙塩道路建設に伴う八幡地区調査)』第14図(多賀城市埋蔵文化財調査報告書第30集)より引用・編集。

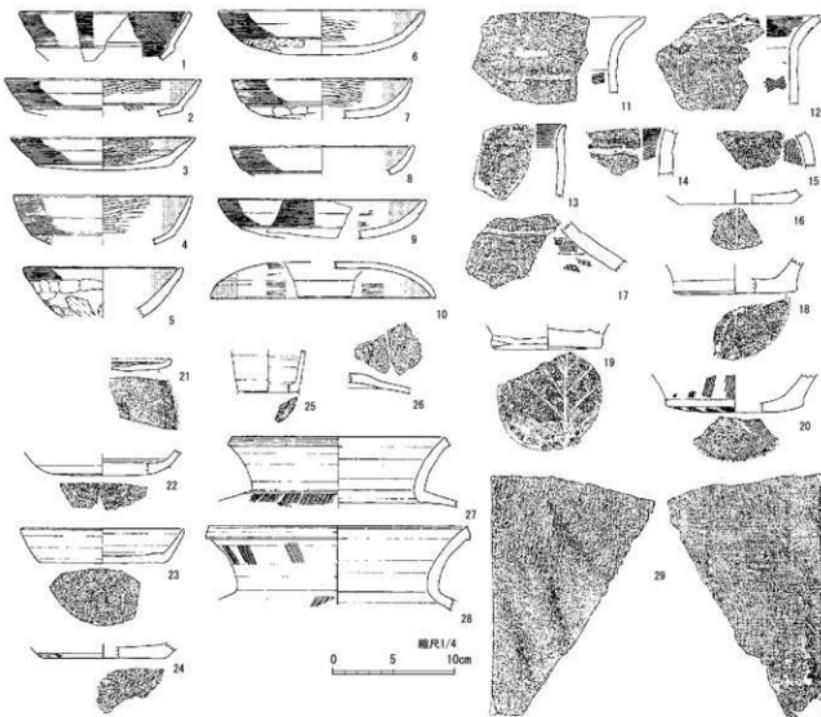
1: 非クロコ土師器内黒环 2~14: 非クロコ土師器内黒环 15~16: 非クロコ土師器内黒燒 17: 非クロコ土師器内黒燒  
大型高环 19: 非クロコ土師器垂 20: 須恵器コップ形环 21~22: 須恵器杯 23~24: 須恵器壺

第 16 図 山王遺跡八幡地区 SD180B 区画溝下層出土土器



復元図 直径約16cm 比尺1/4  
漆面の陸奥国戸口損益帳は紙背文書で、天平5年(733)または天平12(740)年籍の草案である可能性が最も高いと推定され。オモテ面の「百濟王敬福」関連文書は天平12年(740)～天平勝宝元年(749)年までの約10年間に推定でき、さらに敬福が陸奥介であった天平10年(738)～天平18年(746)のものと考えることが理當と推定されている。  
平川南 1998『山王遺跡出土の漆文書および木簡』『山王遺跡－第12次調査報(仙塩道路建設に伴う八幡地区調査)－』(多賀城市文化財調査報告書第30集)

第17図 山王遺跡八幡地区 SD180B 区画溝跡下層  
出土の第1号漆文書



宮城県多賀城跡調査研究会 1989「II. 第54次調査」『宮城県多賀城跡調査研究所年報1988 多賀城跡』第17～19図より引用・編集

1～9：非クロコ土師器内底版 10：非クロコ土師器西面裏裏 11～20：非クロコ土師器裏 21～25：須恵器裏 26：須恵器裏  
27：須恵器裏 28：須恵器裏 29：平瓦(多賀城分類ⅠA類、桶巻作り、政府第1期)

第19図 多賀城跡第54次 SI1791 竪穴住居跡出土土器

田屋場横穴墓出土の土師器壺1a・1b類は、①にやや多く認められるが、②～⑤には認められない。また、田屋場横穴墓出土の土師器壺2a・2b類は、①と②～⑤の両者に認められる。村田晃一氏は小型壺が第6段階に平底・平底風の壺G以外には認められなくなると指摘されている（村田晃一、2007）。

以上より、田屋場横穴墓出土の土師器壺・塊の年代幅は、680年代前半頃～8世紀前半頃に位置付けられ、田屋場SP1560横穴墓出土の須恵器平瓶よりも年代幅よりも大きくなっている。最も古くみれば、郡山遺跡II A期官衙期の680年代前半～8世紀初頭頃にみることも可能である。

しかし前述したように、これら土師器壺・塊は須恵器平瓶と共に伴関係にあること、下限年代が8世紀前半頃であること、田屋場横穴墓群の造営集団とみられる山王・市川橋遺跡の終末年代が7世紀中頃でもやや新しい頃（660年代末頃）とみられること（柳澤和明、2009a）から、これら土師器壺・塊も750年頃～天平宝字6年（762）の間に位置付けられた須恵器平瓶の年代幅に近い時期のものと考えられる。

## 6. 田屋場横穴墓群からみた多賀城跡 SF202 外郭南辺築地壠跡の造営年代

これまでの検討結果より、田屋場横穴墓群出土土器は以下の2つに大別される。

- ① SP2661 横穴墓玄室内出土土器（第6図1・2）
- ② SP1560 横穴墓羨道床面、6層上面出土土器（第5図1・2・4）、SP1559 横穴墓6層上面出土土器（第5図5～13）

①は田屋場横穴墓群の造営期間中の6世紀末～7世紀中頃の古墳時代後期（栗廻式期）の土器で、造営集団の集落とみられる西隣の多賀城市山王・市川橋遺跡の拠点的区画集落跡と同時期のものである（註9）。

また、②は田屋場横穴墓群の造営期間中の土器ではなく、750年頃～762年頃の土器である。そして、多賀城跡SF202外郭南辺築地壠の造営時に発見された田屋場横穴墓群の改葬に伴う墓前祭に用いられたものと判断される。

このことは、多賀城跡政府第1期〔神亀元年（724）～天平宝字6年（762）〕の期間中に造営されたと從

来考えられてきた多賀城跡 SF202外郭南辺築地壠の造営年代（宮城県多賀城跡調査研究所、1986）を考える上で、重要である。

多賀城跡外郭南辺区画施設に関わる発掘調査は、宮城県多賀城跡調査研究所が近年継続的・精力的に実施してきており、めざましい成果を挙げつつある。

多賀城跡城前地区南端部を対象とした多賀城跡第74次調査では、SX2775政庁一外郭南門間道路跡の路面上で新たにSB2776八脚門跡が検出され、これに取り付く区画施設の有無とこの八脚門跡の性格・年代的位置付けなどの解明が大きな課題となった（宮城県多賀城跡調査研究所、2004）。

平成21年度に多賀城跡鴻の池地区を対象として実施された多賀城跡第81次調査では、このSB2776八脚門跡の西側に取り付く外郭区画施設跡（材木塀の基礎地業）が検出され、政庁第1期〔神亀元年（724）～天平宝字6年（762）〕の外郭南辺区画施設がSF202外郭南辺築地壠跡の北側約120mの位置にあることが判明した（宮城県多賀城跡調査研究所、2009・2010；三好秀樹、2010）。

その結果、これまで多賀城跡政府第1期〔神亀元年（724）～天平宝字6年（762）〕の期間中に造営されたとみられていたSF202外郭南辺築地壠跡と、新たに検出された外郭区画施設との関係の解明が大きな課題となってきた。

この課題については、宮城県多賀城跡調査研究所による今年度末発行の『宮城県多賀城跡調査研究所年報2009 多賀城跡』で詳細に検討されるはずである。

したがって、田屋場SP1560横穴墓出土の平瓶が750年～天平宝字6年（762）の間に年代的に位置付けられることから、これまで多賀城跡政府第1期〔神亀元年（724）～天平宝字6年（762）〕の期間中に造営されたとみられていたSF202外郭南辺築地壠跡とSB201外郭南門跡については、750年頃よりも新しく、多賀城跡政府第2期の開始年である天平宝字6年（762）と同じかこれよりもやや古いとみられる、と指摘するにとどめたいと思う。

宮城県多賀城跡調査研究所によるこの課題の解明に向けた今後の発掘調査の成果に大いに期待したい。本稿がその解明のための一助になれば幸いである。

## 7.まとめ

迂遠で煩雑な論考となったが、以下のようにまとめることができる。

- ①田屋場横穴墓群の造営年代は、造営集団の集落跡とみられる多賀城市山王・市川橋遺跡と同様に、6世紀末頃～7世紀中頃と考えられる。
- ②田屋場横穴墓群の羨道前から出土して造営期間中の墓前祭に伴うものと解釈されてきた土器は、田屋場横穴墓群の造営期間中の土器ではなく、750年頃～762年頃の間の土器であって、多賀城跡SF202外郭南辺築地塀の造営時に発見された田屋場横穴墓群の改葬に伴う墓前祭に用いられたものと判断される。
- ③多賀城跡SF202外郭南辺築地塀の造営年代は、田屋場SP1560横穴墓羨道中央出土の平瓶が750年頃～天平宝字6年(762)頃の間に位置付けられることから、750年頃よりも新しく、多賀城跡政府第Ⅱ期の開始年である天平宝字6年(762)と同じかこれよりもやや古いとみられる。

## 謝辞

本稿を執筆するにあたり、宮城県多賀城跡調査研究所O.Bの進藤秋輝東北歴史博物館長、高野芳宏・丹羽茂氏、宮城県多賀城跡調査研究所の後藤秀一所長、古川一明・吉野武氏、東北歴史博物館の村田晃一氏、多賀城市埋蔵文化財センターの千葉孝弥・島田敬・相澤清利氏、東松島市教育委員会の佐藤敏幸氏、仙台市教育委員会の長島榮一氏、岩沼市教育委員会の川又隆央氏、奈良県立橿原考古学研究所の林部均氏ら、多くの方々から有益なご教示を頂いた。末筆ですが、記して感謝の意を表します。

## 註

註1 古代史学の研究成果によれば、6世紀～7世紀中頃にかけて施行された国造制の施行範囲は、仙台平野においては阿武隈川以南で、第1図に示したD群が北限の国造である曰理国造の支配領域にあたり、A～C群は国造制の施行範囲外で本来的には蝦夷の居住地にあたるとされる(今泉隆雄、1992; 熊谷公男、2004)。この通説にしたがえば、古墳時代後期におけるA～C群の居住集団は蝦夷ということになる。

註2 別稿(柳澤和明、2010)で、山王・市川橋遺跡における古墳時代後期(住社式～栗圓式期)の拠点的区画集落跡の様相を総括的に検討した。その結果、本集落跡の居住集団が倭王權と密接なつながりをもった服属蝦夷であり、集落の性格はこの服属蝦夷による政治的・軍事的に重要な拠点的区画集落跡である、という結論にいたった。したがって、田屋場横穴墓群の造営集団はこの服属蝦夷ということになる。別稿と本文稿は相互に関連する論考なので、詳細はこの別稿を参照されたい。

註3 宮城県内出土の須恵器堤瓶のうち、吊り手のない堤瓶は、①色麻町色麻古墳群第24・48・108・204・234号墳(宮城県教育委員会、1983a・1984・1985)、②大崎市小野横穴墓群木橋支群第9・10号墳(宮城県教育委員会、1983b)、③仙台市大年寺山第6号横穴墓(宮城県教育委員会、1990)などから出土している。

註4 多賀城跡第72次調査の報告では、田屋場SP2661横穴墓出土の堤瓶を陶邑窯跡群のTK43～TK209型式に対比させ、6世紀後葉～7世紀前葉頃に位置付けている(宮城県多賀城跡調査研究所、2002)。

註5 県内出土の平瓶のうち、岩沼市長谷寺D10号横穴墓出土の子持平瓶(第13図11)は、全国的に見てきわめて類例の少ない特異なものである。類例は広島県三原市御年代古墳、瀬戸内地方出土品の2例が知られているにすぎない(山田邦和、1989; 愛知県陶磁資料館、1995)。長谷寺横穴墓出土品は子持部の平瓶が1点残存するにすぎないが、残存位置が偏ることと完形の類例2点より見て、これら類例と同様に肩部に子持部に平瓶が2点のるものと推定される。

また、矢本33号横穴墓出土平瓶(第14図41)は大型のA1類で、肩部に堤瓶の吊り手の退化形態に類似する2個1対のボタン状貼付があり、突縁縁や体下部の引き整形など、平瓶にはあまり認められない特徴があり、特異である。東北歴史博物館所蔵の岩沼市二木東3号横穴墓出土品(第13図7)にも2個1対のボタン状貼付がある。

註6 各窯跡群における平瓶の生産状況を把握するにあたって、大阪府陶邑窯跡群については中村浩編(1995)、古代の土器研究会編(1998)など、岐阜県美濃須衛窯跡群、静岡県湖西窯跡群については齊藤孝正・後藤健一編(1995)など、福井県窯跡群については齊藤孝正・後藤健一編(1995)の他、関連各窯報告書を用いた。

註7 陸奥国内で平瓶が生産された須恵器窯の調査例は宮城県内にはない。福島県内では南相馬市鳥打沢A遺跡1号須恵器窯跡で平瓶A1類が2点出土し、陶邑田辺編年のTK46型式に対比され、7世紀第3四半期頃に位置付けら

れている（福島県文化財センター、1992）。

註8 多賀城市山王遺跡第10次SD180B区画溝跡は、上層と下層に大別される（多賀城市教育委員会、1991）。上層（遺物取上層1層）は炭化物や灰を多く含む黄灰色土、下層（遺物取上層2層）はややスクモ化した黒褐色粘質土で、層相が大きく異なる。いずれも自然堆積土である。

土師器はいずれも非クロロ調整で、下層からは平底の両黒・内黒土師器壺（第16図1・4・5）、外側体部に明瞭な段のない内黒土師器丸底壺（同2・3・6・7）、外側体部にわずかな段があり、内面に明瞭な段のない内黒土師器丸底壺（同8～13）、平底ないし平底気味の内黒土師器壺（同14～16）、宝珠形つまみのある両黒土師器蓋（同17）、大型の内黒土師器高环（同18）、土師器甕（同19）、コップ形須恵器（同20）、須恵器壺（同21・22）、須恵器甕（同23・24）などが出土した。上層から出土した土師器も下層とほぼ同様だが、両黒・内黒土師器盤や口径が大きいやや器高の低い須恵器壺や須恵器高环が含まれる。下層よりも層位的に上層であることから、新しい様相を示す可能性もある。

下層出土土器（多賀城市教育委員会、1991）の第18・19図）は紙背が百濟王敬福闇連の第1号漆紙文書〔天平12年（740）～天平勝宝元年（749）〕と共に、上層出土土器（多賀城市教育委員会、1991）の第16・17図）は天平宝字7年（763）の貝注記の第2号漆紙文書と共にする。

多賀城市教育委員会の千葉孝弥・島田敬・相澤清利氏の御教示により、不明瞭で誤認した論考（吾妻俊典、2005）もある漆紙文書の出土層位と共伴土器の対比、第10・12次調査にまたがるSD180溝の土層対比を再確認した。

出土土器や共伴した漆紙文書からみて、SD180B区画溝跡は8世紀前葉頃～8世紀後半頃に機能したと考えられる。自然堆積土ということで、時間幅がやや長いものの、共伴した漆紙文書はそれぞれ年代の1点を示す。

註9 SX1562 墓地基礎地業出土の須恵器台付長頸甕（第5図29）も、器形からみて田屋場横穴墓群造営期間中の6世紀末～7世紀中頃のものとみられる。田屋場横穴墓群を破壊しながら進められたSF202外郭南辺墓地の造営時に混入したものであろう。

#### 引用文献

- 愛知県陶磁資料館（柴垣勇夫・野末浩之） 1995『古代の造形美 装飾須恵器』（平成7年度秋季特別企画展図録）  
 吾妻俊典 2005「奈良時代における多賀城の土器」『古代の土器研究 聖武朝の土器様式』（古代の土器研究会第8回シンポジウム） pp.84～99  
 今泉隆雄 1992「律令国家と蝦夷」『新版古代の日本9 東北・北海道』（角川書店） pp.163～198  
 大阪府教育委員会 1995「陶邑窯跡群発掘調査概要」「大阪こどもの城（仮称）建設に伴う高藏寺13号窯跡他の調査」尾野善裕 2000「猿投窯（系）須恵器編年の再構築」「須恵器生産の出現から消滅 第1分冊 発表要旨 猿投窯・湖西窯編年の再構築」（東海土器研究会） pp.9～41  
 尾野善裕 2001「戊申年木簡」・尾張國分寺と猿投窯－猿投窯系須恵器編年の再構築・補論－」『須恵器生産の出現から消滅 第5分冊 補遺・論考編 猿投窯・湖西窯編年の再構築』（東海土器研究会） pp.133～140  
 金田明大・池田裕英 2000「宮都出土の東海産須恵器」「須恵器生産の出現から消滅 第1分冊 発表要旨 猿投窯・湖西窯編年の再構築」（東海土器研究会） pp.113～139  
 金田明大 2001「宮都出土須恵器の製作技法」「古代の土器研究 律令的土器様式の西・東6 須恵器の製作技法とその転換」pp.17～29  
 熊谷公男 2004「古代の蝦夷と城柵」（吉川弘文館 歴史文化ライブラリー）  
 古代の土器研究会編 1992『都城の土器集成』（古代の土器1）  
 古代の土器研究会編 1993『都城の土器集成II』（古代の土器2）  
 古代の土器研究会編 1998『7世紀の土器（近畿西部編）』（古代の土器5～2）  
 齐藤孝正 1994「東海地方の施釉陶器生産－猿投窯を中心－」『古代の土器研究－律令的土器様式の西・東3 施釉陶器－』（古代の土器研究会第3回シンポジウム） pp.109～120  
 齐藤孝正 1995「城投・美濃・美濃須衛窯編年と他窯編年対比表」齐藤孝正・後藤健一編『須恵器集成図録 第3巻 東日本編I』（雄山閣出版） p.86  
 佐藤隆 2003「羅波地域の新資料からみた7世紀の須恵器編年－陶邑編年の再構築に向けて－」『大阪歴史博物館研究紀要』第2号 pp.3～29  
 佐藤隆 2004「8世紀の須恵器編年と難波宮・平城宮の平行関係－陶邑編年の再構築に向けて・その2－」『大阪歴史博物館研究紀要』第3号 pp.1～19  
 佐藤隆 2007a「6世紀の須恵器大型化の諸様相－陶邑編年の再構築に向けて・その3－」『大阪歴史博物館研究紀要』第6号 pp.25～48  
 佐藤隆 2007b「7・8世紀陶邑編年の再構築と都城出土資料の様相」『財团法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪市立近づく飛鳥博物館 2005年度共同研究成果報告書』 pp.293～321  
 佐藤敏幸・大久保弥生 2007「宮城県の湖西産須恵器」「宮城考古学」第7号 pp.111～134（宮城県考古学会）  
 仙台市教育委員会（島袋島一編） 2005『郡山遺跡発掘調査報告書総括編(1)』（仙台市文化財調査報告書第283集）  
 仙台市史編さん委員会 1994『仙台市史 特別編1 自然』  
 多賀城市教育委員会（千葉孝弥・石本敬編） 1991『山王遺跡－第10次発掘調査概報』（仙塩道路建設に伴う八幡地区区発掘調査）－』（多賀城市文化財調査報告書第27集）  
 多賀城市教育委員会（千葉孝弥編） 1992『山王遺跡－第12次発掘調査概報』（仙塩道路建設に伴う八幡地区区発掘調査）－』（多賀城市文化財調査報告書第30集）  
 多賀城市教育委員会（千葉孝弥編） 1995『山王遺跡－第17次調査－出土の漆紙文書』（多賀城市文化財調査報告書第39集）

- 賀淳一郎 1991 「第VI章考察 2. 土器 A. 平城京時代の土器研究の現状 B. 土器の群別と产地の同定 C. 平城京土器の大別」『平城宮発掘調査報告書XIII - 内裏の調査 II -』(奈良国立文化財研究所学報第 50 収) pp.370 ~ 383
- 田辺昭三 1966 『陶邑古窯跡群 I』(平安学園考古学クラブ)
- 田辺昭三 1981 『須恵器大成』(角川書店)
- 次山淳 1996 「6. 消えた古墳」田中啄編『古都発掘・藤原京と平城京-』(岩波新書 468) pp.25 ~ 27
- 鶴間正昭 2001 「関東出土の東海産須恵器」『須恵器生産の出現から消滅 第 5 分冊 補遺・論考編 猿投窯・湖西窯編年の再構築』(東海上器研究会) pp.171 ~ 210
- 奈良国立文化財研究所 1986 「I「藤原宮・京の調査 2 朱雀大路・左京七条一坊(日高山)の調査(第 45 ~ 29 次)」「飛鳥・藤原宮発掘調査概報 16」 pp.29 ~ 35
- 中村浩編 1995 『須恵器集成図録 第 1 卷 近畿編 I』(雄山閣出版)
- 柄崎彰一 1983 「猿投窯の編年について」『愛知県古窯跡分布調査報告書(Ⅲ) 尾北・三河地区』 pp.71 ~ 73
- 西弘海 1976 「第V章考察 2 土器」『平城宮発掘調査報告書VII』(奈良国立文化財研究所学報第 26 収) pp.139 ~ 149 (西弘海 1987 「平城宮の土器」「土器様式の成立とその背景」 pp.29 ~ 53 改題再掲)
- 福島県文化財センター 1992 『房町火力発電所関連調査報告書Ⅲ』(福島県文化財調査報告書第 281 収)
- 古川一明 1996 「北辺に分布する横穴墓について」『考古学と遺跡の保護-甘粕健先生追記論集-』 pp.255 ~ 272
- 松本秀明 1981 「仙台平野の沖積層と後水期における海岸線の変化」『地理学評論』57 pp.7 ~ 25
- 宮城県教育委員会 1975 「IV昭和 49 年度一般開発関係遺跡(3)二木横穴古墳群」『宮城県文化財発掘調査略報(昭和 48 ~ 49 年度分)』 pp.137 ~ 140
- 宮城県教育委員会(古川一明) 1983a 「(1)色麻古墳群」『宮城県営圃場整備等関連遺跡詳細分布調査報告書(昭和 57 年度)』(宮城県文化財調査報告書第 95 収) pp.3 ~ 166
- 宮城県教育委員会(佐々木安彦・阿部恵) 1983b 「朽木橋横穴古墳群・宮前遺跡」(宮城県文化財調査報告書第 96 収) pp.1 ~ 70
- 宮城県教育委員会(古川一明) 1984 「I. 色麻古墳群」『宮城県営圃場整備等関連遺跡詳細分布調査報告書(昭和 58 年度)』(宮城県文化財調査報告書第 100 収) pp.3 ~ 162
- 宮城県教育委員会(佐々木博和・古川一明・大槻仁一) 1985 「II. 色麻古墳群」『色麻町香ノ木遺跡・色麻古墳群・昭和 59 年度宮城県営圃場整備等関連遺跡詳細分布調査報告書-』(宮城県文化財調査報告書第 103 収) pp.47 ~ 148
- 宮城県教育委員会 1998 『宮城県遺跡地図』(宮城県文化財調査報告書第 176 収)
- 宮城県教育委員会(柳澤和明・豊村幸宏) 2009 『市川橋遺跡の調査 伏石・八幡地区-県道「泉-塩釜線」関連調査報告書 VII-』(宮城県文化財調査報告書第 218 収)
- 宮城県多賀城跡調査研究所(高野芳宏) 1986 「III. 第 48 次調査」『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1985 多賀城跡』 pp.35 ~ 86
- 宮城県多賀城跡調査研究所(後藤秀一・古川一明・白崎恵介) 2002 「II. 第 72 次調査」『宮城県多賀城跡調査研究所年報 2001 多賀城跡』 pp.2 ~ 40
- 宮城県多賀城跡調査研究所(佐藤則之) 2004 「II. 第 74 次調査」『宮城県多賀城跡調査研究所年報 2003 多賀城跡』 pp.3 ~ 25
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2009 「多賀城跡第 81 次調査の概要」『平成 21 年度宮城県遺跡調査成果発表会発表要旨』 pp.13 ~ 20
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2010 「多賀城跡第 81 次調査の概要」『第 36 回古代城柵官衙遺跡検討会-資料集-』 pp.27 ~ 34
- 三好秀樹 2010 『城内大路と外郭施設』『第 36 回古代城柵官衙遺跡検討会-資料集-』 pp.97 ~ 113
- 向日市埋蔵文化財センター 2005 『長岡京左京二条間大路・東二坊大路』(向日市埋蔵文化財調査報告書第 65 収 第 2 分冊)
- 村田晃一 2007 「第Ⅱ章 東北・北海道における 6 ~ 8 世紀の土器変遷と地域の相互関係 V. 宮城県中部から南部』『古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』(平成 15 年度 ~ 平成 18 年度科学研究費研究成果報告書、研究代表者辻秀人) pp.119 ~ 163
- 柳澤和明 2009 a 「第 8 章 總括 2. 古墳時代後期(栗団式期)1) 古墳時代後期(栗團式期)の土器群の検討」「第 8 章 2. 古墳時代後期(栗圓式期)3) 古墳時代後期(栗圓式期)集落跡の様相」『市川橋遺跡の調査 伏石・八幡地区-県道「泉-塩釜線」関連調査報告書 VII-』(宮城県文化財調査報告書第 218 収) pp.523 ~ 555, 559 ~ 571
- 柳澤和明 2009 b 「多賀城市山王・市川橋遺跡における栗圓式期集落跡の様相」『平成 21 年度宮城県考古学会総会・研究発表会 研究発表資料』
- 柳澤和明 2010 「多賀城市山王・市川橋遺跡における住式-栗圓式期集落跡の様相』『宮城考古学』第 12 号(近刊)
- 山田邦和 1989 「装飾付須恵器の分類と編年(上)一裝飾付須恵器の基礎的研究 1-」『古代文化』41-8 pp.16 ~ 29
- 和田草 1976 「東アジアの古代都城と葬地-喪葬令皇都条に関連して-」大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』(1995)『日本古代の儀礼と祭祀・信仰 上』(講書房, pp.457 ~ 488 再掲)

## 文化財に影響を与える木材揮発成分の効果的な除去方法開発の試みII —ベイスギを対象に—

及川 規（東北歴史博物館）

- 
1. はじめに
  2. 除去剤とベイスギ共存下での文化財材質変質促進試験による効果評価
  3. 酢酸による密陀僧の変色
  4. 除去剤と酢酸共存下での文化財材質変質促進試験による効果評価
  5. まとめ
- 

### 1. はじめに

博物館や美術館にとって、文化財の安全な保管は最も重要な責務の一つである。そのためこれらの施設では、文化財の保存環境を適切に維持管理することが強く求められる<sup>1)</sup>。

保存環境要素は、温度や湿度、光、有害生物など多岐にわたるが、空気中の汚染物質も非常に重要な因子である<sup>2)</sup>。空気汚染物質は、窒素酸化物・硫黄酸化物などの大気汚染物質、コンクリートからのアルカリ因子、収蔵庫や展示ケースの内装材・接着剤・塗料などから放出される酢酸やホルムアルデヒドなどの酸性因子や種々の揮発性有機物（VOC）など多様である<sup>3)</sup>。

日本の博物館では、高い調湿性が期待されるなどの理由から、収蔵庫の内装材や展示ケースに木材が用いられることが多い。ところがある種の木材 VOC は、金属や顔料などいくつかの文化財材質を変質させる場合がある<sup>4)</sup>。

ケミカルフィルター (CF) による除去はその対応策の一つであるが、木材の種類によって、有効な除去剤が異なる可能性が高い。膨大な物質群の中から効果的な除去剤を選定する場合、実際に CF に除去剤候補物質を担持して効果を評価するには多くのコストと時間を要する。そこで筆者らは、候補物質を絞り込むための予備調査法について検討してきた<sup>5-6)</sup>。本報告は、ベイスギ (*Thuja plicata* D. Don.

収蔵材料として多用される樹種の一つ）を対象に、炭酸カリウム ( $K_2CO_3$ ) と過マンガン酸カリウム ( $KMnO_4$ ) について除去効果を評価し、本予備調査法の有用性と課題について示したものである。

なお文中では、文化財材質に影響を与える可能性のある物質を「汚染因子」、VOC を低減させる目的で用いた物質を「除去剤」と表現した。

### 2. 除去剤とベイスギ共存下での文化財材質変質促進試験による効果評価

#### 2.1 実験

除去剤として、炭酸カリウム ( $K_2CO_3$ ) と過マンガン酸カリウム ( $KMnO_4$ ) を用いた（いずれも特級試薬、関東化学）。材質試験片は、密陀僧および鉛白（いずれも主成分に相当する特級試薬、関東化学、密陀僧 = $PbO$ 、鉛白 = $2PbCO_3 \cdot Pb(OH)_2$ ）を X 線回折用スライドガラスのくぼみ（ $20 \times 15 \times 0.2mm$  または  $20 \times 20 \times 0.2mm$ ）に直接埋め込んだもの（以下文中では、便宜的に顔料名で表記する）、シリコンゴム（シリコン、 $2 \times 2 \times 0.1cm$ 、ベイスギ VOC やその汚染因子の一つと考えているヒノキチオールで顕著に変色し、鉄、銅、鉛白、緑青などと類似した変質挙動を示す）を用いた。

密閉容器（ $500cm^3$ ）に、ベイスギ試験片（ $2 \times 1 \times 1cm$ ）、材質試験片、蒸留水（ $1cm^3$ ）を入れたサンプル管、除去剤（1g）を入れ、恒温槽（DK810、

表1 ベイスギ揮発成分により変色した材質試験片

	密陀僧	鉛白	シリコン
K <sub>2</sub> CO <sub>3</sub>	黄黒灰変	大きな変化なし	わずかに褐色
KMnO <sub>4</sub>	黄灰変	やや黄変	褐色
対照	黄灰変	黄変	褐色
標準	黄色	白色	白色

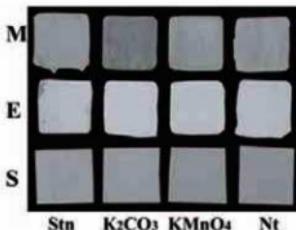


図1 除去剤共存下でのベイスギ VOC による変質。M=密陀僧、E=鉛白、S=シリコン；それぞれ左から標準(Stn)、炭酸カリウム共存系、過マンガン酸カリウム共存系、対照(除去剤なし、Nt)

ヤマト科学）中、60°Cで6日間放置し変化を観察した（除去剤を入れない系を対照とした）。

それぞれの変質生成物の中で、測定可能なものについて、X線回折分析(XRD、D8DISCOVER、Bruker AXS、Co 管球、35kV、40mA、 $2\theta = 20\text{--}80$ 度、コリメータ径=0.5mm)、フーリエ変換赤外分光分析(FTIR、Spectrum One、Perkin Elmer、波長領域450-4000cm<sup>-1</sup>、KBr 錠剤法)などを行った。

## 2.2 結果と考察

目視による結果を表1、図1に示した。密陀僧では、KMnO<sub>4</sub>系と対照で黄灰色変の類似した変色傾向を示したが、K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>系では黄黒灰色変を示し、著しい暗色化が認められた。

鉛白では、K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>系ではほとんど変化が認められなかつたが、KMnO<sub>4</sub>系と対照では黄色に変化した。変色の度合いは対照の方がKMnO<sub>4</sub>系より大きく、鉛白と類似の変色傾向を示した。

シリコンでは、K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>系でわずかに、KMnO<sub>4</sub>系と対照では著しく、褐色に変化した。変色の度合いは、対照の方がKMnO<sub>4</sub>系より大きく、鉛白と類似の変色傾向を示した。

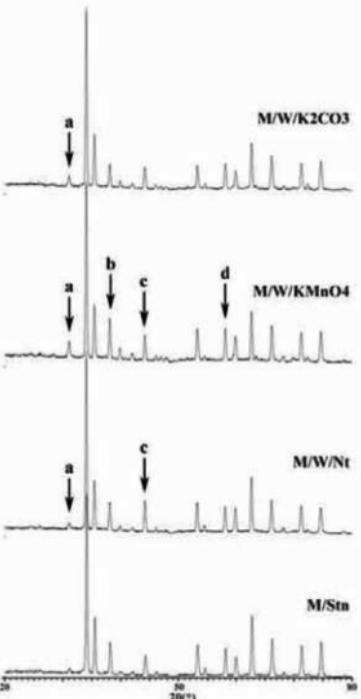


図2 ベイスギ揮発成分により変質した密陀僧のXRDスペクトル。M/Stn=標準、M/W/K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>=炭酸カリウム共存系、M/W/KMnO<sub>4</sub>=過マンガン酸カリウム共存系、M/W/Nt=対照(除去剤なし)

変色の度合で除去剤の有効性を評価すると、密陀僧では KMnO<sub>4</sub> > K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>、鉛白・シリコンでは K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub> > KMnO<sub>4</sub> と判定され、変質評価モニター（以下、モニター）として用いた材質試験片の種類によって、効果の判定が逆転する結果となった。

そこでXRDによる生成変質物の分析を行った。

密陀僧（図2）では、標準サンプル（以下、標準）に比較して、対照で a-c のピークの相対的な増大（以下、単に増大と表現する）が認められ、何らかの変質物の生成を示唆した。K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>系では a・b・c・d などでピークの増大が認められた。標準からの差という観点からは、KMnO<sub>4</sub>系で、

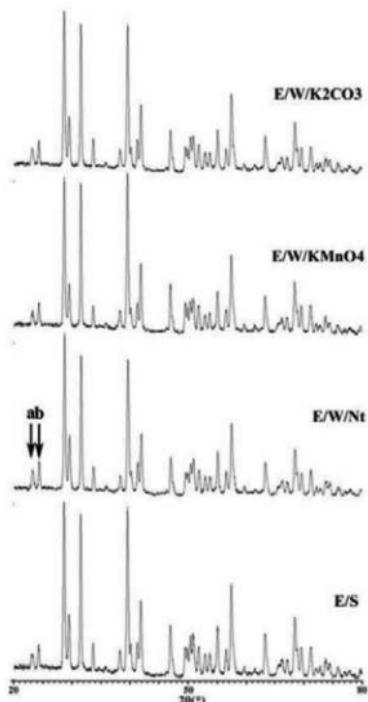


図3 ペイスギ揮発成分により変質した鉛白のXRDスペクトル。E/Stn=標準、E/W/K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>=炭酸カリウム共存系、E/W/KMnO<sub>4</sub>=過マンガン酸カリウム共存系、E/W/Nt=対照(除去剤なし)

K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>系より変質の度合いが大きいことが推定された。

鉛白(図3)では、対照でa・bにピークの増大が認められたが、K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>系と KMnO<sub>4</sub>系いずれの場合も、標準との大きな差異は認められなかった。

シリコン(図4)では、対照でa付近、K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>系でb付近にわずかな増大を検出したが標準と大きな差異は認められなかった。

FTIR分析では、装置の都合上、KBr法しか行えず、有意な結果は得られなかった(図5)。今後、ATR法等を試みたいと考えている。

密陀僧による除去効果評価は、目視では、

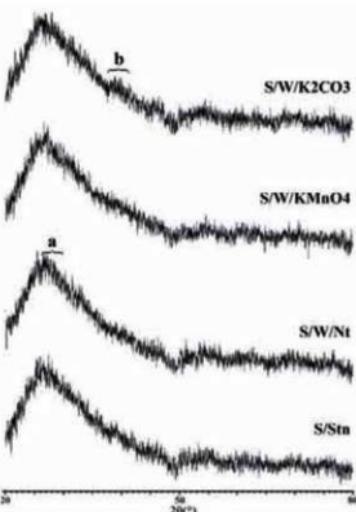


図4 ペイスギ揮発成分により変質したシリコンのXRDスペクトル。S/Stn=標準、S/W/K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>=炭酸カリウム共存系、S/W/KMnO<sub>4</sub>=過マンガン酸カリウム共存系、S/W/Nt=対照(除去剤なし)

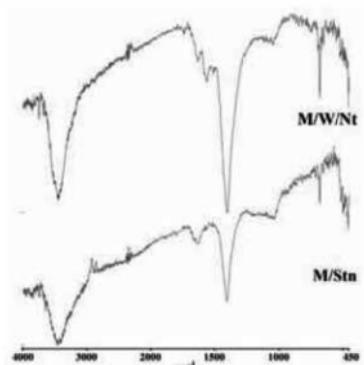
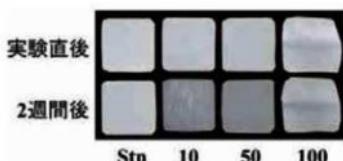


図5 ペイスギ揮発成分により変質した密陀僧のFT-IRスペクトル。M/Stn=標準、M/W/Nt=対照(除去剤なし)

KMnO<sub>4</sub>>K<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>だが、XRDではその逆と判定された。これまでの結果とあわせて総合的に判断して、ペイスギVOCに対する有効性はK<sub>2</sub>CO<sub>3</sub>系の方が大きいと結論された。

表2 密陀僧の変色における酢酸量の影響

酢酸量(μL)	10	50	100
実験直後	黄灰変	黄灰変	黄灰白変
2週間後 <sup>a)</sup>	濃・暗色化	濃・暗色化	やや暗色化

<sup>a)</sup> 実験直後から2週間からの変化図6 酢酸による密陀僧の変色。酢酸量との関係と経時変化。  
Stn=標準、10・50・100=酢酸量(μL)

### 3. 酢酸による密陀僧の変色

密陀僧で目視上  $K_2CO_3$  の除去効果が小さいと判定される結果が得られた理由について、変質生成物の色に着目して検討した。これまで行っていた別の調査で、密陀僧に対するベイスギ VOC 中の汚染因子の一つとして酢酸が推定されている<sup>7)</sup>。そこで、酢酸による密陀僧の変色について、量的関係を含め調査した。

#### 3.1 実験

恒温槽や材料などを2と同じものを用いた。

密閉容器(500cm<sup>3</sup>)に、酢酸(10、50、100μL)を入れたサンプル管と密陀僧試験片を入れ、恒温槽中60°Cで3日間放置し、変化を観察した。

#### 3.2 結果と考察

目視による結果を表2、図6に示した。酢酸量が100μLの場合では、白色の変質物の量が多く標準の色調と近くなり、黄灰色に変色した酢酸10・50μLの場合よりも、目視上は、変色の度合いが小さいと判断される結果となった。また、本検体を2週間室温下で空気中に放置した結果、10μL系、50μL系で著しい変色の進行(濃・暗色化)が認められた。

酢酸が少量の場合、なぜそのような変化を示すかについては、結論を得ていない。空気中に存在する

他の成分、例えば、ホルムアルデヒドや二酸化炭素などの影響で、黒～褐色の変質物を生成している可能性もあるが、詳しい反応機構、変色発現条件等の検討は今後の課題である。もしこの著しい変色が、微量の酢酸に起因するとすれば、密陀僧モニターは、簡便な酢酸検知法としての活用も期待される。

### 4. 除去剤と酢酸共存下での文化財材質変質促進試験による効果評価

$K_2CO_3$  と  $KMnO_4$  の酢酸除去能について、密陀僧をモニターにした場合の、目視と XRD による評価を比較した。

#### 4.1 実験

恒温槽や XRD などの機器や材料は2と同じものを用いた。

密閉容器(500cm<sup>3</sup>)に、酢酸(50μL)を入れたサンプル管、密陀僧試験片、除去剤(2と同じ、1g)を入れ、恒温槽中60°Cで4日間放置し、変化を観察した(除去剤を入れない系を対照とした)。さらに各変質生成物の XRD 分析を行った(分析条件は同じ)。

#### 4.2 結果と考察

$K_2CO_3$  系では大きな変色は認められなかったが、 $KMnO_4$  系と対照で黄灰白変した。変色度合は対照の方が大きかった(表3)。

XRD では、 $K_2CO_3$  系は標準の密陀僧と顕著な差異は認められなかったが、 $KMnO_4$  系・対照では標準と異なるピークを検出した。標準からの乖離の程度は  $KMnO_4$  系の方が対照より著しく大きかった。このことから、酢酸除去能は  $K_2CO_3 > KMnO_4$  と判断された(図7)。

XRD で、対照より  $KMnO_4$  系の方が変質の度合いが大きいという、通常予想されるものとは逆の結果が示された。その理由について、今後詳しく検討する必要があると考えている。

### 5.まとめ

本調査の範囲内では、ベイスギ VOC・酢酸に対

**表3** 除去剤共存下、酢酸による密陀僧の変色

除去剤	$K_2CO_3$	$KMnO_4$	対照
変色	大きな変化なし	わずかに黄変	黄変

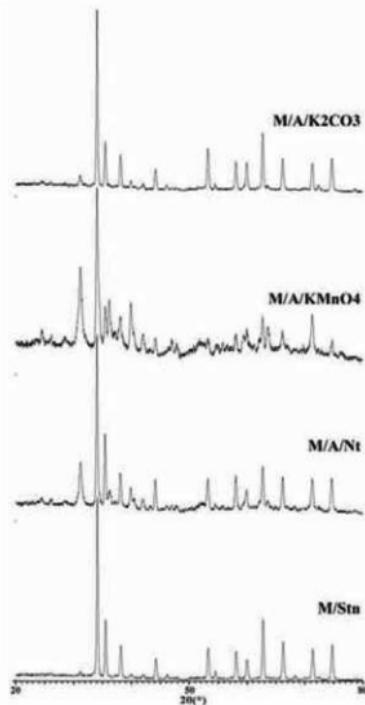


図7 酢酸により変質した密陀僧のXRDスペクトル。  
M/Stn= 標準、M/A/ $K_2CO_3$ = 炭酸カリウム共存系、M/A/ $KMnO_4$ = 過マンガン酸カリウム共存系、M/A/Nt= 対照（除去剤なし）

しては、 $K_2CO_3$ の方が  $KMnO_4$ より有効であると結論された。ただこれは、密閉容器中、高温高湿下での実験であるため、現実の環境下では起こらない変質が生じている可能性がある。さらに、たとえば  $K_2CO_3$ は、酸性物質と反応し、二酸化炭素（高濃度の場合、鉛丹や密陀僧など鉛系顔料の黒色化の原因である可能性が指摘されている<sup>8,9)</sup>）を発生する場合があり、一方、 $KMnO_4$ は、酢酸除去能は小さいものの、文化財汚染因子として重要なホルムアル

デヒド<sup>10)</sup>（ベイスギ VOC も含まれているが、影響の程度については未検討<sup>11)</sup>）や窒素酸化物・硫黄酸化物の除去に実績があるなど、一長一短がある。本法による評価は、ベイスギ VOC 除去能以外の特性については考慮していない中の結果である。実際の CF 選定においては、複数の除去剤の併用という視点も含めて、種々の要素を総合的に判断する必要があると考えている。

本調査法は、モニターの変色の度合いで除去剤の効果を評価するという、非常に簡単な方法である反面、中には、密陀僧のように、目視上では変化が小さくても、実は大きな変質が発生している場合があり、判断を誤る可能性があるという問題点を含むことが示された。対応策として、モニターは、当該収蔵空間の汚染因子の種類と量に適したもの、複数種類用いることが考えられる。ベイスギ VOC に対しては、これまでの調査結果から、鉛白やシリコンがモニターとして活用できることがわかっていたためそれを用いたが、収蔵材料によって汚染因子は異なるので、これらが常にモニターとして適切とは限らない。

当該収蔵空間中の汚染因子の特定および有効な除去剤の選定の、より迅速かつ直接的な方法の確立が急がれるべき今後の重要な課題の一つと考える。

#### 文献

- 三浦定俊、神庭信幸、西山要一、沢田正昭：文化財科学の事典、朝倉書店、東京、p185 (2003).
- 佐野千絵：文化財保存修復学会誌、46, 123 (2002).
- 佐野千絵、早川泰弘、三浦定俊：保存科学、41, 89-97 (2002).
- Tadashi Oikawa, Toshiya Matsui, Yasurori Matsuda, Teruko Takayama, Hitoshi Niinuma, Yasuyo Nishida, Kazuo Hoshi, Mitsuyoshi Yatagai: J Wood Sci 51, 363-369 (2005).
- 及川規、松井敏也、松田泰典、高山てる子、新沼仁、文化財保存修復学会第27回大会講演要旨集、96-97 (2005、東京).
- 及川規、松井敏也、松田泰典、包理、新沼仁：文化財保存修復学会第31回大会講演要旨集、104-105 (2009、倉敷)。
- Tadashi Oikawa, Toshiya Matsui, Yasurori Matsuda, Teruko Takayama, Hitoshi Niinuma, Yasuyo Nishida, Kazuo Hoshi, Mitsuyoshi Yatagai: J Wood Sci 52, 140-146 (2006).

- 8) 高林弘実、北田正弘、橋爪大輔、中尾愛子：文化財保存修復学会第 26 回大会講演要旨集, 48-49 (2004, 奈良)。
- 9) 木川りか、宮沢淑子、朽津信明、佐野千絵、山野勝次、三浦定俊：保存科学, 37, 23-33 (1998)。
- 10) 小瀬戸恵美、佐野千絵、三浦定俊：文化財保存修復学会誌, 43, 22-30 (1999)。
- 11) 及川規、松井敏也、松田泰典、高山てる子、新沼仁：文化財保存修復学会第 25 回大会講演要旨集, 226-227 (2003, 京都)。

## 加美町東山官衙遺跡出土のナイフ形石器について

佐久間 光平（東北歴史博物館）

## 1. はじめに

ここで紹介する旧石器は、宮城県北西部の加美町に所在する東山官衙遺跡（国史跡）において、平成4年度（1992年）：第7次調査の際に出土した珪質頁岩製のナイフ形石器である。わずか1点のみの出土であるが、当館に保管されている資料（未報告）でもあるので、今回、石器の実測図・写真とともに紹介することにした。

## 2. 出土地の概要

東山官衙遺跡は、宮城県北部に広がる大崎平野の西端に位置し、地形的には奥羽山脈から分岐して南東に延びる丘陵末端の台地上に立地している（図1）。この台地は、南が鳴瀬川の支流である田川に

よって形成された沖積地に面し、西・北・東は沢によって画されており、わずかに北東部で背後の丘陵に接続するが、やや独立丘陵状の地形を呈する。台地上は標高80m、南側の沖積地との比高差は約20mで、東西300m、南北250mほどの平坦面となっている。南から台地中央部にかけては小さな沢が入り込み、台地南半部を東西に分断している（宮城県多賀城跡調査研究所 1993）。

図1に示したように、同じ加美町にはナイフ形石器が出土した薊葉原No.15遺跡（加美町教育委員会 2007）をはじめとする旧石器遺跡が分布する薊葉山麓遺跡群（2～8）があり、東山官衙遺跡（1）はここから東北東へ約9kmの地点になる。

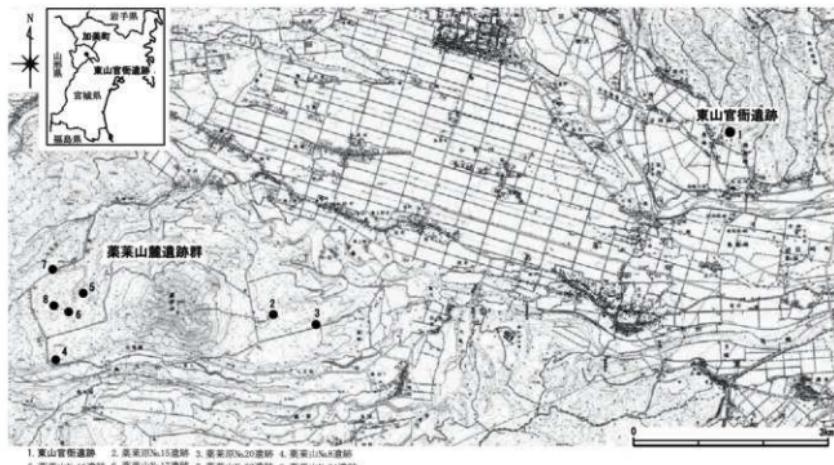


図1 東山官衙遺跡の位置

### 3. 出土の経緯

東山官衙遺跡は、古代陸奥国賀美郡家跡と推定されている遺跡であり、昭和 61 年度から平成 9 年度まで、宮城県多賀城跡調査研究所と旧宮崎町（現加美町）教育委員会によって 12 次にわたって継続的に発掘調査がなされた。本資料は、宮城県多賀城跡調査研究所が平成 4 年度に第 7 次調査として郡庁院地区を調査した際に、MR 34 区の肘折軽石層 (Hj-o : 1.1 ~ 1.2 万年前) 下位の黄褐色土層から出土したものである。

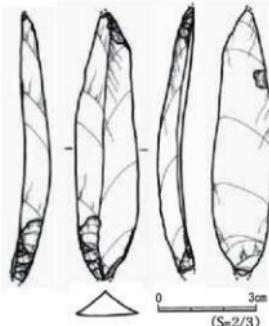


図 2 ナイフ形石器の実測図

### 4. 石器の特徴と所属時期

石材は、暗灰褐色を呈する緻密な珪質頁岩。ほぼ完形品ではあるが、基部が若干と先端部がごくわずかに欠損している。残存長: 8.2cm、幅: 1.8cm、厚さ: 0.7cm である。細身の石刃を素材とし、石刃の打面側を基部にしている。プランティング加工は、基部の両側縁と先端部の右側縁に施されている（図 2・写真 1）。肉眼で見る限り、縁辺の微細な剥離痕などは観察されない。

本資料の石材である珪質頁岩は、県内での採取が難しく日本海側産の可能性が高いが、こうした石材（あるいは同質の珪化凝灰岩）を利用したナイフ形石器群として、県内では加美町薬萊原 No. 15 遺跡や仙台市上ノ原山遺跡 IV 区（仙台市教育委員会 1995）、名取市野田山遺跡（名取市教育委員会 2002）などがある。当遺跡から近い薬萊原 No. 15 遺跡のナイフ形石器（2 点）はいずれも先端部が欠

損しているが、素材や加工の特徴から本資料と同様の形態のものとみられる。上ノ原山遺跡や野田山遺跡でも、同じように珪質頁岩製の石刃を素材として、基部の両側縁と先端部の一側縁にプランティング加工を施したナイフ形石器を組成している。いずれの石器群も、時期的には後期旧石器時代後半期に位置づけられている（佐久間・小野 2008）。本資料もこれらの石器群とほぼ同時期のものであろう。



写真 1 ナイフ形石器の写真

### 5. おわりに

小稿の作成に当たり、宮城県多賀城跡調査研究所からは当時の発掘調査や記録類についてご教示をいただきました。末筆になりますが、記して深謝いたします。

#### 引用・参考文献

- 加美町教育委員会 2007『薬萊原 No. 15 遺跡・薬萊原 No. 25 遺跡 一 町道表薬萊線整備工事に伴う発掘調査報告書』
- 加美町文化財調査報告書第 11 集
- 佐久間光平・小野章太郎 2008『宮城県の考古学－この 10 年の歩みと展望－ I. 旧石器時代』『宮城考古学』第 10 号 pp.9 ~ 26
- 仙台市教育委員会 1995『上ノ原山遺跡』仙台市文化財調査報告書第 198 集
- 名取市教育委員会 2002『野田山遺跡』名取市文化財調査報告書第 47 集
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1993『東山遺跡 VII』多賀城開発遺跡発掘調査報告書第 18 冊

(註28)

本格的な下向は四、五代頃とされている。例えば鎌倉時代末期とするのは佐々木(一九五七)、南北朝とするのは伊藤(一九九六)である。

佐々木慶一(一九五七)「中世史」『宮城県史』一古代史・中世史 一八八頁

伊藤清郎(一九九六)「国人領主の活動」石巻市史編さん委員会編『石巻の歴史』第一卷通史編(上) 五一九頁

(註29) 「史料十三」の「葛西伯耆四郎左衛門五郎清氏」と弘長三

(二二六三)年八月十五日鎌倉で行われた鶴岡放生会の供

奉人「伯耆左衛門五郎清氏」は同一人物と思われる。その

約一ヶ月前の七月十三日、東御方という者が鎌倉小町の新造亭へ移る際の供奉人を務めるはずであった。「伯耆四郎左衛門尉」は「所勞難治」を理由に「子息五郎清氏をもつて謹仕せしむ」とことを幕府に願い出ている。この一族は鎌倉で幕府に仕えていたと思われる。「越後律師祐玄」も奥州に居住していた先達とは考えられておらず、葛西清氏の熊野参詣は鎌倉出発の可能性もある。

黒板勝美編(一九六五)「吾妻鏡第五十一 弘長三年七月・

「吾妻鏡第五十一 弘長三年八月」改訂増補 国史大系第三卷 吾妻鏡後編 八一八頁・八四四頁 吉川弘文館

森毅(一九八九)「中世の熊野系修験と奥州」修験道霞職の史的研究 五一頁 名著出版

文堂、「松川殿」は五四二頁、「本吉殿」は五七一頁、「深堀殿」は五二六頁、「下折かへ」は三九〇頁、「上むりかへ」は三八九頁、「やないつ土佐殿」は四一〇頁、「氣せのま殿」は二三四頁、「小梨殿」は二八五頁、「中たて大輔」は五七一頁に依った。

(註31) 平凡社地方資料センター編(一九九〇)「日本歴史地名大系 第三卷 岩手県の地名」一四五頁 平凡社

(註32) 稿本は宮城県図書館蔵。朝倉治彦編(一九八七)「一奥州・北陸の巻」「日本名所風俗図会」三三六頁 角川書店に所

取されている。

(註33) この巡礼札を千葉清泰が納めたとする見解は、一関市博物館(一九九七)「常設展示図録」等で行われている。

(註34) 森毅(一九八九)「中世の熊野系修験と奥州」「修験道霞職の史的研究」五一頁 名著出版

(註35) 葛西四郎左衛門尉の在所と考えられる三堰(閔)は流郷とされる地域の北に位置し、「西磐井郡」であり、流郷に含まれていたことを記す史料は確認できていない。しかし、「史料十六」の内容から流一円が含まれていることは否定できない。

(註36) 仙台市史編さん委員会(一九九五)「元弘四年二月晦日陸奥国宣」「仙台市史」資料編「古代中世」一五五頁

(註30) 紫桃正隆(一九九〇)「戦国大名 葛西氏家臣団事典」 宝

- (註10) 宮城県(一九五九)「風土記御用書出 西磐井郡一関村」『宮城県史』二十七卷 一五一頁
- (註11) 宮城県(一九五四)「書出 羽黒派大昌院」『宮城県史』二十五卷 四八五頁
- (註12) 兼帶論は新城美恵子(一九九九)「中世後期 熊野先達の在所とその地域的特徴」『本山派修驗と熊野先達』二五頁
- (註13) 岩田書院、初出は(一九七八)『法政史論』六、及び森毅(一九八九)「中世の熊野系修驗と奥州」『修驗道貴職の史的研究』五四頁 名著出版。
- (註14) 配下論は宮家準(一九九二)「熊野先達・檀那の地域的特性」『熊野修驗』四八頁 吉川弘文館などである。
- (註15) 鶴沢町史編纂委員会編(一九七八)『鶴沢町史』一四一三  
—一四二二頁
- (註16) 制作年代については政次浩氏(東北歴史博物館)の御教示による。
- (註17) 田辺希文(一九七五)「封内風土記」卷十八上『復刻版仙台叢書』第三卷 八〇七頁
- (註18) 鶴沢町史編纂委員会編(一九七八)『鶴沢町史』一二九八
- (註19) 鶴沢町史編纂委員会(一九七二)「奥羽親跡聞老志」卷之八、『仙台叢書』
- (註20) 古川市史編さん委員会(一九九一)「奥州余目記録」『古川市史』第七卷 一八頁
- (註21) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「住心院文書」三十三、引用は古川市史編さん委員会(一九九一)「古川市史」第七卷 一〇二頁
- (註22) 高槻利彦(一九八九)「修驗本山派院家勝仙院について」『近世日本の国家権力と宗教』一七九頁 東京大学出版会
- (註23) 古川市史編さん委員会(一九九一)「古川市史」第七卷 一〇二頁
- (註24) 古川市史編さん委員会(一九九一)「奥州余目記録」『古川市史』第七卷 一八頁
- (註25) 古川市史編さん委員会(一九九一)「奥州余目記録」『古川市史』第七卷 一八頁
- (註26) 石川町教育委員会編(一九九〇)「角田石川文書」『石川公追遠四百年記念誌』八五頁
- (註27) 以下「熊野那智大社文書」続群書類從完成会から引用する。引用にあたり、文書名及び文書番号を付した。

熊野信仰の衰退もあり、熊野那智に伝わる文書による「秋法」の軌跡は江戸時代初期までである。宗法寺は近世まで存続したが、明治に入つて間もなく廃絶となつたが、本尊と伝わる木造不動明王立像は寺の近くに住む個人宅で大切にまつられている。同家は明治以降2度の火事にあつたが、その都度、不動明王像をまず避難させ火災から守つた。同家の不動明王像は信仰の対象であると共に宗法寺の歴史を語る唯一の資料であり、地域の歴史を語る文化財として貴重なものである。

(註1) 笠原信男(二〇〇四)「宮城県における修験の活動 中世

熊野先達・持渡津をめぐつて」『東北歴史博物館研究紀要』第五号 七六—九三頁

(註2) 元禄十六(一七〇三)年頃に成立した「伊達正統世次考」の河内四頭は「渋谷・泉田・上形・狩野」である。一方、永正十一(一五一四)年頃に作成された「奥州余目記録」では「渋谷・大掾・泉田・四方田」としている。

小林清治校注(一九六七)「伊達正統世次考」『伊達史料集』(下) 五五頁 人物往来社

古川市史編さん委員会(二〇〇一)「奥州余目記録」『古川市史』第七卷 一一四頁

(註3) 豊田武(一九六二)「東北中世の修験道とその史料」『東北文化研究室紀要』第四集 一一一頁 東北大学文学部東

北文化研究室  
(註4) 宮城県(一九六五)『宮城県史』第三〇巻 二七八頁

山形県(一九七七)『山形県史』資料編十五上 古代・中世

史料一 八六五—八六七頁

戸川安章校注(一九八二)「白鷺山源沢寺」『神道大系神社編三十二 出羽三山』五四二—五四五頁 神道大系編纂会

会

森毅(一九八九)「白鷺山源沢寺(木仏)」「修験道霊職の史的研究」六八—七四頁 名著出版、本稿は森(一九八九)から引用し、ルビの文字は筆者が付した。

(註5) 戸川安章(一九七三)「羽黒山の霞場と檀那場」「出羽三山修験道の研究」八六頁 俊成出版社

(註6) 戸川安章校注(一九八二)「沢ノきのかみ」「神道大系神社編三十二 出羽三山」五四六—五四七頁 神道大系編纂会

森毅(一九八九)「郷沢山妙音院大泉院(沢ノきのかみ)」「修験道霊職の史的研究」七六—七七頁 名著出版

(註7) 伊藤清郎(一九九七)「羽黒山と出羽三山信仰」「靈山と信仰の世界」三一頁 吉川弘文館、本稿引用もこれに依つたがルビの文字は筆者が付した。

(註8) 宮城県(一九五四)「書出 羽黒派清淨院」『宮城県史』二十五卷 五八五・五八六頁

(註9) 伊藤清郎(一九九七)「羽黒山と出羽三山信仰」「靈山と信仰の世界」三三頁 吉川弘文館

〔史料二十五〕慶長四（一五九九）年 廊之坊（潮崎稜威主）諸国

旦那帳（五一四）

廊之坊分旦那目安

〔屏〕此考査冊慶長四年五月九日請取、執行重傳法印代、今回裏打致、

古文書箱二納置者也（略）

〔葛西ノ内〕一のはさま 二ノはさま 三のはさま一えん 先

達ハあきのり一円

〔史料二十六〕実報院（米良十万主）諸国旦那帳（五一三）

諸國旦那之大帳

〔一芝田郡一円〕一いんく一円 一かなはら一円 一しのう

〔葛西之内〕一のはさま一円 二ノはさま一円 三ノはさま一円

先達ハあきのり引一 円、但シあまるめハ先達引也」

〔史料二十六〕の年代は不詳だが、実報院を御師とする葛西領

・一二三迫も「あまるめ」を除いて一円、秋法が先達である。「あ

まるめ」は鎌倉時代に陸奥国留守職を任命され、子孫が多賀城周

辺を領有していた留守氏の庶流、余目氏のことであろう。余目氏

は現在の仙台市宮城野区余目周辺を名字の地としていた。元弘三

（一三三四）年に陸奥国宣により、留守彦二郎（余目家任）が「二

迫栗原郷栗原並竹子沢内工藤右近入道跡の知行を命じられている。

この諸國旦那帳によつて余目氏には秋法とは別の先達がいたことが

想定される（註56）。

以上のように「秋法」は中世後期において栗原郡と流郷の熊野先達であった。ただし、諸國旦那帳に「葛西ノ内」の一・二・三迫と明

記されていることから、栗原郡のうち大崎氏の領域は除かれる。大崎領一迫の先達は、「史料七」により応永二十九（一四二二）年以降は京都の住心院 文明八（一四七六）年からは六角上野律師であり、その配下の者が在地で活動していたのである。

## 五 おわりに

熊野先達・「秋法」にかかる史料上の初出は文明八（一四七六）年の「史料九」である。また、最も新しいのは「史料二十五」の慶長四（一五九九）年である。この間、少なくとも約二〇年にわたり「秋法」は現在の栗原市鶴沢秋法の修驗寺である「宗法寺」を本拠地とした熊野先達としての活動が京都や熊野に残る史料から確認できた。主として葛西領内で行動した熊野先達と位置づけられる。また、「史料二十二・二十三」から「奥州秋乘之先達門弟引」とあり、配下の先達を抱えていたこともわかる。

これまで「秋法」は、在所近くにいた白鷲山源沢寺という羽黒修験二迫達先達と同一、もしくはその配下とされることがあつた。源沢寺は宗法寺の東、二・七キロの場所にあり、羽黒修験として二迫のうち十五か所の先達を務めるとともに、配下の先達六名に二迫等の諸郷の先達職を預けていた。両者は熊野と羽黒の各先達として活動していたと考えられる。まして、熊野先達・「秋法」は葛西氏とのつながりが強く認められ、一方、栗原郡の羽黒修験の教練拡大には葛西氏と対立していた大崎氏の存在が認められる。両者の関わりは再度考える必要がある。

孫（弥三）三郎殿先所より勝達坊御買候て、同あいそへゆつり得候て、南花坊智行候を、其後依要用有、新宮増金神兵衛相傳仕候を、又廊之坊本錢返に売申候つる、其後上を給候て永廿貳貫文末代共売はなし候處明鏡也、若於彼旦那自何方違乱煩出来候共、神兵衛道遣可申候、自然永代之者などに徳政行申候事候へ共、彼文書二ハ相違あるましく候、仍為後日之状如件、

永正貳年乙丑四月廿四日

売主新宮増金之神兵衛

実秀（花押）

時之使賢入房

同南花坊之子

松鶴丸

〔史料二十二・二十三〕にある「奥州あきのり之先達門第引」・「奥州秋乘之先達門第引」にある「地下一族共」のうち、「地下」は地域単位「一族」は氏族単位の旦那をしめすことから、廊之坊を御師とし、秋法を先達とする旦那がいたようであるが、残念ながら「一族」名は不詳である。

### （三）地域の活動について

最後に地域単位の旦那についてふれ、地域での活動を考える。

〔史料二十四〕永享三（一四三一）年 旦那売券（米良文書一一二三〇）

壳渡申旦那之事  
合六貫文者、

本錢返之

時代は新しくなるが、慶長四（一五九九）年に葛西領の二・三迫とともに一迫地域の先達をしている史料がある。

南東部を中心とした地域である（註四）。

〔史料十六〕の「奥州葛西四郎左衛門尉一門之流一円」の「流一円」から延徳四（一四九二）年、流郷の先達であつたとわかる。流郷は前述したように、現在の岩手県一関市花泉町全域と一関市の旧市域

右件旦那者、奥州一迫・二迫・三迫旦那、要用有依、本錢返六貫文に十五年亥年より刃之年まで壳渡申処定正也、いつの先達引候共、此三の迫の旦那おハ壳渡申候、今先達備中殿引にて候名字の旦那兵道殿一族、其外地下之旦那也、此旦那違乱煩出来者北之鹽之旦那にかかる申へく候、仍為後日如状件  
永享三年九月廿八日 北之大郎四郎（花押）

一くわんもん十五まいそう系申候也、

十五世紀前半、秋法先達が史料に登場する前の一迫・二迫・三迫の熊野先達は「備中」である。ちなみに森毅は「備中」について、奥州に居住せず他所から随時下向した先達としている（註五）。秋法は奥州居住の熊野先達であるから、永享三（一四三一）年以後、最初に出てくる文明八（一四七六）年の間に在地の熊野先達として活動を始めたと考えられる。

〔史料八・九〕により、文明八（一四七六）年、一迫道者の先達は「六角上野法律師」である。「秋法」はこの時、「大崎斯波知行」を理由に一迫を除かれているが、葛西領である二・三迫の先達は除外されなかつたと考えられる。

〔史料十六〕の「奥州葛西四郎左衛門尉一門之流一円」の「流一円」

から延徳四（一四九二）年、流郷の先達であつたとわかる。流郷は前述したように、現在の岩手県一関市花泉町全域と一関市の旧市域

の八年後、名取の熊野本宮社に西国と坂東を合わせた六十六所の巡礼祈願をし、二十日後、坂東三十三所巡礼成就の札を中尊寺に納めたことになる。

当時、一関市三ノ関には一関市東山町長坂の千葉氏から別れた三ノ関千葉氏がいたと考えられる（註四〇）。三ノ関千葉氏の成立期は明らかでないが、長坂千葉氏の系譜に、三ノ関千葉氏の祖である重信の父、長坂の千葉胤茂が文明二（一四七〇）年に「葛西家内意ニ付京都上洛」とあり、遅くともこの頃には三ノ関に出ていたと思われる。

熊野那智大社「史料十一」にある「葛西四郎左衛門尉一門」は「史料十七」の検討から東山の平姓千葉氏を中心とする一族と考えられた。であるならば史料の年代・該当地域の近さから考えて、中尊寺への納札「史料二十一」の「平朝臣四郎左衛門尉清泰」は那智山では「葛西四郎左衛門尉」として参詣したと見られる。つまり、彼は文明十六（一四八四）年に西国三十三所の一番札所である那智山を訪れたのであり、その時に西岩井郡三堰から那智へ導いた先達が「秋法」、熊野で彼らの巡礼を助けた御師は勝覚院であつた。

C その他の氏族の御師と先達  
秋法を先達とする旦那は先の実報院に歸した葛西氏関係分だけではなく、同じく那智の御師である鄭之坊に關係する分がある。  
〔史料二十二〕永正元（一五〇四）年 旦那壳券（潮崎稜威主文書 四一二七）

「後に代貢進候て、永代にさせ申候状あり」  
本錢返壳渡申候旦那之事

合而貳拾貲文、代者、すきとり三文さしうけ候ハん時も、此分たるべし。

右件之旦那者、奥州あきのり之先達門弟引地下一族共二一円、是者勝達房よりゆつり請候、又かのうさひハ左野弥三郎殿より御買候て同相そへゆつり請候て南花坊知行候を、又其後依有用要、新宮増金神兵衛相傳仕候を、廊之坊へ廿貫文二十六年ヶ壳渡申候処実也、若彼旦那二おいて、從何方違乱妨出来候共、神兵衛道遇可申、自然天下一同徳政行事候共、彼状にハ相違有間敷候、仍本錢返状如件、

永正元年甲子十一月十三日

買主那智山廊之坊

新宮増金神兵衛

実秀（花押）

同南花坊子松鶴丸

時之使けんにう

〔史料二十三〕永正二（一五〇五）年 旦那壳券（潮崎稜威主文書

四一二三）

（端裏書）

「永代壳渡日那状 新宮増金神兵衛実秀」

永代壳渡申候旦那之事

合付貰文

彼旦那者、奥州秋乘之先達門弟引、地下一族共二、一円ニ壳渡申候處实也、彼旦那者勝達房よりゆつり得候、又かのうさひハさ野

の「流」は中世以来用いられた郷名で、三迫の東に隣接している。

岩手の磐井郡にあり、北上川東側の東山、西側の西磐井とともに用いられ、現在の岩手県一関市花泉町全域と一関市の旧市域南部を中心とした地域<sup>(註)</sup>とされている。

〔史料十九〕 延徳四（一四九二）年 巡礼祈願納札 名取市熊野本宮社

宮社

奥州平泉西岩井郡三堰居住

関東西国六十六所諸願成就願札 干時延徳四年壬午五月六日

平朝臣左衛門尉清泰判

〔史料二十〕 延徳四（一四九二）年 巡礼納札 中尊寺藏

坂東三十三所巡礼

延徳四年壬午五月二十六日

平朝臣四郎左衛門尉清泰

〔史料二十一〕 文明十六（一四八四）年 巡礼納札 中尊寺藏

奥州西岩井郡三堰

文明十六才甲辰三月十三日

平朝臣四郎左衛門尉清泰

巡礼祈願納札

『奥州名所図会』（宮城県図書館蔵）より



巡礼納札 延徳四（一四九二）年 岩手県平泉町中尊寺蔵

巡礼納札 文明十六（一四八四）年 岩手県平泉中尊寺蔵



〔史料十五〕 と同じ延徳四（一四九二）年に奉納された巡礼札が宮城県名取市の熊野本宮社・〔史料十九〕と岩手県平泉町中尊寺〔史料二十〕で知られている。名取市熊野本宮社の札は、現在所在不明だが、「奥州名所図会」に図<sup>(註)</sup>が掲載されている。図中の寸法による縦約九〇・九センチ、横約一四・五センチ、関東西国六十六か所の巡礼成就を願った札で、五月六日奉納である。一方、中尊寺の札は縦六・四・五センチ、横七・八センチ、板製黒漆塗金縁金文字の坂東三十三所巡礼で、五月二十六日奉納である。中尊寺にはこれとほぼ同じ大きさの「〔史料二十一〕」もある。奉納者は「平朝臣四郎左衛門尉清泰」である。熊野本宮社の奉納は「平朝臣左衛門尉清泰」である。熊野本宮社では「四郎」を欠くが、共に「奥州西岩井郡（群）三堰」、現在の岩手県一関市三堰居住であり、同一人物が奉納したものと見られる。そうすると、平清泰は文明十六（一四八四）年、西国三十三所の巡礼成就の札「〔史料二十一〕」を中尊寺に納めた、そ

延徳四年壬子卯月十八日

同 年寄(略押)

勝覺坊 越後(花押)

「史料十七」延徳四(一四九二)年 旦那壳券包紙(米良文書二)

七〇六

「松川殿・本吉殿・深堀殿・下折かへ・上むりかへ・八代殿・や  
ないつ土佐殿・氣せのま殿・小梨殿・中たて大輔」

「史料十八」諸国旦那帳 米良文書(石巻市史中世編一九四頁)

(前略)

□□□□延徳四年

奥州葛西連四郎左衛門

卯月一八日 流一門勝覺院

永百三十貫 延徳三庚戌 出羽下長井大藏引地

十二月 下一族一円 門賀坊

(後略)

熊野那智の御師、勝覺院が持っていた旦那、「奥州葛西四郎左衛門尉一門」のもので、「史料十六」よりその先達が秋法とわかる。「史料十八」は実報院が自分の旦那を記したもので、延徳四年、「史料十六」の時に勝覺院から実報院に御師職が移ったことを証している。年号の前の□には、「史料十八」にある「百貫文」が入るのである。

「史料十七」は、「史料十六」の本文を写した史料の包紙に記されたもので、これによって秋法が先達を務めた葛西一門の詳細が判明する。この一門について見てみる(註5)。

「松川殿」は平姓千葉氏で、岩手県一関市東山町松川が本拠地であつた。東山の巨族、薄衣氏の出で、祖父は葛西清見である。「本

吉殿」は千葉氏の系団によると、平姓千葉氏で、宮城県本吉郡南三陸町津川にあった清水川城が本拠地であった。「仙台中館氏系団」によると、葛西九代太守ともされる満信の四世孫、重胤が清水川城主千葉氏の跡式を相続し、本吉氏を称した。「深堀殿」は平姓千葉氏で、岩手県東磐井郡藤沢町黄海にあった深堀城等が本拠地であった。「下折かへ」は平姓千葉氏で、岩手県一関市室根町折壁聖沢が本拠地であり、東山長坂千葉氏から出て、室根地方千葉氏の祖とされている。「上むりかへ」は平姓千葉氏で、岩手県一関市室根町折壁千刈田が本拠地であった。下折壁氏の分族という。「やないつ土佐殿」は平姓千葉氏で、宮城県登米市柳津町が本拠地であった。「氣せのま殿」は宮城県氣仙沼市新城を中心とする気仙沼地方、帶に勢力をもつた平姓熊谷氏であろう。「小梨殿」は「小梨氏系団」によると、葛西十四代太守晴重ともされる春重の子、清胤に発する。「中たて大輔」は本吉氏から分かれ、南三陸町歌津伊里前にいた。平姓千葉氏で、「仙台中館氏系団」によると、葛西九代太守ともされる満信の四世孫、重胤の弟、信常に発する。

以上から、「史料十八」に記された葛西一門は岩手県一関市、中でも北上川の東にあたる東山、及び宮城県本吉郡の千葉氏(松川殿・深堀殿・下折かへ・上むりかへ、本吉殿・中たて大輔、やないつ土佐殿)を中心にして東山の葛西氏庶流(小梨殿)、本吉郡の熊谷氏(氣せのま殿)である。いずれも葛西氏の有力家臣で、葛西氏と同じ平氏の出である。

次に「葛西四郎左衛門尉一門之流一円」を検討する。「流一円」

年より未の年まで十五年氣渡申処実正也、此旦那引ハ、何国より參詣候共、御知行あるへく候、年氣すき候ハ、本錢にてうけ申へく候、但、彼旦那者、我々より外ハうけ申ましく候、若、此旦那ニ違乱煩出来候ハバ、ミちやり申へく候、仍為後日亀鏡状如件、同奥州中目殿一門、此壳券より已前ニ拾貰文ニ壳申処実正也、都合百拾貰文にて請可申候。

寛正二年三月廿一日

壳主光勝坊幸有（花押）

万一天下一同とくせい行候共、異儀申ましく候、

〔史料十五〕寛正七（一四六六）年 旦那壳券（米良文書二一

一四八七）

（端裏書）

「壳券状 光勝房」

永壳渡申旦那之事

（西脱力）

合參拾貰文者、葛けいつ願文そへ進候。

右件檀那、本奥州国切ニ壳渡申候、今度又其外の葛西一族一円並

しふや一族一円自國參詣候共、実報院一円壳渡申処実正也、珠

二出羽国かんほう・葛西何も此両一族ハ光勝坊持分一円壳渡申処

実正也、若、此旦那ニ自何方も違乱煩出来候ハハ、道遣可申候、

仍為後日亀鏡壳券状如件、

寛正七年八月廿日

光勝房光有（花押）

錢主実報院

〔史料十三〕により、鎌倉時代の弘安三（一二八〇）年、正応

五（一二九二）年、乾元二（一三〇三）年に葛西氏の先達は越後律師祐玄という者で、葛西清基、葛西清氏（清基）らを熊野那智山に導いていることがわかる。熊野那智の御師は光勝坊であつたと思われるが、寛正二（一四六一）年に実報院に移つてゐる「史料十四」。ちなみに、全国の葛西氏の御師が実報院に移つたのは寛正七（一四六六）年である「史料十五」。

②葛西氏一門の御師と先達

葛西氏の一門に関わると考えられる史料を見ている。

〔史料十六〕延徳四（一四九二）年 旦那壳券（米良文書二一

一七〇五）

（包紙ウワ書）

「奥州葛西一円之しち券 此状ハ光勝坊ヨリ禪長坊へしちにおかれ候こと実報院道遣可有候状にて候」

永代壳渡申候檀那之事

合百貰文者、

右件檀那、依有用要、勝覧院之重代相伝奥州葛西四郎左衛門尉一

門之流一円、想此檀那引為一円時者、一向国切候、何之在所よ

り參詣候共、越後法印知行分為一円候、相無残分候、代物等二て

百貰文永代壳渡申候上者、於借物等候ても、何方にも置不申候、若、此旦那違乱煩出来候者、本主道遣可申候、先達多分秋法引導

禪長坊 良有（花押）

本宮分之御師識当家御所御一家中一円質物人置申候、但奥州大崎・斯波両所御所、細川一家・山名之家者、除申候也。其外諸大名御一家中一円、殊支証書立・同自本所承代之状、質物入置申候、利分者如法賈別五十宛候、一倍成候者、被調法返弁可申候、若無沙汰申候者、自本主承代之状改可進候、於彼体儀候共、努不可有無沙汰候、於此亘那借状已下自門他門不可有其煩候、若又違乱儀候者、為子孫道遇可申候、仍為後日之龟鏡借状如件、

興田の二保を賜り、鎌倉時代は奥州総奉行として平泉を中心とした地域を根拠地としていた。鎌倉將軍家の有力な御家人として鎌倉に居住しており、惣領家が石巻に入部したのは建武政権誕生以後とされている(註5)。

①葛西氏一族の御師と先達

葛西氏一族については以下の史料がある。

〔史料十三〕諸家系図類—葛西氏系図(米良文書三一九九八八)

(前略)

乾元二年閏四月廿一日 御先達越後律師祐玄在判

葛西八郎平清基在判

弘安三年二月十八日

葛西伯耆四郎左衛門五郎平清氏在判

藤原氏女

同子息彦五郎重盛在判

正応五年十一月十三日

〔史料十四〕寛正二(一四六二)年 亘那壳券(米良文書二一)

一四二五

「壳渡申本錢返之亘那之事

(異筆)

合百貫文者、「是ハ承代状有」

B 奥州総奉行の後裔、葛西氏の御師と先達  
葛西氏は源頼朝から現在の岩手県南部から宮城県北部の海岸部にあたる伊沢(胆沢)・岩井(磐井)・江刺・気仙・牡鹿の五郡と黄海・

葛西氏は源頼朝から現在の岩手県南部から宮城県北部の海岸部にあたる伊沢(胆沢)・岩井(磐井)・江刺・気仙・牡鹿の五郡と黄海・

このころの栗原郡の情勢はどうなっていたのだろうか。三迫は南北朝の頃ともに奥州管領であった吉良氏と畠山氏の争いに吉良方として加勢し、功があつたとして葛西氏から出た富沢氏が「三迫高倉庄七十三郷・西岩井のこより廿三郷のぬし」<sup>(註2)</sup>であつた。二迫は上形氏が功により栗原小野松庄廿四郷を賜つた<sup>(註3)</sup>。15世紀後半、一迫では狩野氏が大崎氏七代当主兼の三男である刑部少輔を養子に迎え大崎一族に連なつた。富沢氏は葛西一族ではあるが、国人領主として独自に行動しており、寛正六(一四六五)年、「探題と富沢河内守、近日弓矢に及び云々」<sup>(註4)</sup>とあるなど、大崎氏と争っていた。二迫の上形氏も葛西・大崎両氏の狭間で独自に動いており、富沢氏と謀り、二迫にいた一迫氏を私に切腹させるなど、不穏な情勢にあつた。すなわち、二・三迫は大崎氏の力が及ばない国人領主の支配となつておらず、栗原郡における大崎領は一迫のみという情勢であつた。これが文明八(一四七六)年に秋法宛文書が出てされた背景と考えられる。

大崎氏の先達は以上のようにある。続いて大崎氏の熊野御師に関する史料を示す。<sup>(註5)</sup>

〔史料一〇〕 文正元(一四六六)年 旦那壳券(米良文書二一)

一四八八)  
壳渡申本錢返<sup>ク</sup>檀那之事

合抬貫文者、

右件檀那ハ、依有用要、橋爪雖為重代相伝亘那、奥州大崎御所奥ニ御座候を、一円二壳渡申所実也、但明年六月までハ法用利

分そへ候て請可申候、若、六月過候ハバ、去年七月に伍貫文、当年又五貫文借用申所也。

一都合參拾伍貫文、戊年より酉西年まで拾貳氣壳渡申處實正也、若、此自何方違乱煩出来候ハバ、此方より道遇可申候、仍為後日龟鏡券之状如件、

文正元年九月廿日

良濟(花押)

〔史料十一〕 明応三(一四九四)年 旦那壳券(米良文書二一)

一七一三)

本錢返旦那之事

合貳拾貫文者

右彼之旦那者、雖為行遊房重代相伝、依有用要、奥州大崎石川名字之行遊房持分一円、刀年より亥年まで十年氣寒報院へ壳渡申處實正也、御先達いつくニて、大崎・石川名字引候ハバ可有可行候、為後日之状如件、

明応三年甲刀三月十三日

行遊房

秀弁(花押)

使者城信房

〔史料十二〕 文明十八(一四八六)年 借錢狀(米良文書二一)

一六六三)

買主実報院

合八拾貫文者、  
借用申御期足之事

右代者、依有用要、那智山自実報院借用申處實也、御質物二八

掌給之由」、検校准后令旨所候也、仍執達」如件、

応永廿九年十月十九日 法印（花押）

謹上 住心院法印（實意）御房

「斯波殿」は岩手の紫波郡紫波町を本拠地にしていた斯波氏、「奥州大將」が大崎五郡（志田・遠田・賀美・玉造・栗原）を拠点にしていた大崎氏である。熊野を統括していた熊野三山検校が斯波氏、大崎氏並被官人の先達職を住心院に与えたものである。

「史料七」に「先達職上分」とある。これは「現地の重立つた山伏に実際の熊野參詣先達や旦那職に伴う得分確保をゆだね、京都に上分を届けさせる方式」<sup>(22)</sup>で、住心院は在地に配下の者を置いていたと思われる。

「史料八」文明八（一四七六）年聖護院門跡御教書案（權大僧都忠恒奉書案）

奥州斯波大崎御一家被官・地下人等熊野參詣先達職之事、任支証之旨、知行勿論候、殊彼毫之はさまの事、依有子細、先年既被任理運候上者、成敗不可有相違之由、被仰出候也、仍執達如件

文明八年七月廿三日 権大僧都忠恒 在判

六角上野律師 御房

応永二十九（一四二三）年に住心院へ出された先達職安堵の五十四年後、大崎氏の先達職は京都の六角上野律師に知行されたことが「史料八」によるわかる。応仁の乱（一四六七）一四七七年）で退転したためと考えられている。「御一家被官・地下人等」に加

えて奥州「壱之はさま」の先達職が付け渡された。さらに同日人物が同日付で出した文書<sup>(23)</sup>がある。

〔史料九〕文明八（一四七六）年聖護院門跡御教書案（權大僧都忠恒奉書案）

奥州壱之はさまの道者之事、大崎斯波知行之上者、任支証之旨、六角上野律師江可被付渡之由、被仰出候也、仍執達如件

文明八年七月廿三日 権大僧都忠恒 在判

秋法 式部公

御房

文明八（一四七六）年の「史料九」が熊野先達・「秋法」を記した最も古いものである。内容は一迫に住む道者、すなわち熊野を参詣する旦那の先達職に関する通知である。この地は奥州探題である大崎氏（当主は七代教兼）が支配しているので、その先達職を持つ

京都の六角上野律師に付け渡すことを秋法式部に伝っている。

「史料八」（一四七六）年七月廿三日付「史料八・九」は内容から見て一対で、大崎氏やその家臣等に対する先達職の知行は六角上野律師に「勿論」として出されている。続いて、一迫の「道者」すなわち大崎領の熊野參詣者は「子細有るに依り、先年既に理を任せられ運び候」としており、この年以前から六角上野が先達職を務めていたようだ。一迫は「大崎斯波知行」ということで秋法の活動に制約がかけられた。この背景として「秋法」と大崎氏に旦那と

先達の関係はなかつたことが考えられる。

の修行をし、やがてその經典に基づいて日本で初めて焼身往生した人物である。この應照に假託した伝承と思われる。寺は江戸時代の天和年中（一六八一～一六八四）に再興されるまで無住で荒廃していた。江戸時代、地元では修験寺と伝え、寺内にあった熊野神社の別当を務めていた。<sup>〔註16〕</sup>

神社について、享保四（一七一九）年に完成した「奥羽觀跡聞老志」<sup>〔註17〕</sup>では「秋法社」とし、天喜五（一〇五七）年の勅請とする。その社名の由来を「天喜中五年賴義東征之時建一熊野三社于山上一以祭之秋七月落成ス焉於是始予備二礼奠一定二祭法一仍子以二字一為二社号一」と説明する。また「封内風土記」<sup>〔註18〕</sup>では社名を「熊野權現社」とする。境内には咸王權現社、若王子社、天神社、大黒社の四社と金剛童子堂、妙智童子堂、普賢堂、文殊堂、如意輪觀音堂の五堂があつた。<sup>〔註19〕</sup> 熊野信仰は熊野本宮・新宮・那智の三所權現を中核に五所王子・四所明神の熊野十二所權現をまつる信仰である。地方に勧請された熊野神社では十一所權現の堂社が営まれるのは稀といえるが、秋法の熊野神社境内には五所王子の若宮（若王子社）、五所王子の児宮如意輪觀音堂、四所明神の一万宮と十万宮（普賢堂・文殊堂）など十二所權現の神々と思われる堂、それに修験の祖とされる役小角が吉野の金峯山で修業中に示現したという

咸王權現をまつる社があり、多くの熊野関係の神々が勧請されている。如意輪觀音堂や大黒社は那智山青岸渡寺との関連があるかもしない。

あること、多くの熊野神がまつられていることなど熊野と強い関わりが伝えられており、秋法の宗法寺が熊野先達・秋法の寺であつたと言うことができる。

## （二）熊野先達・「秋法」の旦那

### A 奥州探題大崎氏との関係

宮城県の北部に分郡を形成し、室町時代に奥州探題として君臨する大崎氏は、室町幕府管領家斯波氏の一族、斯波家兼が足利尊氏から文和三（一三五四）年に奥州管領を命ぜられ、奥州の大崎地方に下向したことによる。この斯波氏が後に大崎氏と改めた。

大崎氏も熊野の旦那であり、先達は京都の住心院であった。住心院は、室町時代、大崎氏だけでなく岩手斯波郡に下向した一族の奥州斯波氏、さらには山梨の武田氏などの先達を務めていた。応仁の乱（一四六七～一四七七）により退転するが、名跡を繼承した、勝仙院は江戸時代後期には本山派修験組織内で要職にあり、「聖護院院家として本山派内部の執事務を務め、門跡の代わりに御坊で説教をするなど、勢力をもっていた」<sup>〔註20〕</sup>とされる。

以下に住心院が大崎氏の熊野先達であることを示す史料をかかげ

る。<sup>〔註21〕</sup>

【史料七】応永二十九（一四三二）年 熊野檢校満意令旨

大悲寺僧正遺跡、熊野參詣 諸檀那内、斯波殿御一家 奥州大將並被官人之先達 職上分等事、任古僧正知行 旨、可令相伝領

宗法寺の開基に熊野那智からの伝承があること、修験寺の伝承が

## (二)

鶯沢秋法の熊野山宗法寺と熊野神社

江戸時代まで栗原市鶯沢秋法に天台宗熊野山宗法寺があつた。安永七（一七七八）年の「栗原郡武迫鶯沢邑風土記書出」<sup>(15)</sup>には、天台宗で、佛殿は「豎五間横三間」、本尊は「不動尊木佛立像御長壹尺五寸但作者相知不申候事」とある。

明治以降に退転したため、文書等は残っていない。今は、近くの家で寺から移された木造不動明王立像二躯、木造毘沙門天立像一躯を厨子に納めておまつりしている。不動明王のうち、本尊と伝えられる像是総高七十一・六センチ（台座とも）、像高四十八センチ、髪際高四十四・七センチで、風土記書出にある「長壹尺五寸（約四十五・五センチ）」と髪際高がほぼ一致する。他は像高二十四・二センチ、毘沙門天像は総高十三センチ（台座とも）である。いずれも江戸時代の作と思われる。<sup>(16)</sup>

寺について、明和九（一七七二）年に完成した『封内風土記』<sup>(17)</sup>は次のように記す。

熊野山宗法寺。天台宗。仙台府下。仙岳院木寺。傳云。後冷泉帝。天喜中紀州那智山誓願寺應昭法印弟子。應明法印開山。星霜之久。無住而荒廢。靈元帝。天和中。満海法印。為一仙岳院末寺一。

『封内風土記』は天喜年中（一〇五三～一〇五八）に紀州那智の誓願寺応昭の弟子応明法印が開いたとする。開山法印の師である「那智山応昭」は長久四（一〇四三）年ごろの撰述とされる『法華驗記』に記された「応照」であろう。平安時代に那智山へ籠もつて法華經



木造不動明王立像（旧宗法寺本尊）個人蔵



熊野神社 栗原市鶯沢

永風土記にある<sup>〔註1〕</sup>。清淨院の清原氏が羽黒修験となつた康暦二（一三八〇）年から十年後の明徳元（一三九〇）年、大崎氏三代詮持の命によって羽黒修験になつてゐる。

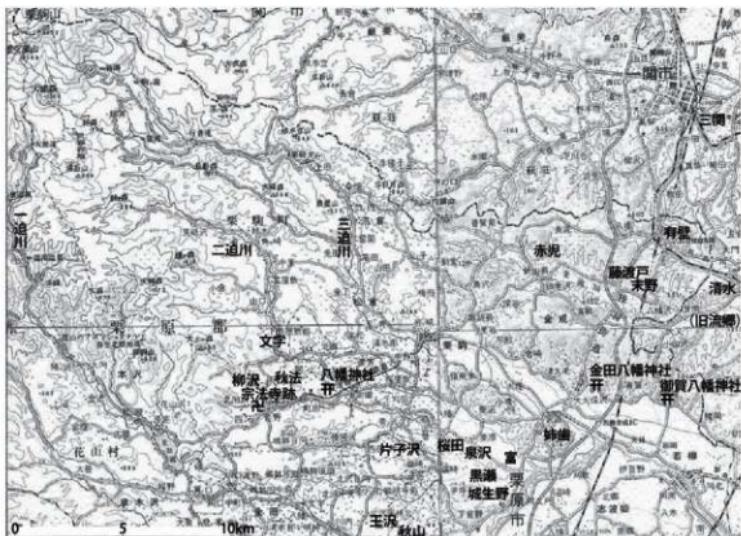
### 三 熊野先達について

熊野先達は信者である且那を在地から熊野本宮・新宮・那智の熊野三山へ案内する者で、熊野の山中等で修行をする修験が務めた。先達は道案内だけでなく、道中の儀礼や作法の指導も行つた。熊野三山には、熊野の寺社に属し、先達が導いてきた且那の祈祷や宿泊などの世話をする御師がいた。中世の熊野三山では熊野で宿坊を經營する御師と先達・且那の契約関係による全国的な参詣組織が成立した。

栗原郡にいた熊野先達に「秋法（あきのり）」がいる。大崎氏の熊野先達、住心院の文書や紀州の熊野那智大社文書等で知られてい る。

### 四 熊野先達・「秋法」の検討

秋法は栗原市鶯沢の西部にある地名である。栗原郡二迫に含まれ、先の白鷺山文書「史料三」で木仮の檀那場として記されている「あきのり」である。熊野先達・「秋法」は羽黒修験の二迫總先達木仮の在所近くにあることから、これまでの研究では羽黒二迫總先達の兼帶もしくはその配下の者とされてきた<sup>〔註2〕</sup>。以下に「秋法」についてその実態を検討していく。



栗原市鶯沢周辺の主な地名

国土地理院発行 20万分の1「一岡」・「新庄」を複製

康暦二年十一月十五日 沢ノきのかみ

〔史料六〕応永二〇(一四一三)年 三之迫惣先達北金成沢之紀伊守、

遺免証状

三之迫惣先達きたかん成、沢のきのかみもたするかすみの事、  
みたり・あかいちこ・ふしわだと・すへの・ありかべ、  
右ハ六ヶ所代々かすみたるへし、せんれいよりありきたるやう  
ニ、しおきとし、可被仕候、為其判形相渡置候、仍之状如件、

応永二十年九月七日 (花押)

清淨院は江戸時代に、金田八幡神社の他、十八社の別当を務めていた。仙台藩の事業として行つた風土記編纂に際し、清淨院が安永六(一七〇九)年に提出した書出によると、天喜康平(一〇五三)一〇六五の頃に源頼義によつて勧請された八幡宮の宮司を当初から務め、十二代にわたり北金成沢に居住していた。十三代は康暦二(一三八〇)年七月に羽黒山に入峯し寺号を許され、八幡山金田寺とし、紀伊守宥義と称した。同年十一月十五日に三迫惣先達となり、法印官之表林五條製装直縫衣着用を羽黒一山の目代真田四郎左衛門尉種頼から許され、その真筆印證を所持している。〔史料五〕がそれに該当すると思われる。また、「史料六」と思われる記述に、「当村ならびに当郡三迫三田烏赤兒藤渡戸末野有壁都合六ヶ所設場先例之通仕置可申旨右眞田四郎左衛門尉種頼より寛永廿年九月七日御真筆御免證被下候今以所持仕候事」がある。内容の同一性から

見て、風土記にある「寛永」は「応永」の誤りと判断され、「史料五・六」は風土記書出が書かれた安永六(一七〇九)年には清淨院の手元にあつたと考えられる。

(三) 羽黒修驗二迫・三迫惣先達

白鷺山文書と清淨院文書は花押の筆順が近似している点から、両方とも真田四郎左衛門尉が発給したものとされている。白鷺山文書では明言していないが、配下の者に先達職を預けていることから、木仮は三迫惣先達であつたと見られる。

白鷺山文書「史料四」の裏書に「当院先祖は天喜・康平年中、源朝臣頼義公の命を蒙り、國中所の御陣中へ正八幡の神輿を担い奉る所の、清中曾藤の四神子の内にして、則、当社八幡の祭主大宮司菅原太公成の後職なり」とあ。四神子のうち、清原氏は栗原市金成の金田八幡神社神官、栗原市若柳有質の御賀八幡神社神官が後裔である。中原氏は岩手県一関市釣山の八幡神社の神官<sup>註10</sup>が後裔と考えられる。菅原氏は白鷺山文書奥書のとおり、鶴沢八幡神社神官である。藤原氏は不詳であるが、二迫・三迫では平安時代に源頼義にともなつて神輿をかついたとされる家筋が、室町時代に羽黒修驗の惣先達として在地で活躍してゐることになる。

栗原郡に羽黒修驗が活躍した背景として奥州管領であつた大崎氏の存在がうかがえる。たとえば清淨院清原氏と同族である御賀八幡神社の清原氏は「伊賀守俊隆大崎左京大夫源詮持公の依仰ニ明徳元年羽黒派修驗道二相入八幡社別當寺右寺跡江取移住居仕候」と安

## (裏書)

栗原郡三迫県、小野松莊、鷺沢村駒場里鎮守、鷺沢正八幡社之東統、駒場城邑主後藤平馬之充藤原高広、当社を奉崇敬、而籠立願状を、天文第五丙申三月廿四日、当社江神田・社領を令寄附所之古文書也。高州探題、大崎左衛門尉源義隆君之家族也。右者文丙申より当文化丙子まで年数式百八十壹年、今般、康暦・応永之古証等を令修補之序、此書も又裏打をなし、後世に伝置者也。仍而如件。

## 八幡宮別當中興、修驗開院第十九世

白鷺山源沢寺宝香院實賀加裏書を者也  
神伝二、当院先祖ハ天喜・康平年中、源朝臣蒙頼義公之命を、國中所之御陣中江正八幡之神輿を担奉する所之、清中音藤之四神子之内にして、則、当社八幡之祭主・大宮司、菅原太夫公成之後職也

宝寿院(印)

實賀(花押)

「史料一」は康暦二(一三八〇)年に羽黒山本坊が一山の目代職、

真田四郎左衛門尉に岩手閉伊郡の智識(檀那場)を与えたものとされ、そのことを「迫鷺沢の木仮(きほとけ)」に伝えた文書と考えられる。木仮は鷺沢八幡神社別當源沢寺の祖である。智識は檀那場、霞とも呼び、「修驗の徒が、祈祷を行い、守札を配る場所」の範囲及び「末院を支配する地域」の範囲をいう(註5)。  
「史料二」は応永二十五(一四一八)年に木仮配下の六名に「迫郷の信者である旦那を羽黒に尊く先達の職を割り当てた文書であ

る。当時の羽黒山における先達職について、羽黒山の意に基づいて在地修験が活動を行なう範囲であろうが内容は明確でない。

「史料三」は「史料二」に木仮自身の持ち分が加えられている。「史料四」は戦国時代の奇進状で修験とは直接関係はないが、裏書が次節と関連する。

## (二) 清淨院文書

栗原市金成の金田八幡神社の別當を務めていた、旧羽黒派修験、清淨院に關わる文書であるが、岩手県一関市川崎薄衣の旧羽黒派修験院の家に伝わる。文書はこれまでいくつかの文献で紹介されている(註6)が、所有している川崎薄衣の旧修験院の事績として扱われてきた。これを金成の金田八幡神社別當家の清淨院文書としたのは伊藤清郎(註7)である。

「史料五」康暦二(一三八〇)年 三之迫惣先達沢之紀伊守、五条

製表直綴衣着用証狀

(花押)

(花押)

三之迫惣先達沢之基之守、從せんき山号寺かう有是よつて、  
せんれいの(ことく)、五ちやうけさ・志きとつ衣入室の(ともから)  
ハ於子孫可着者也、  
一 さなたの四郎さまへもんた年より、此はきやうをもたするな  
り、繼此子孫成共判形をもたすハ、右之けさ・ころも着へから  
す、仍之状如件

一黒瀬、かしまの太夫六郎二あつくる分。くろせ、わたつまつ、

上うくろせ、しやう野也

一鳥屋のみこニあつくる分。ふくろ、かたこ沢、しまめくり、

さくら田、みつたま、五ヶ所也

今年よりして、木仏可為成敗候

応永廿五年九月四日（花押）

（奥書）

此古証者、当干仁皇百二代朝廷、称光院駿萬、応永二十五年戊

戌菊月初四日、從羽黒山御師・在庄、真田家、被為免許之証文

也。至今載文化星紀丙子、考其年間者、凡三百九十九年、深秘

當寺之庫藏、以令所伝重宝之古鑑也、故予謹加裏打而永伝累葉

者也。伝爾。

時文化十三龍集丙子載初夏二十日

白鷺山源沢寺宝寿院現住実賢謹識焉

〔史料三〕 二追諸郷先達職預留状

（前次）

一南大藏、秋山太夫殿あつくる分。

一大沢、まつはたけ、こほりわたと三郷也

一柳目、源内三郎にあつくる分。

やきのめの郷なり

一上方郷、八幡のね宣殿江あつくる分。

上方、いつミ沢、いたり崎、此三郷也

一あねハ、もてきの庄平二郎あつくる分。

あねハ上下郷也

一黒瀬、荒崎、禰宜太夫六郎あつくる分。

くろせ、わたまつ、上くろせ、しやう野、四ヶ所也

一鳥屋のみこ御せんあつかりの分。

ふくろ、かたこ沢、しまめくり、さくら田、みつたま、五ヶ所也

一本仏自分。

もんぢ、新田、大おほはだ、いなせぎ、飯土兵、大おほどり、かままねうまし、

下さまねうまし、くりはら、どみ、いりさへ、あきのり、やきさへ、

うきいさわ、高松、大田、いわさ、大坪、い上十五じゅうごか所也

捻都合三十五ヶ所也。木仏（花押）

〔史料四〕 天文五（一五三六）年 後藤高広寄進状

返々、前々のことく、うりなくしきねん申されへく候。

八幡之御神両、前々のことく相付候へく候。かいの地として、門

地之内はたけ中相付申候。やさわに三百かり。また一かんにさし

おき申候地六百かり。いつれも前々のことく指おき申候。存候こ

とくまかり帰候ハバ、すこ新きしんを所望候へく候。並び二八

沢に候白山之神両返し申候。前々のことくまつり申、きねん申さ

れへく候。如件。

天文五年三月廿四日

木仏殿

高広（花押）

栗原郡は宮城県でも早くから修験が活動していた地域で、南北朝時代に羽黒先達・修験が活動していた史料がある。以下にそれを紹介する。

(一) 白鶯山文書

二追うくひさわの住人木ほとけ殿もたするなり、此旨を存ぢ  
せらるへきなり

當院八羽黑派、二ノ迫者先達職之院迹と申伝候。此印証者、則、  
羽黒山宿坊、真田在御先祖、羽黒一山の目代職、真田四郎左  
衛門尉江被相渡候也。仁皇百代後円融院御宇、康暦二年庚申  
十一月十五日と被相驗候。右紙、廻々裂損候ゆハ、此度、予、  
令裏打指置候条、當時後世代々之僧徒等、聊も不可有粗末候。  
仍而如件。

白鶯山源沢寺現住実賢謹誌

于時文化第十三龍舍丙子載夏四月廿日敬白

再、年期を繰改所、右、康暦二年より当文化丙子迄、凡

四百三十七年二歲

**史料二** 范永一千五(一四一八年)三迫諸鄉先達職願狀

前欠

二迫

大沢、まつはたけ、こほりわたと三郷也

一柳目、源内三郎二あつくる分。やなきのめの郷なり

一上方郷、八幡の楠宜殿あつくる分。  
うハかた、いづみさハ

いたかき、此三郷也

一あねハ、もてきの藤平一郎あつくる分。  
あねハ上下郷なり

〔史料二〕 康暦二（一三八〇）年 某修驗証狀

花押

なかおくへいのこぼりちまたうたうの事  
さなたの四郎さへもんに今年よりしてもたするなり、せんれい<sup>先明</sup>  
のことく、<sup>（前後）</sup>いきなく、<sup>（前後）</sup>しょやく共、つとめ候へきものなり。  
又、<sup>（向後）</sup>きやうこも、此はんきやうをもたざらん物ハ、ちしき  
たうたうをひかすへからす。仍状如件

年に裏打ちされ、当時の住持による奥書が付されている。豊田武が一九六二年に東北地方中世の修驗道を考察した論文で紹介した<sup>3-5</sup>。その後、「宮城県史」等<sup>3-6</sup>でも扱われ、羽黒修験の貴重な中世の資料とされている。

## 栗原郡における中世の修驗 —羽黒先達及び熊野先達—

笠原信男（東北歴史博物館）

- 一 はじめに
- 二 羽黒先達
- 三 熊野先達について
- 四 熊野先達・「秋法」の検討
- 五 おわりに

一 はじめに  
 筆者はかつて、南北朝時代から室町時代にかけて遠田郡を中心として活動していた熊野先達・持渡津を取り上げ、その根拠地・活動について論及したことがある<sup>註1</sup>。今回も、宮城県内の修驗の動向を検証する作業の一環として、室町時代の栗原郡の動向を記述するとともに、当郡に活動していたと考えられる熊野先達について検討したいと考える。

栗原郡は平成十七年に郡内の九町・一村が合併して栗原市となり、現在、行政上は使われていない。市の人口は約八、一〇〇〇〇人、面積は八〇・四・九三km<sup>2</sup>、県内でも広い市町村である。

秋田県との県境に位置する、栗駒山を水源とする一迫川・二迫川・三迫川これら3つの川が合流し、迫川となって東に流れ出す地域にある。中世の栗原郡は川の流域ごとに一迫、二迫、三迫と呼ばれることが多い。

十一世紀末の平安時代から鎌倉時代にかけて一、二迫には摂関家

の荘園である栗原荘があつた。三迫から岩手県の磐井方面に高鞍荘があつた。奥州藤原氏によつて摂関家に寄進され、後に後院領となる荘園である。南北朝時代末期、二迫は上形氏、三迫は富沢氏が領有し、一迫には狩野氏がいたとされる。このうち一迫の狩野氏と二迫の上形氏は江戸時代に書かれた「伊達正統世次考」によれば「河内四頭」とされ、大崎五郡（志田・遠田・賀美・玉造・栗原）の諸代地頭に数えられている<sup>註2</sup>。室町時代は大崎五郡を中心に陸奥国内の軍政・民政をつかさどつた奥州探題・大崎氏の支配下となる。しかし、東隣りの登米郡・牡鹿郡を領有していた葛西氏との間で長年、争いが続いた。このため栗原郡内には大崎氏家の居城と伝える城跡と葛西氏家の居城を伝える城跡がある。天正十八（一五九〇）年、豊臣秀吉による奥羽仕置によって葛西・大崎氏の惣領家は滅ぼし、両氏の旧領はその翌年、後に仙台藩初代藩主となる伊達政宗に与えられた。

---

**東北歴史博物館研究紀要 11**

発 行 平成 22 年 3 月 26 日

編集・発行 東北歴史博物館  
〒 985-0862 宮城県多賀城市高崎一丁目 22-1  
TEL.022-368-0101

印 刷 創文印刷出版株式会社  
〒 980-0821 仙台市青葉区春日町 8-34  
TEL.022-222-0181

---